

鳥取県男女共同参画白書

～平成 22 年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書～

鳥 取 県

本書は、鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）第9条に基づく年次報告書として作成したものです。

<構成>

平成19年3月に策定した「第2次鳥取県男女共同参画計画」の体系に沿って、平成22年度の取組や推進状況を取りまとめています。

<鳥取県の目指す「男女共同参画」社会の姿>

男女共同参画社会とは、

女性も男性も高齢者も若者も、家庭・地域・職場のあらゆるところで

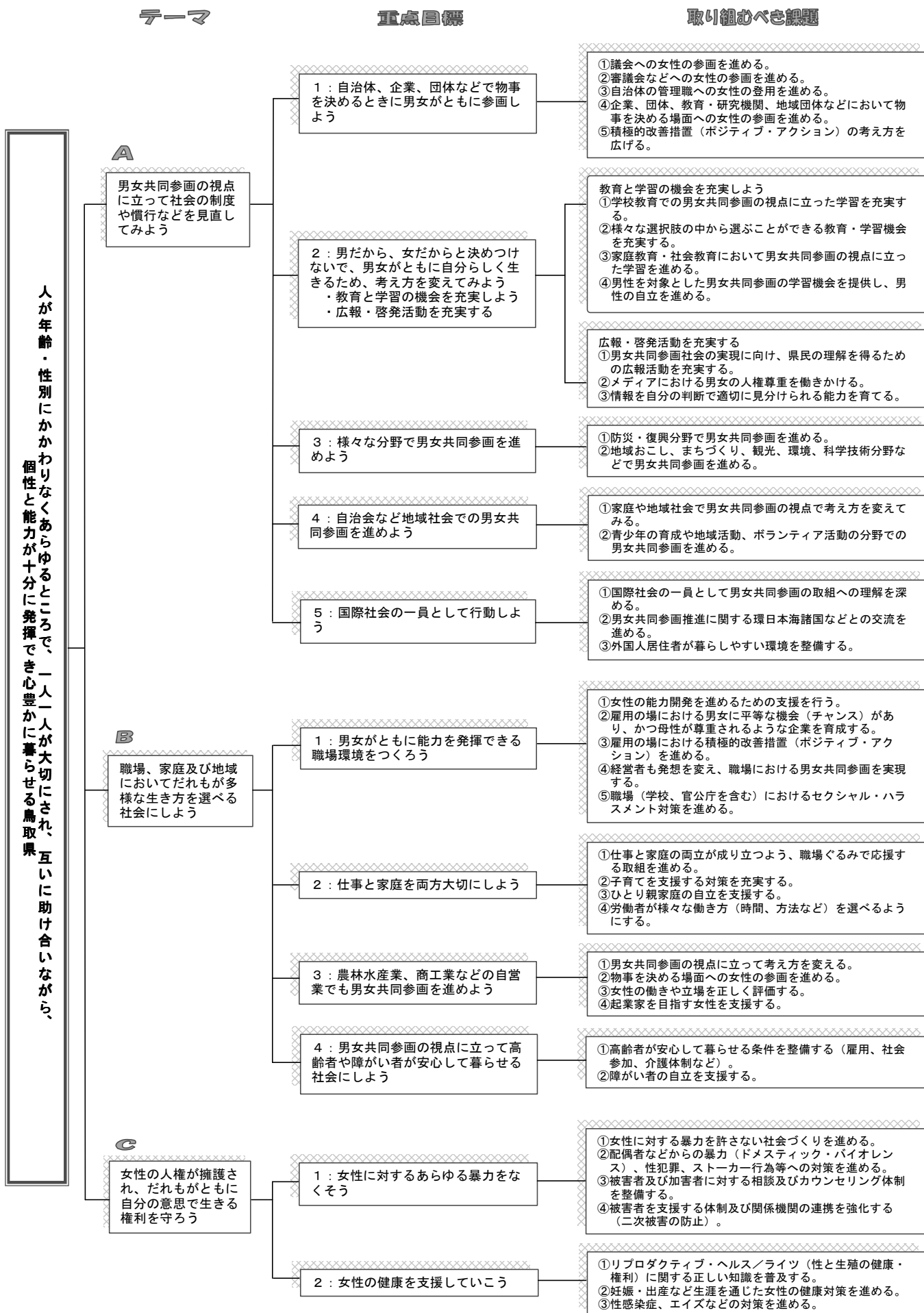
- ◆一人一人の人権が大切にされ
- ◆「人」として個性と能力が十分に発揮でき
- ◆自分にできることは自分で責任を持って取り組み
- ◆できないところは、家庭や地域や社会の制度で支え合っ

心豊かに、いきいきと伸び伸びと暮らせる社会です。

第2次鳥取県男女共同参画計画の体系図

I	データで見る男女共同参画の現状	1
	鳥取県の人口と世帯	1
	(1)人口	人口の推移/年齢3区分別人口の推移
	(2)世帯	一般世帯数、1世帯当たり人員の推移/一般世帯の家族類型別世帯数の推移
	(3)外国人の状況	国籍別外国人数
	(4)人口動態	「合計特殊出生率」全国との比較/「出生・死亡」全国との比較/「婚姻・離婚」全国との比較/年齢階級別未婚率/自殺者数の推移/自殺の年齢別死亡者数
	テーマA 男女共同参画の視点に立って社会制度や慣行などを見直してみよう	7
	「男女共同参画社会」という言葉の認知度/議会議員における女性割合の推移/審議会委員における女性割合の推移/自治体管理職における女性割合の推移/教員・教頭及び副校長・校長における女性割合/社会通念・慣習などにおける男女平等感/男女の役割分担意識/高等学校学科別の男女割合/「らしさ」に関する経験/「らしさ」に関する見解/男女共同参画人材バンクの分野別登録者数(延べ)/消防団員における女性割合/医療関係者における女性割合/町内会や地域における男女平等感/自治会役員における女性割合/外国人のいる世帯の類型/JICAボランティアの派遣状況	
	テーマB 職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう	15
	職場における男女平等感/男女別就業率の推移/夫婦とも就業者である世帯の推移/年齢階級別労働力率/雇用形態別雇用者数の推移/雇用形態別雇用者の割合/一般労働者の月間所定内給与額の比較/短時間(パートタイム)労働者数、時間所定内給与額の比較/セクシュアル・ハラスメント相談件数の推移/家庭生活における男女平等感/男女有業者の週平均生活時間/育児休業に関する状況/「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度/仕事と生活の調和に関する希望と現実/〔鳥取県男女共同参画推進企業〕業種別の認定状況/〔鳥取県男女共同参画推進企業〕従業員規模別の状況/ひとり親世帯の親の年齢/ひとり親世帯の子どもの状況/ひとり親世帯の就業状況/ひとり親世帯の年間総収入/産業大分類別就業者数/就業上の地位別就業者数の推移/選任委員に占める女性農業委員の割合/農業協同組合における女性割合の推移/家族経営協定の締結状況/女性起業組織の推移/65歳以上の親族のいる世帯の推移/65歳以上の要介護等認定者数/障がい児・者数の推移/一般民間企業における障がい者雇用率の推移/低床バスの導入状況	
	テーマC 女性の人権が守られ、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう	29
	ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害経験/DV相談件数の推移/一時保護数の推移/「デートDV」という言葉の認知度/ストーカーの被害経験/性犯罪の認知件数(被害者の性別)/母子保健関係指標の推移/人工妊娠中絶件数の推移/淋菌感染症の男女別推移/性器クラミジア感染症の男女別推移/保健所におけるHIV抗体検査・相談受付件数の推移/死亡原因の内訳/女性のがん年齢別死亡者数/女性のがん検診受診率	
II	男女共同参画施策の実施状況	34
	第2次鳥取県男女共同参画計画に係る具体的施策の実施状況	
	テーマA 男女共同参画の視点に立って社会制度や慣行などを見直してみよう	34
	テーマB 職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう	44
	テーマC 女性の人権が守られ、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう	62
III	男女共同参画施策の実施効果	70
	1 第2次鳥取県男女共同参画計画に係る数値目標の達成状況	70
	2 評価・今後の課題	76

第2次鳥取県男女共同参画計画の体系図



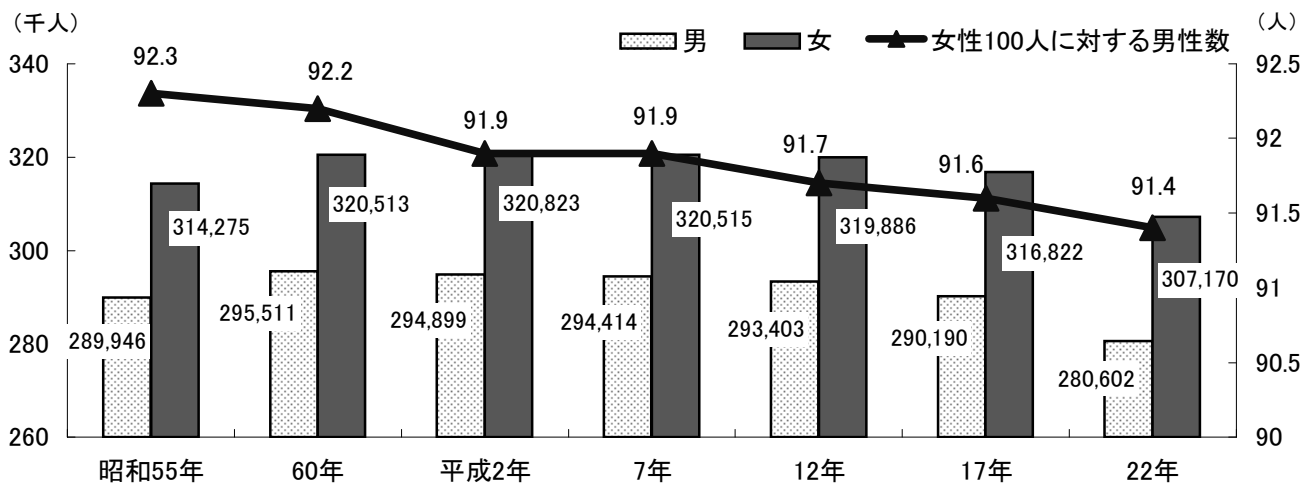
I データで見る男女共同参画の現状

鳥取県の人口と世帯

(1)人口

平成22年10月1日現在の本県の人口は587,772人で、17年に比べ19,240人減少している。男女別に見ると、女性が307,170人、男性が280,602人で、女性が26,568人多く、女性100人に対する男性の数は91.4人となっている。

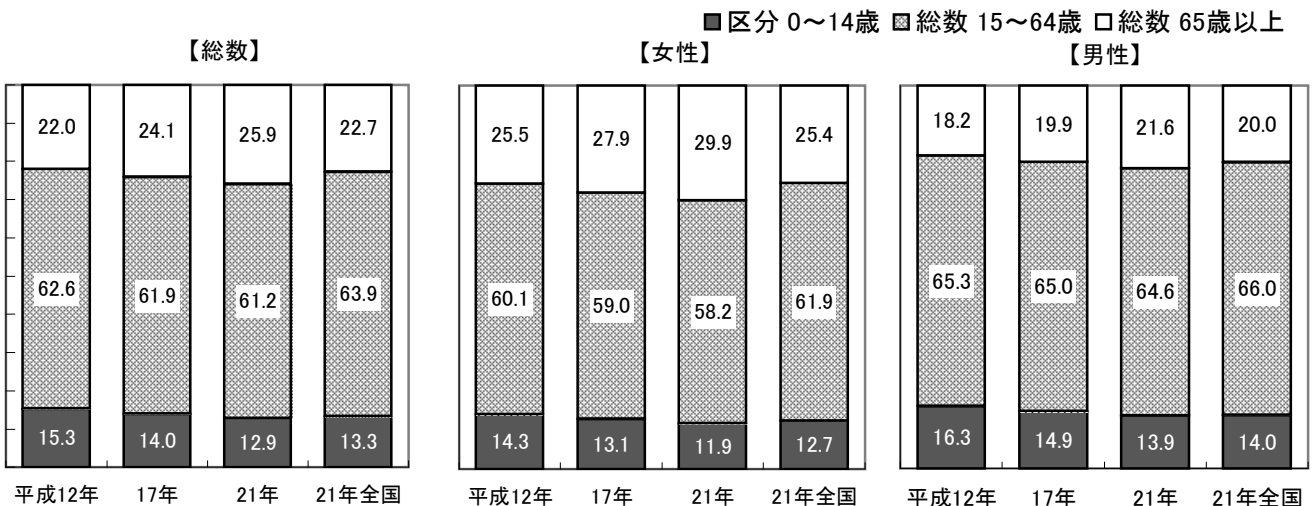
図1-1 人口の推移



資料：昭和55年～平成17年 総務省「国勢調査」
平成22年 鳥取県年齢別推計人口

平成21年の人口推計をみると、男女とも高齢化が進んでおり、女性の老年人口の割合は29.9%と、その率は男性の21.6%よりも8.3%高い。

図1-2 年齢3区分別人口の推移

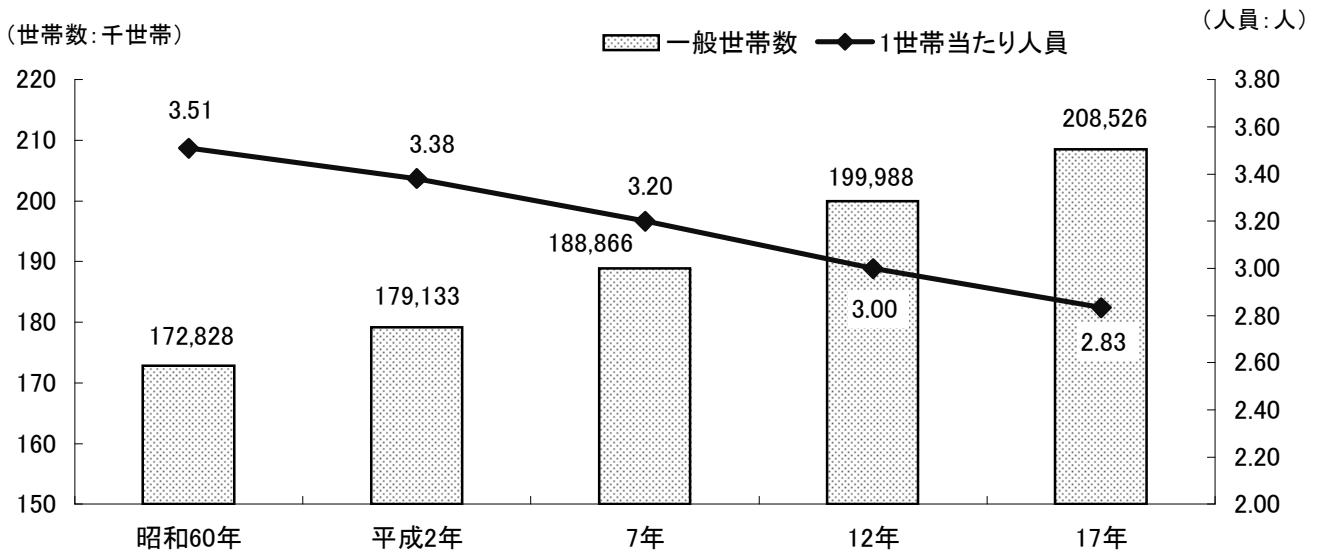


資料：平成12年、17年 総務省「国勢調査」
平成21年 総務省「人口推計」

(2)世帯

平成17年の国勢調査では、本県の一般世帯数は12年に比べ8,538世帯増加しているが、1世帯当たり人員は12年の3.00人から2.83人と減少しており、世帯規模が小さくなっている。

図1-3 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移

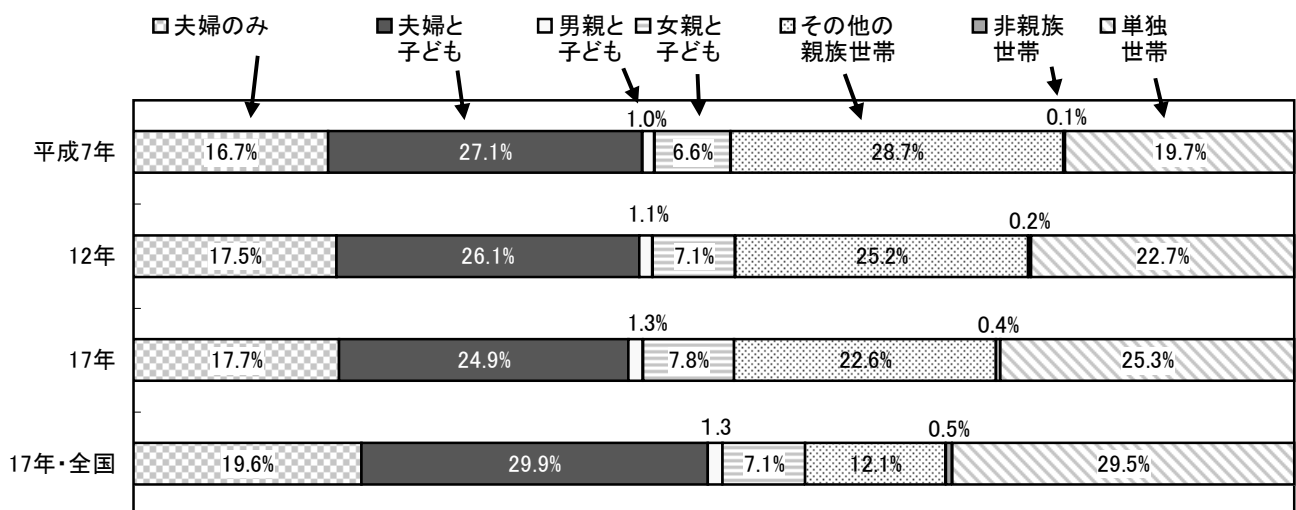


(注)「一般世帯」は、住民と生計を共にしている人の集まり、一戸建て・間借り・下宿・会社独身寮の単身者で、入院・施設等は除く。

資料：総務省「国勢調査」(平成17年)

平成17年の本県一般世帯の家族類型は「単独世帯」と「夫婦のみの世帯」及び「ひとり親と子どもの世帯」が増え、「夫婦と子どもの世帯」「その他の親族世帯」の割合が減っている。

図1-4 一般世帯の家族類型別世帯数の推移



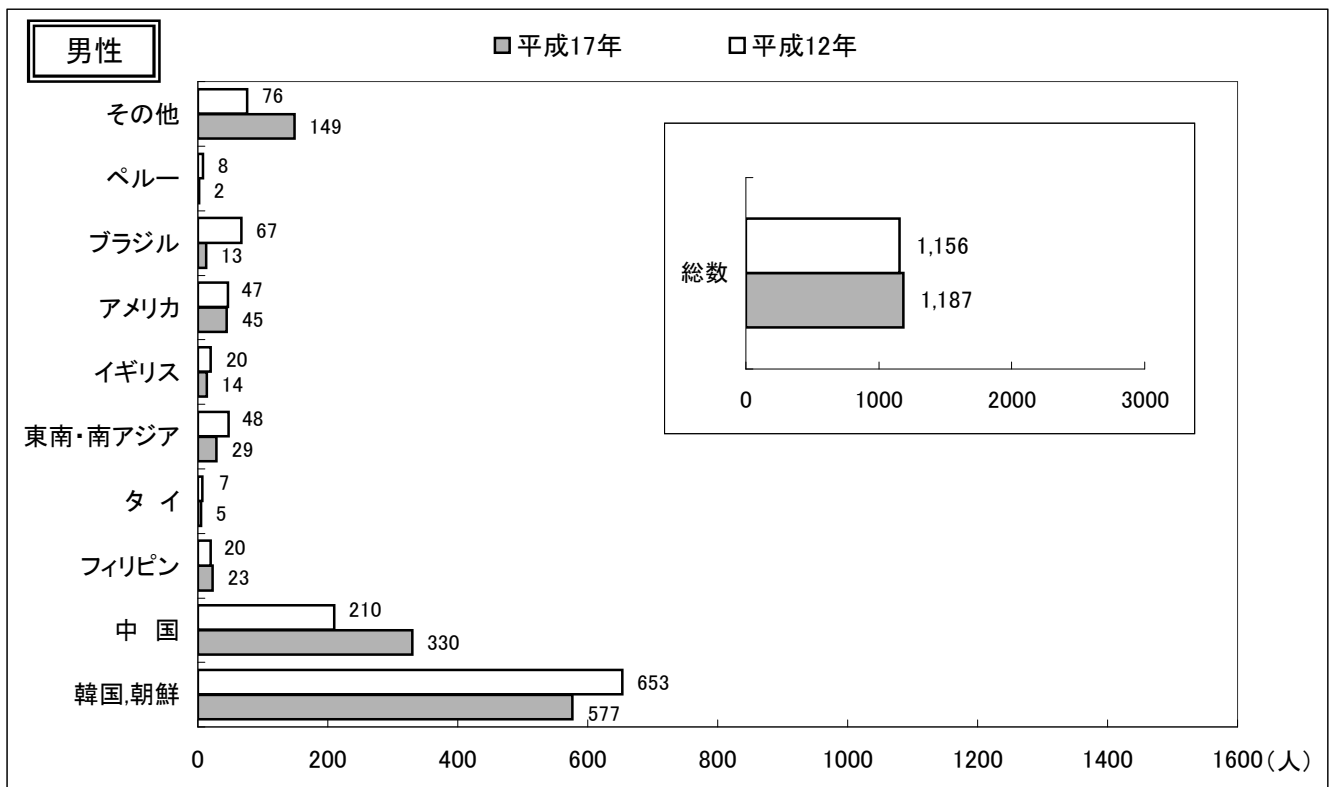
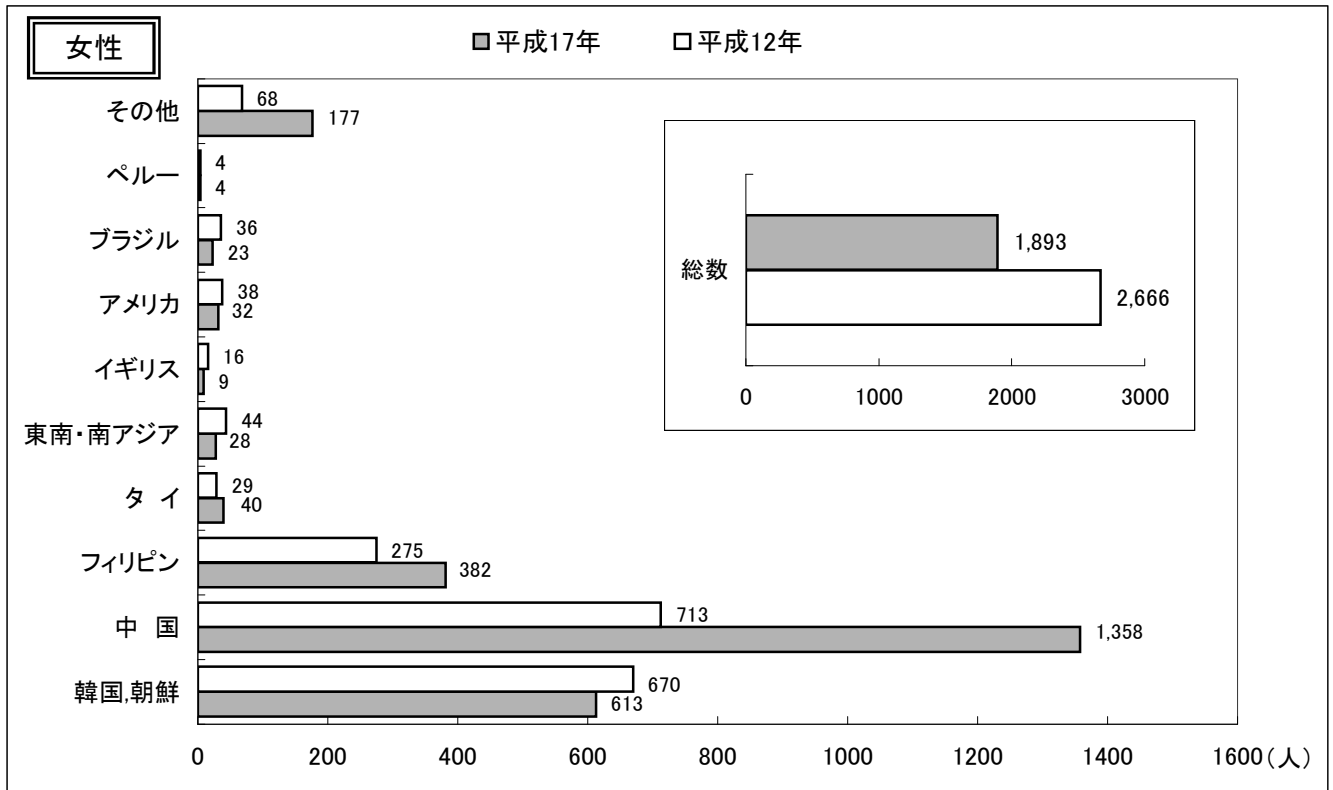
(注) その他の親族世帯・・・2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員がいる世帯
 非親族世帯・・・2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯
 単独世帯・・・世帯員が1人の世帯

資料：総務省「国勢調査」(平成17年)

(3)外国人の状況

平成17年の本県に居住する外国人は3,853人(国籍不明・不詳を含む)で、12年より792人増加した。出身地域別では中国が最も多く、12年に最多だった韓国・朝鮮は減少している。女性では中国が最も多く、次いで韓国・朝鮮、フィリピンの順になっている。

図1-5 国籍別外国人数



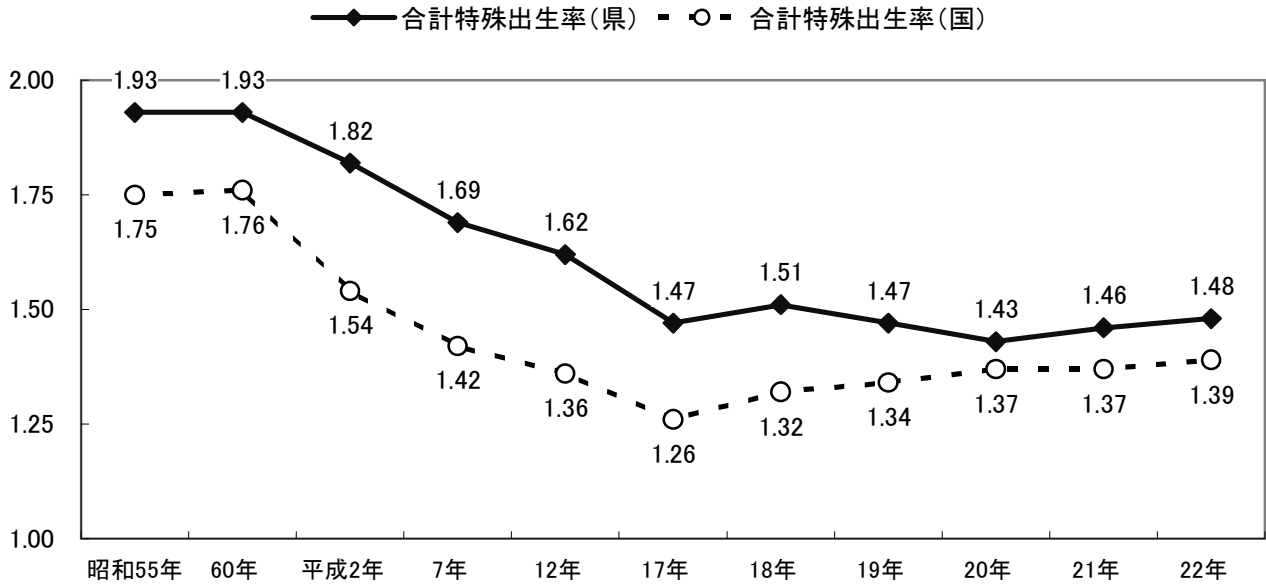
(注) 東南・南アジア: インドネシア、ベトナム等

資料: 総務省「国勢調査」(平成17年)

(4)人口動態

平成22年の本県の合計特殊出生率は、全国を上回って推移しており、前年の1.46より0.02ポイント上昇した。

図1-6 人口動態の推移(「合計特殊出生率」全国との比較)

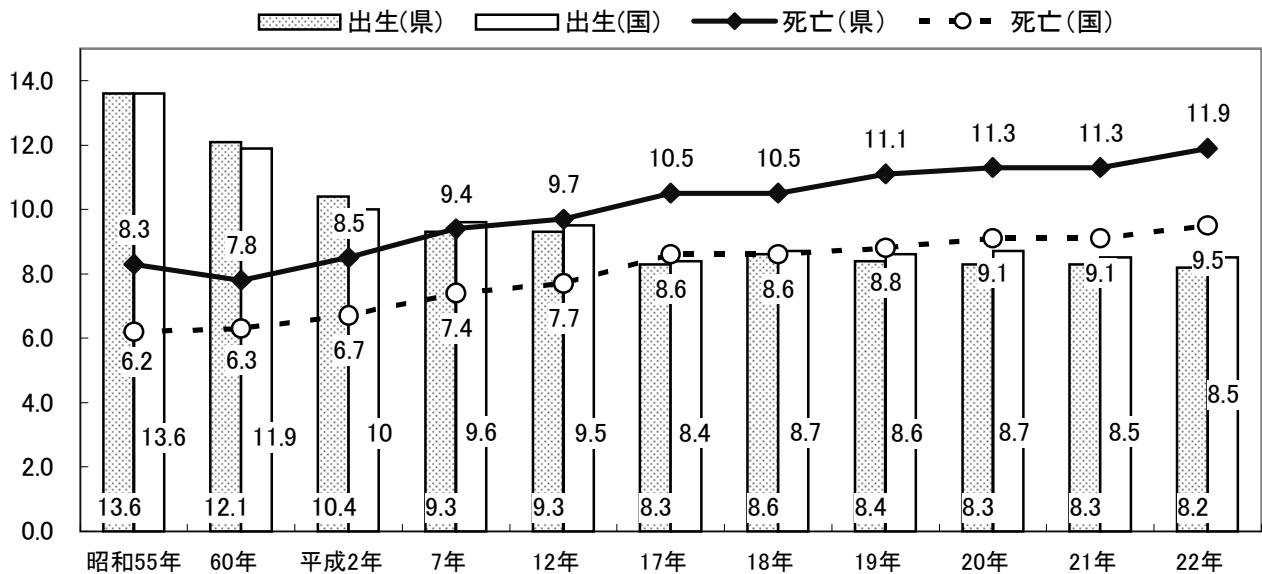


(注)「合計特殊出生率」は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の出生率で一生涯の間に産むとしたときの子ども数に相当する。

資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成22年)

平成22年の本県の出生率及び死亡率を全国と比較すると、出生率は全国を下回って推移しており、死亡率は全国を上回って推移している。

図1-7 人口動態の推移(「出生・死亡」全国との比較)

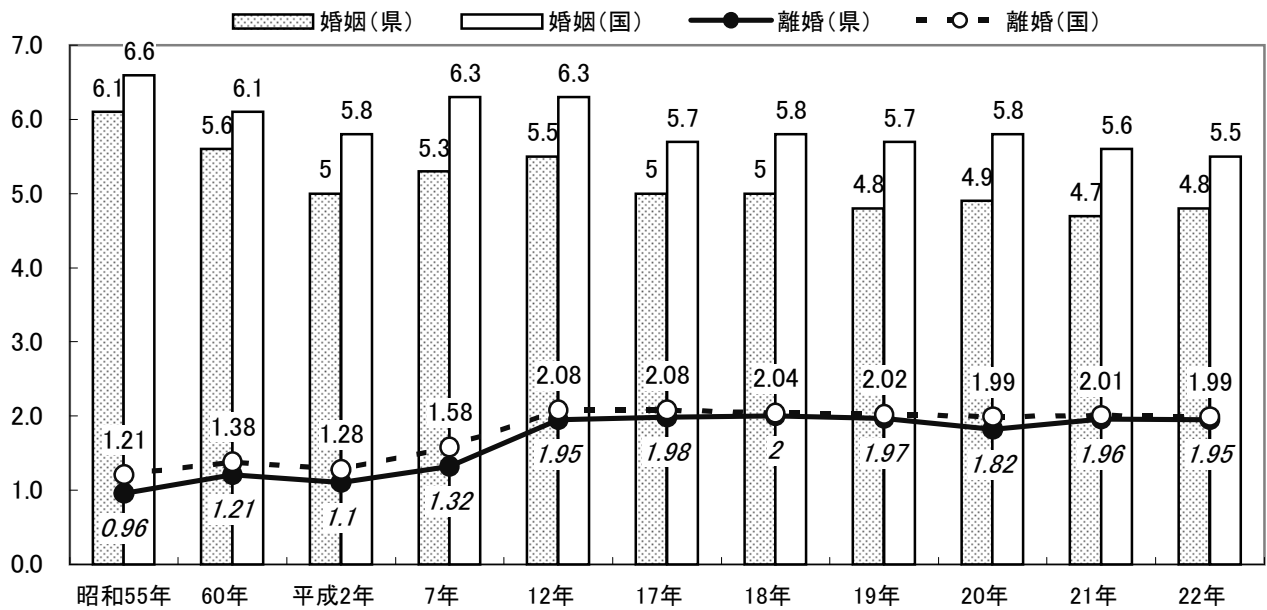


(注)「出生率」、「死亡率」は人口千対

資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成22年)

平成22年の本県の婚姻率は前年に比べ上昇し、離婚率は減少している。全国と比較すると、婚姻率、離婚率ともに全国の率とほぼ同じような推移をしている。

図1-8 人口動態の推移(「婚姻・離婚」全国との比較)

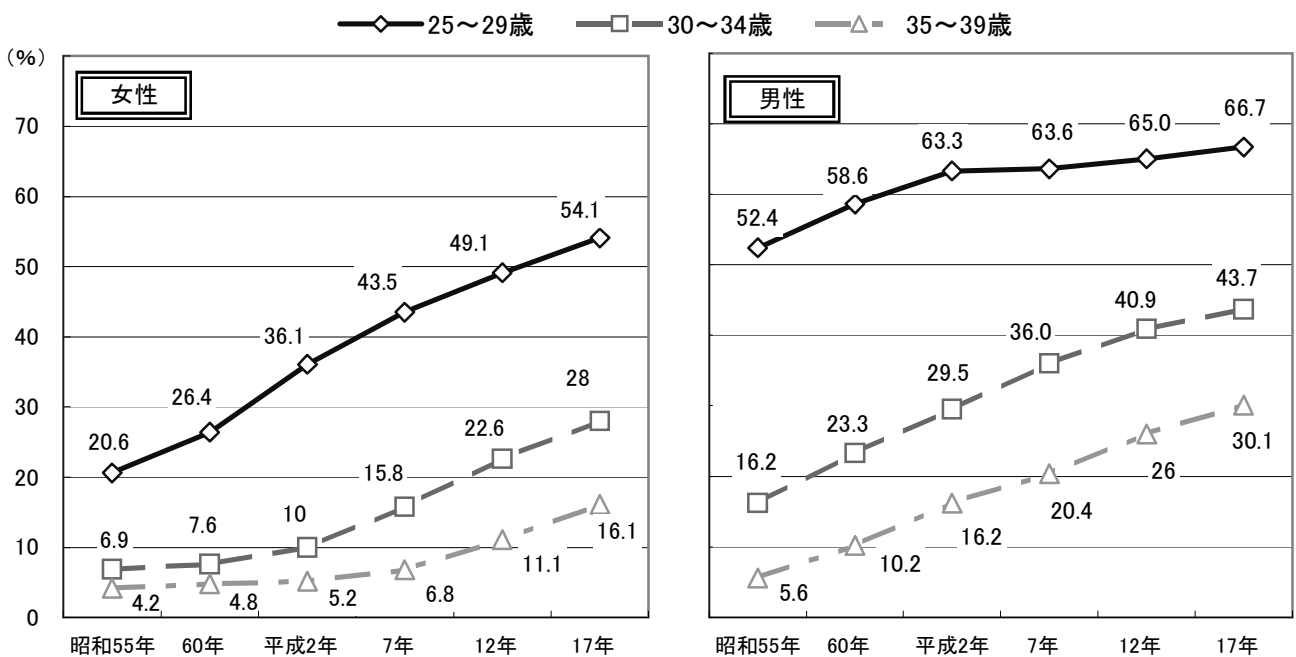


(注)「婚姻率」、「離婚率」は人口千対

資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成22年)

平成17年の本県の年齢階級別未婚率は、男女とも各年齢階級において上昇しており、女性と比較し男性の未婚率が高い。

図1-9 年齢階級別未婚率



資料:総務省「国勢調査」(平成17年)

平成22年の本県における自殺者は男性が女性より多く推移しており、年齢別で見ると特に男性の50～54歳、55～59歳、60～64歳の区が多くなっている。

図1-10 自殺者の推移

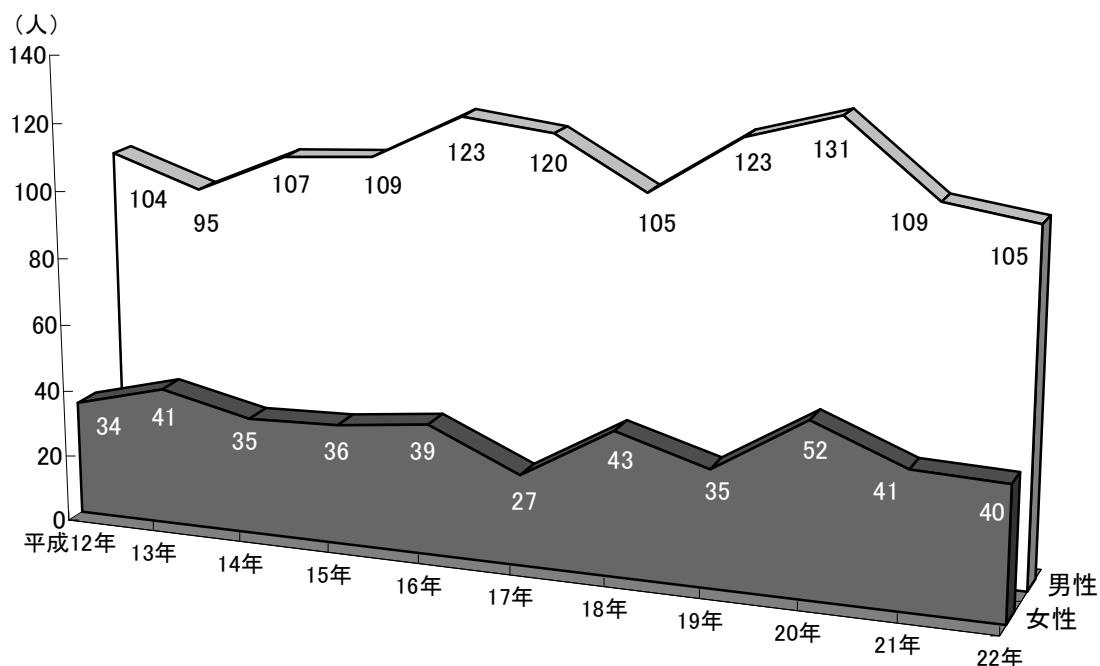
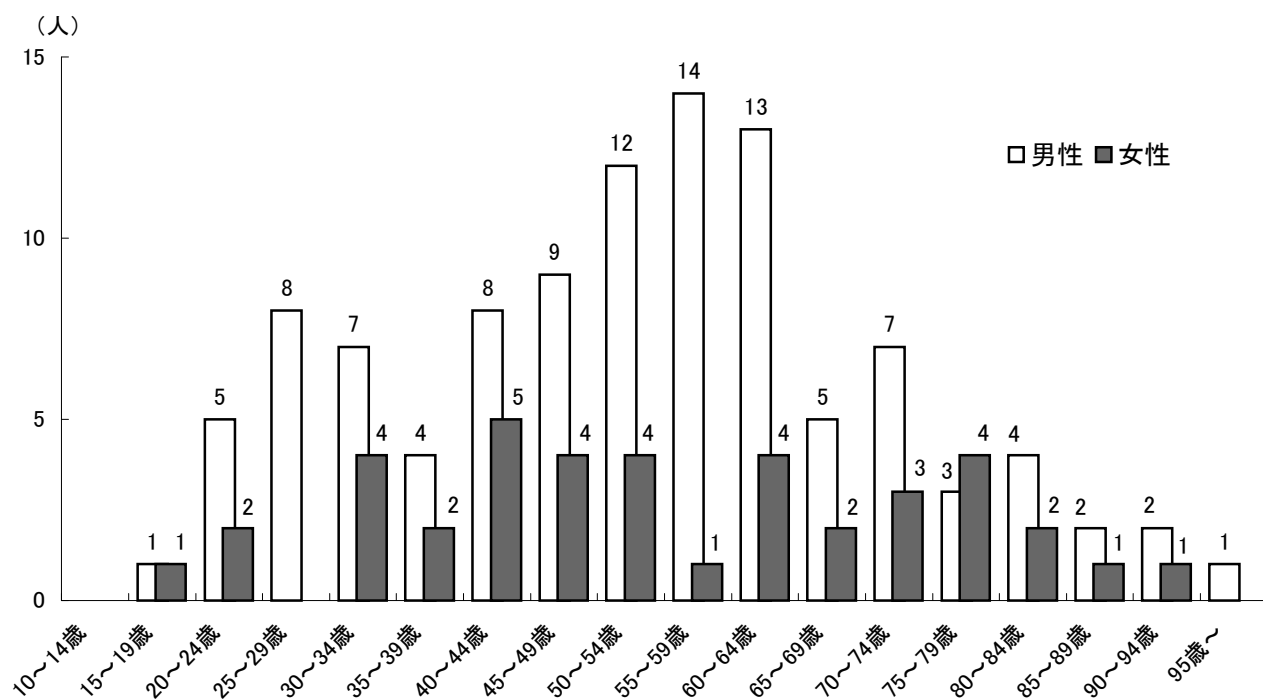


図1-11 自殺の年齢別死亡者数



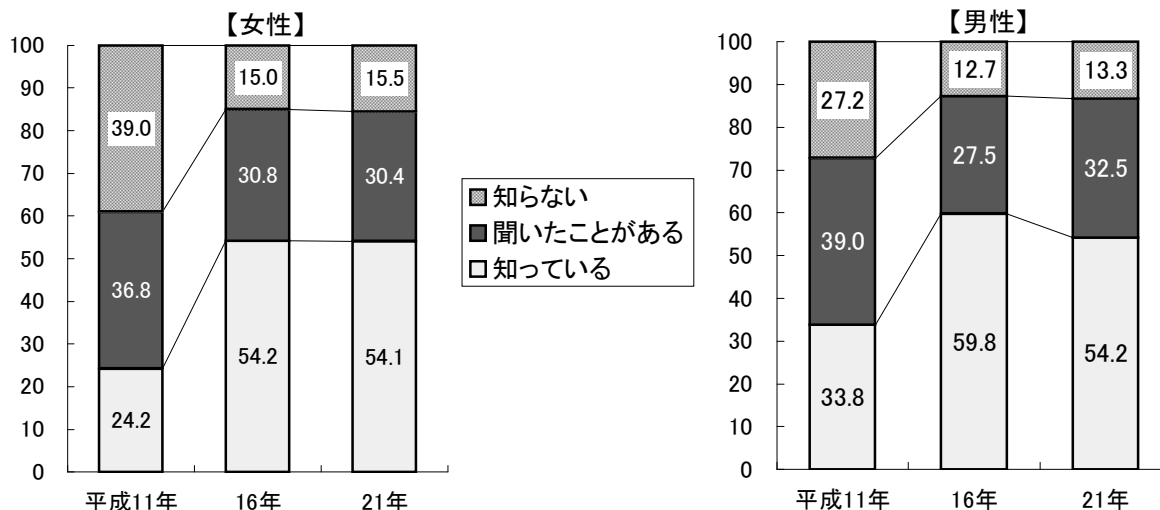
資料：厚生労働省「人口動態統計」（平成22年）

テーマA: 男女共同参画の視点に立って社会制度や慣行などを見直してみよう

重点目標1: 自治体、企業、団体などで物事を決めるときに男女がともに参画しよう

平成21年の調査によると、「男女共同参画社会」という言葉を知っている割合は、男女ともに半数を超えている。一方で、知らないとした割合は、前回の結果と比べ、ほとんど変化はなかった。

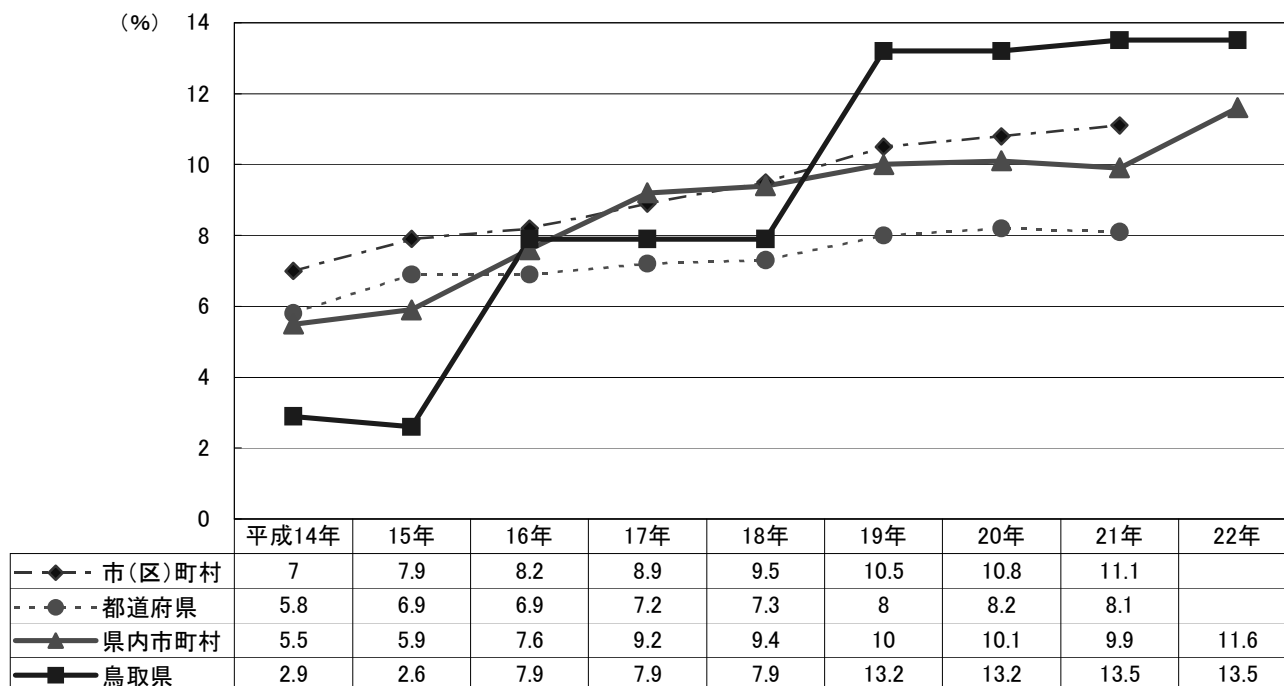
図A-1 「男女共同参画社会」という言葉の認知度



資料: 鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

平成22年の本県の議会における女性議員の割合は、県議会で13.5%、市町村議会で11.6%となっている。

図A-2 議会議員における女性割合の推移

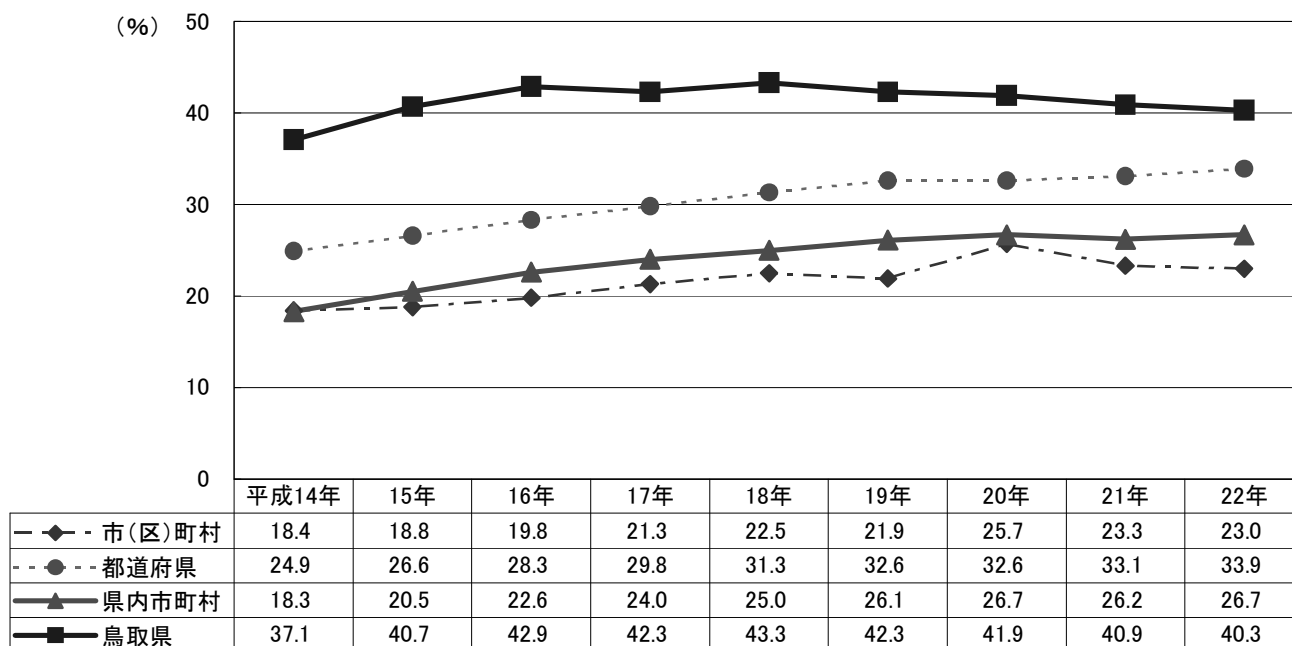


<調査時点>平成13~16年は年度末、17年の市町村は7月1日、平成19年は6月1日、それ以外は4月1日現在(都道府県及び市(区)町村については各年末時点)

資料: 男女共同参画推進課調べ

平成22年の本県の審議会委員における女性の割合は、県40.3%、市町村26.7%となっている。県においては15年以降4割を上回って推移している。

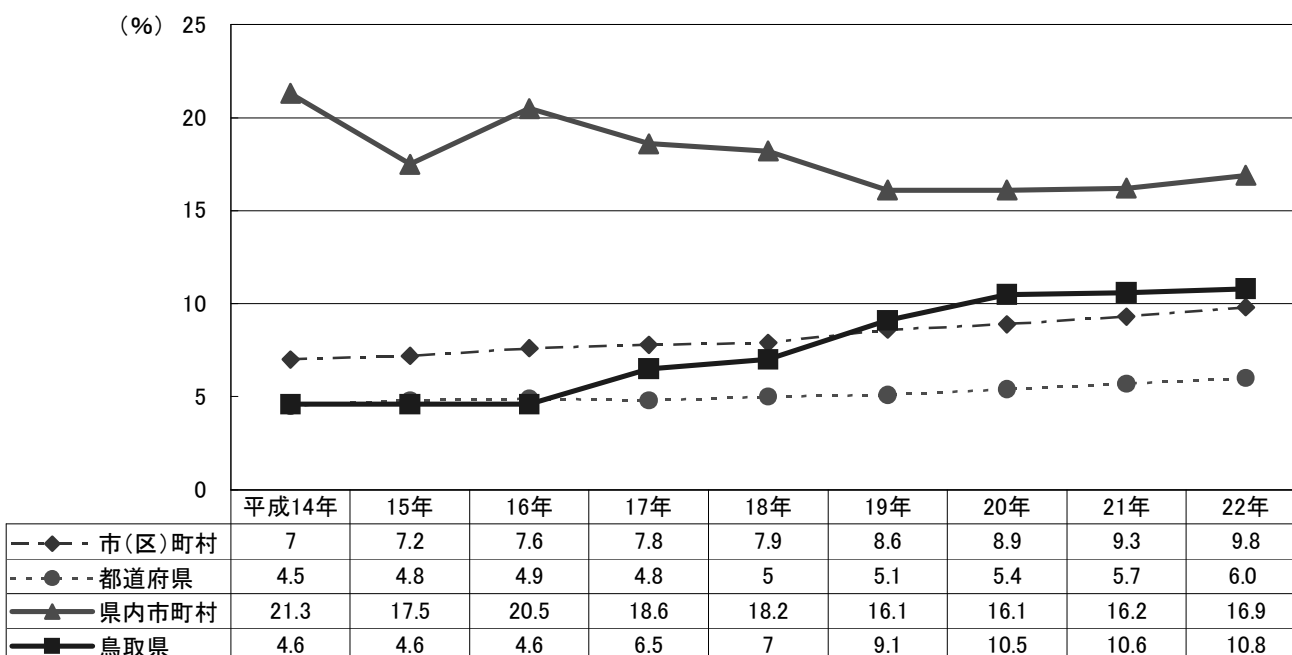
図A-3 審議会委員における女性割合の推移



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(平成22年)

平成22年の本県の自治体管理職(本庁の課長相当職以上)における女性の割合は、県が10.8%、市町村は16.9%となっている。

図A-4 自治体管理職における女性割合の推移

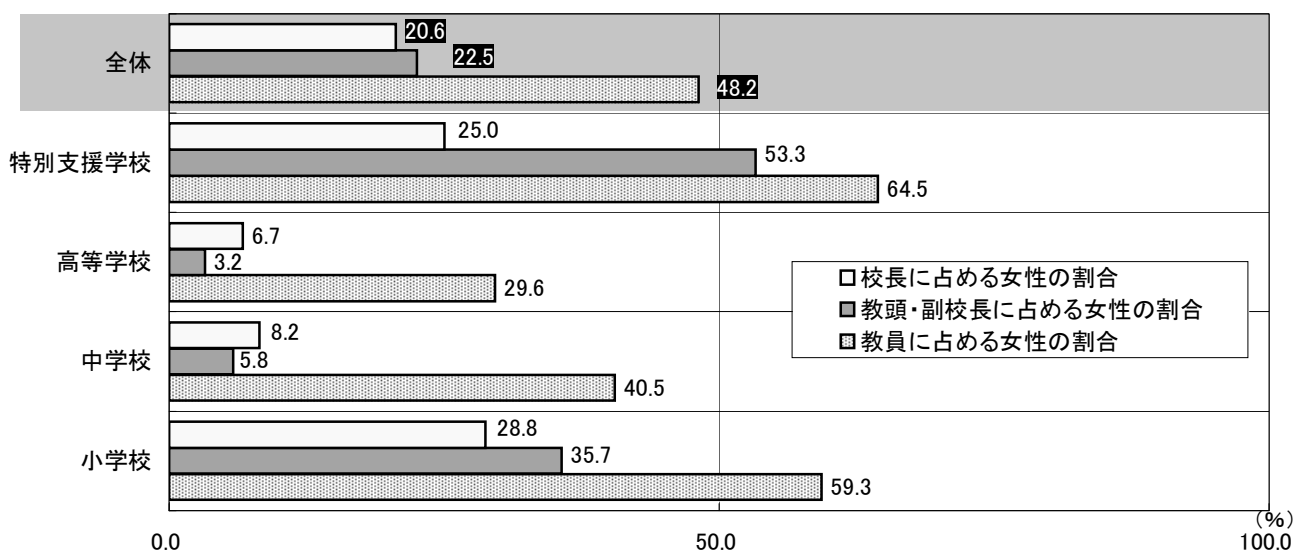


(注)本庁には警察本部、教育委員会を含むが、教育関係機関の教育職は対象外

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(平成22年)

平成22年の本県の教員の男女比率はほぼ同率で、うち女性の教頭及び副校長は22.5%、校長は20.6%となっている。

図A-5 教員・教頭及び副校長・校長における女性割合



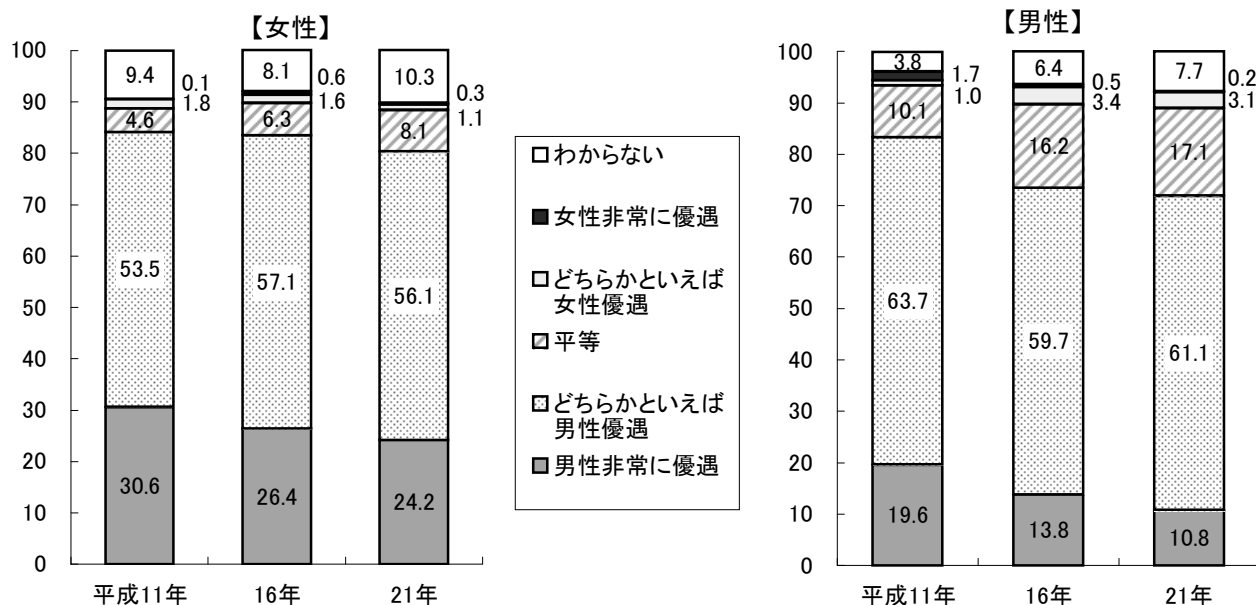
(注) 国立、公立、私立のすべてを含む

資料: 文部科学省「学校基本調査」(平成22年)

重点目標2: 男女がともに自分らしく生きるため、考え方を改めてみよう

平成21年の調査によると、社会通念・習慣やしきたりなどにおいて、女性の8割、男性の7割が男性が優遇されていると感じている。

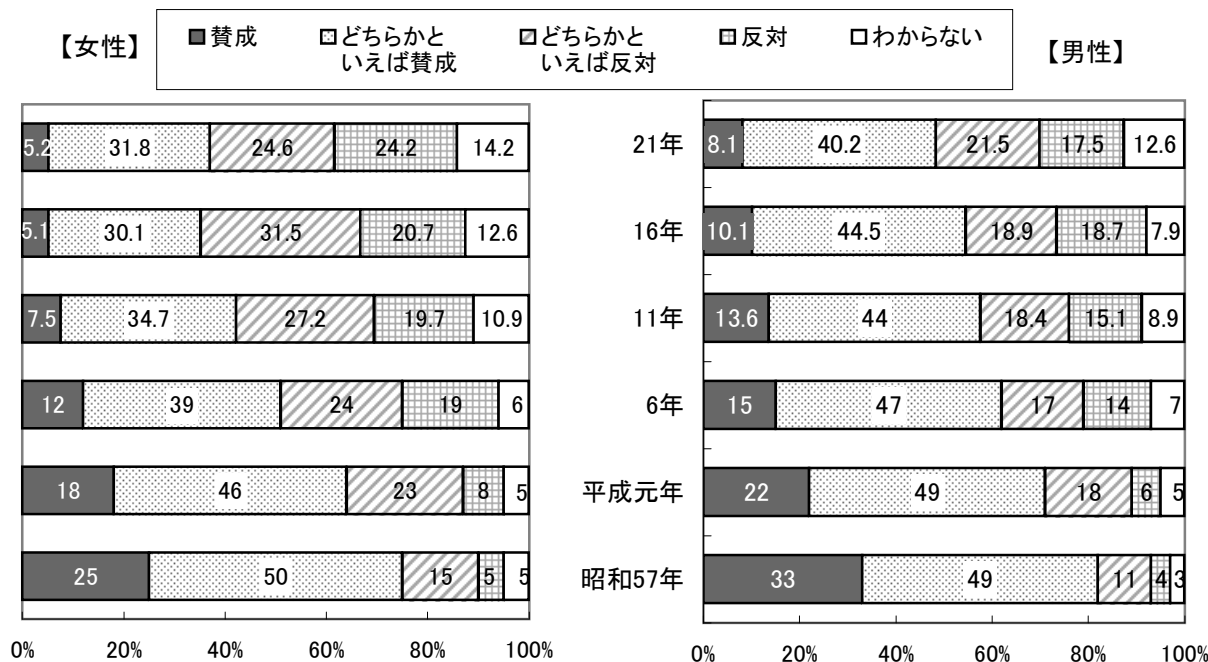
図A-6 社会通念・慣習などにおける男女平等感



資料: 鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

平成21年の調査によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について、女性では反対群が、男性では賛成群の割合が多い。経年的には、男女とも賛成群が減少し、反対群が増加する傾向にある。

図A-7 男女の役割分担意識

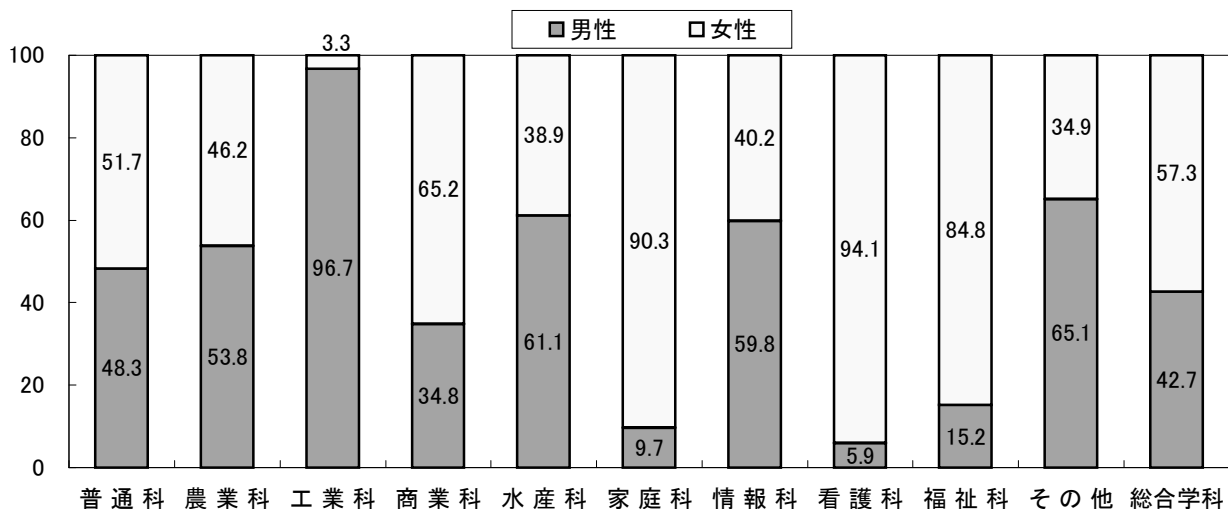


(注) 賛成群: 「賛成」+「どちらかといえば賛成」
反対群: 「反対」+「どちらかといえば反対」

資料: 鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

平成22年の高等学校の在学者を学科別に見ると、看護科や家庭科では女性の割合が高く、工業科などは男性の割合が高い。

図A-8 高等学校学科別の男女割合

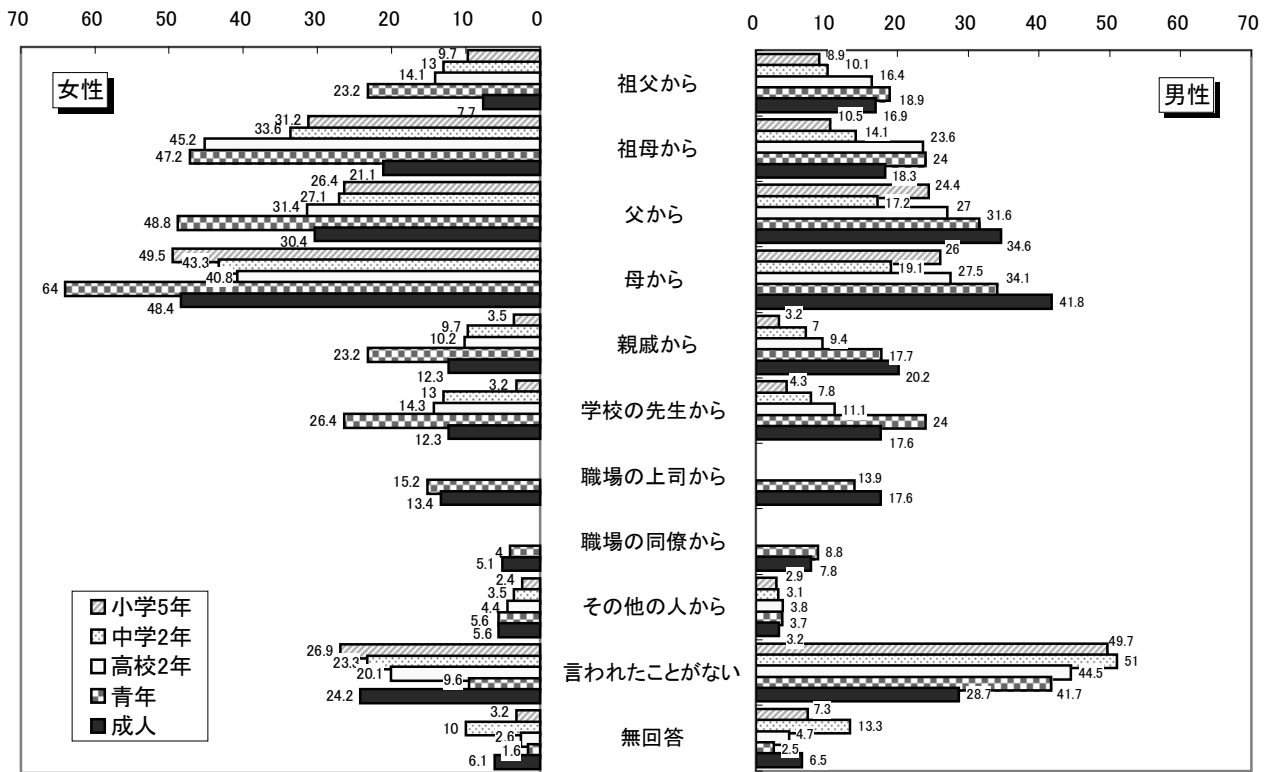


(注) 公立、私立、全日制、定時制のすべてを含む

資料: 文部科学省「学校基本調査」(平成22年)

平成17年の調査によると、男の子または女の子だから「こうなさい、こうあるべき」と言われた経験（複数回答）は、父母からの他、高校生では祖母から言われた割合が多い。また、言われたことがないと回答した小中学生は男女を合わせると4割に近いが、内訳では男性の方が多い。

図A-9 「らしさ」に関する経験

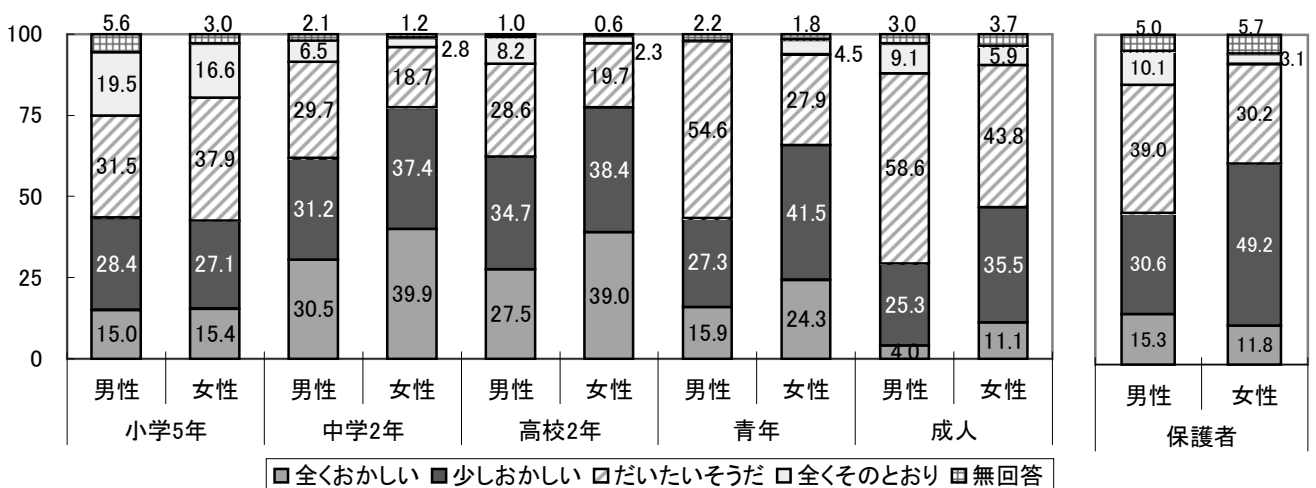


(注) 青年: 18~25歳 成人: 26歳以上

資料: 鳥取県青少年育成意識調査(平成17年)

平成17年の調査によると、男の子または女の子だから「こうなさい、こうあるべき」という考え方について、おかしい(少し+全く)とする回答が中・高校生で多く、保護者では女性の方が割合が高い。

図A-10 「らしさ」に関する見解

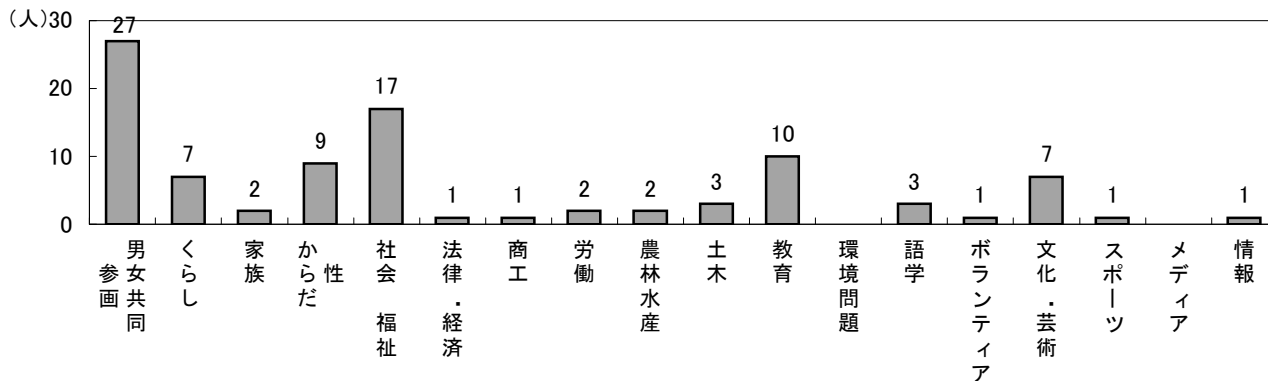


資料: 鳥取県青少年育成意識調査(平成17年)

重点目標3：様々な分野で男女共同参画を進めよう

男女共同参画人材バンク登録者を専門分野別に見ると、男女共同参画、社会・福祉、教育等登録が多い分野と、法律・経済、スポーツ等少ない分野との差は大きい。

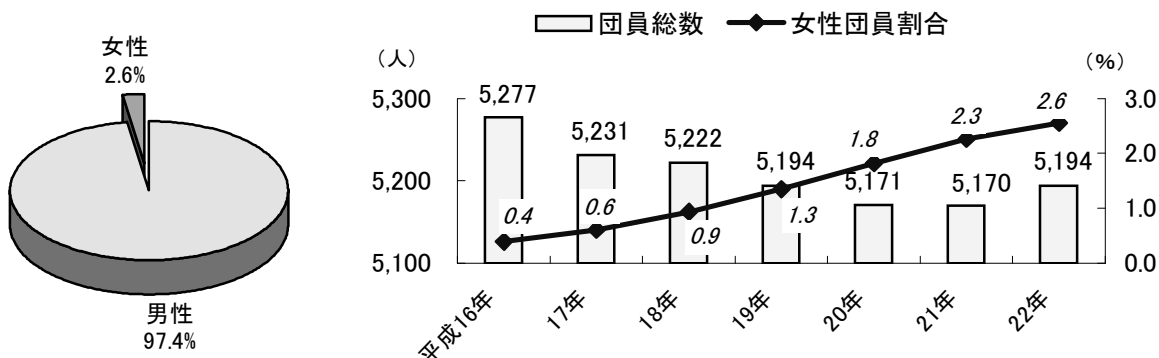
図A-11 男女共同参画人材バンク分野別登録者数(延べ)



資料：男女共同参画推進課調べ(平成22年)

平成22年の本県の消防団員5,194人中、女性は133名の2.6%であり、女性割合は上昇してきている。

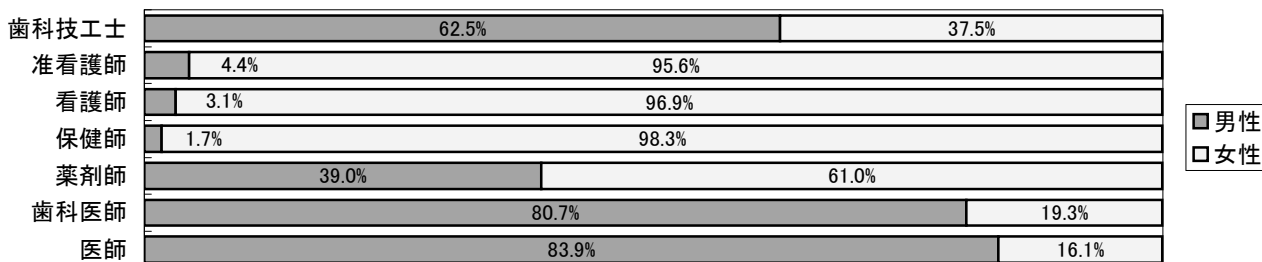
図A-12 消防団員における女性割合



資料：鳥取県消防防災年報(平成22年)

平成20年の医師、歯科医師の割合は8割強が男性、2割弱が女性となっている一方、保健師、看護師は9割以上が女性で、男性は保健師1.7%、看護師3.1%であった。

図A-13 医療関係者における女性割合

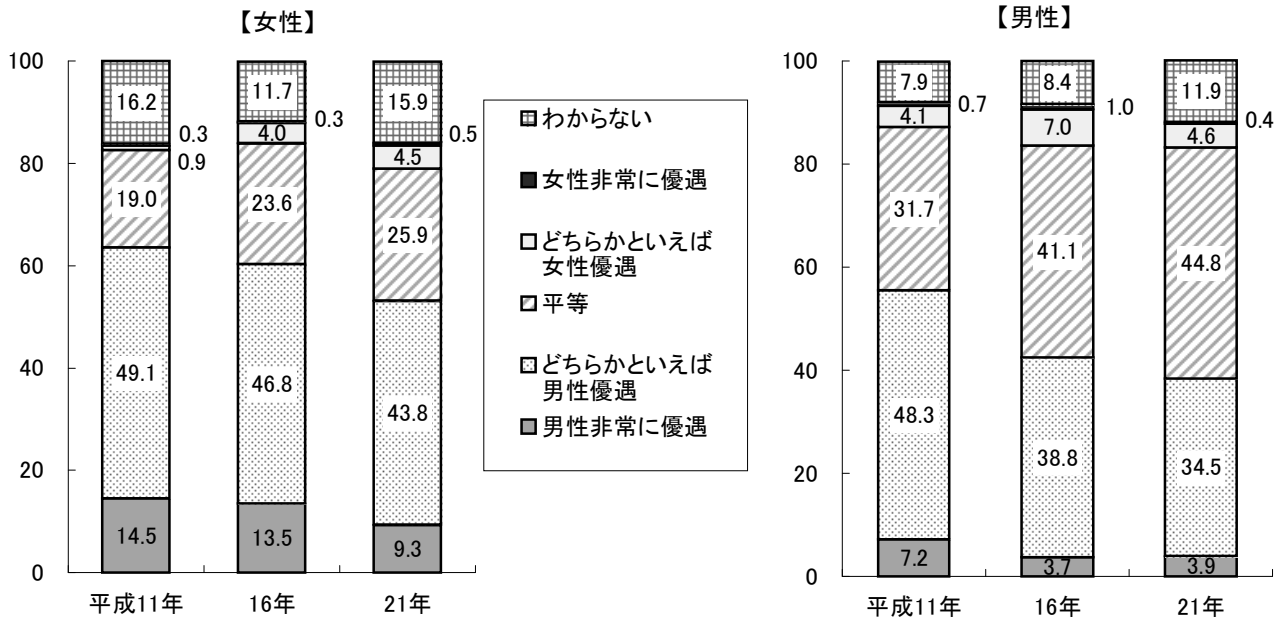


資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」(平成20年)
「衛生行政報告例」(平成20年)

重点目標4：自治会など地域社会での男女共同参画を進めよう

平成21年の調査によると、町内会や地域において、女性では過半数が男性が優遇されていると感じているが、経年的には男女ともに、男性優遇と考える割合は減少してきている。

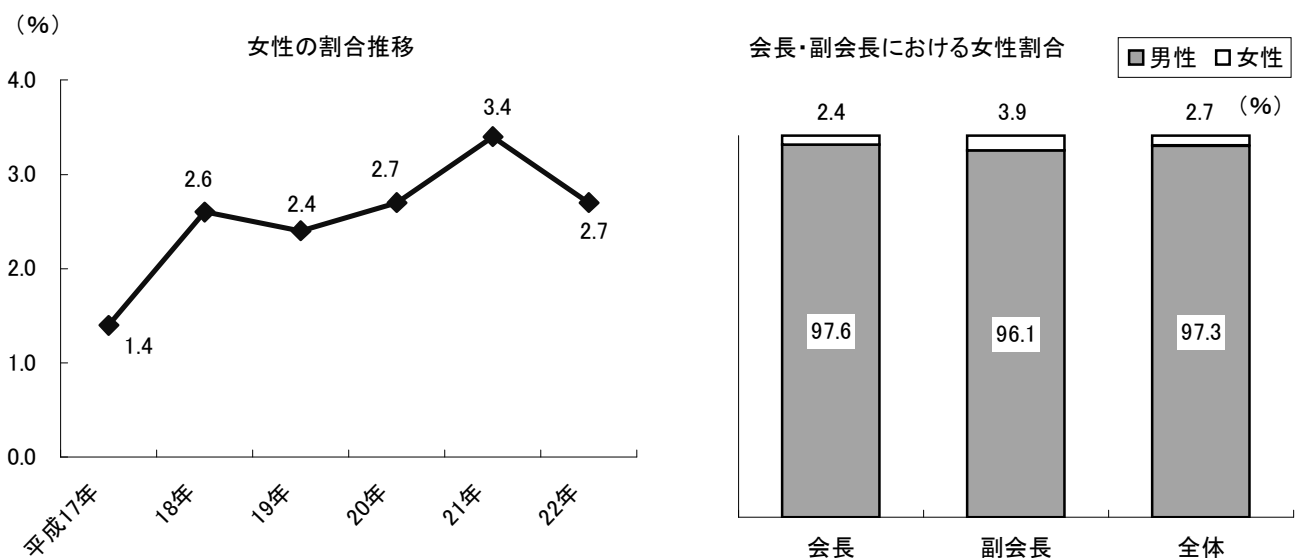
図A-14 町内会や地域における男女平等感



資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

平成22年の本県の自治会役員のうち、会長2,831名中女性は67名で2.4%であり、役員(会長及び副会長)における女性の割合は2.7%で前年より減少し、男性の割合は97.3%となっている。

図A-15 自治会役員における女性割合

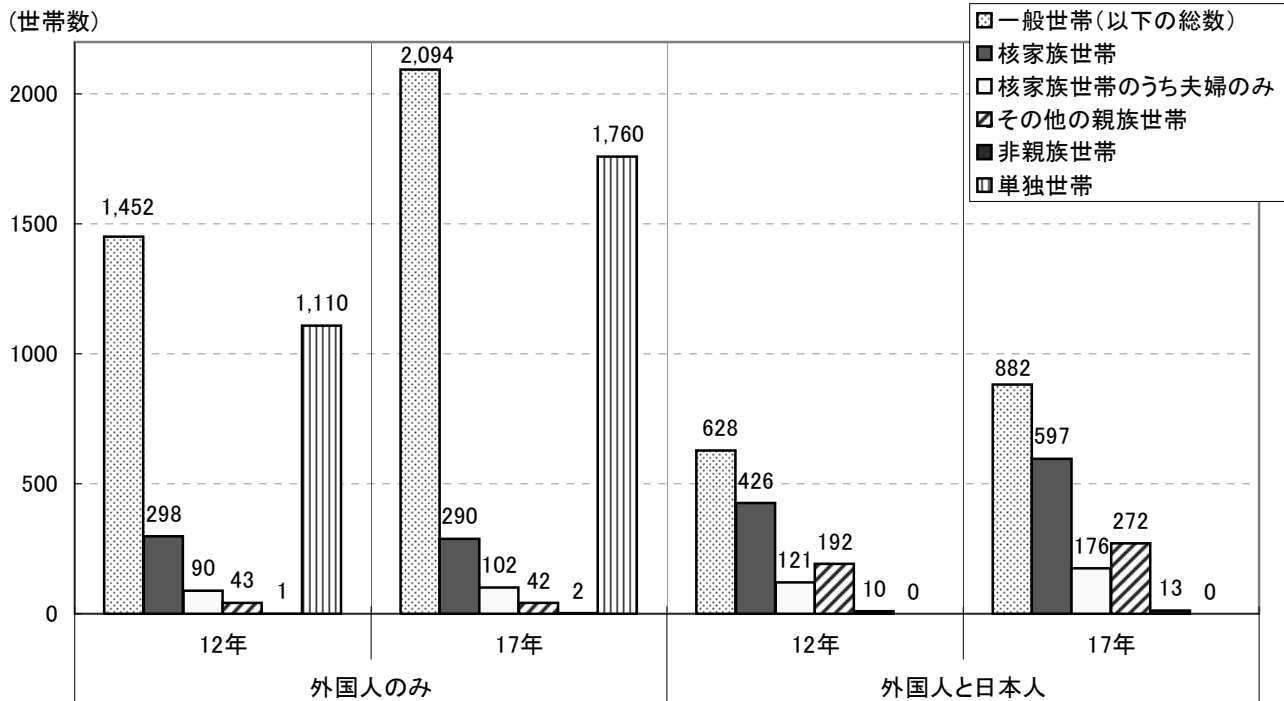


資料：男女共同参画推進課調べ(平成22年)

重点目標5：国際社会の一員として行動しよう

平成17年の本県における外国人のいる世帯は2,976世帯で、12年に比べ896世帯増加し、外国人の単身世帯も増えている。

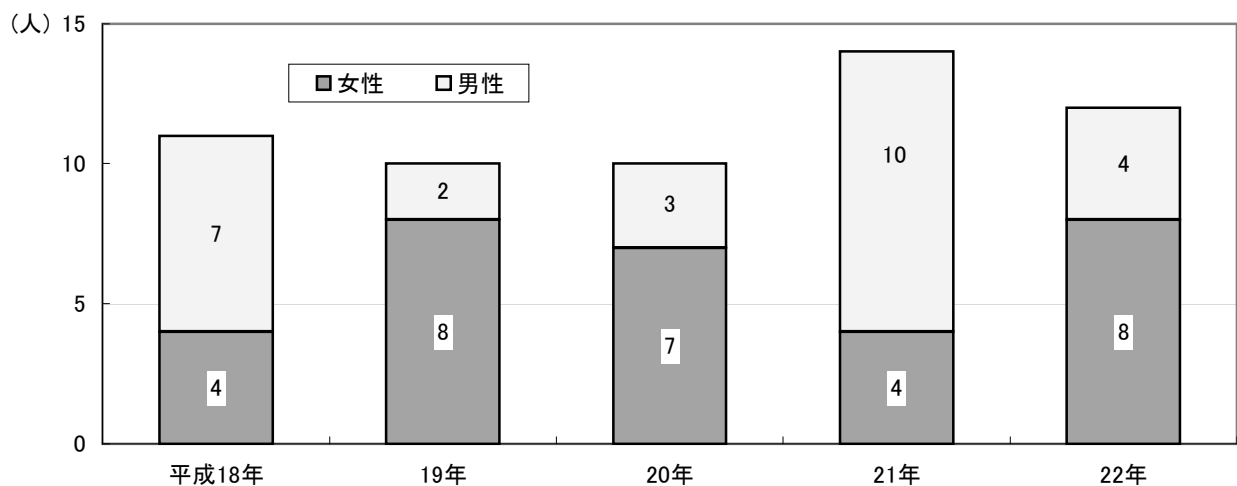
図A-16 外国人のいる世帯の類型



資料：総務省「国勢調査」(平成17年)

平成22年中に出発したJICAボランティア(青年海外協力隊員及びシニア・ボランティア)は、女性8名、男性4名となっている。

図A-17 JICAボランティアの派遣状況



(注)JICA:独立行政法人国際協力機構

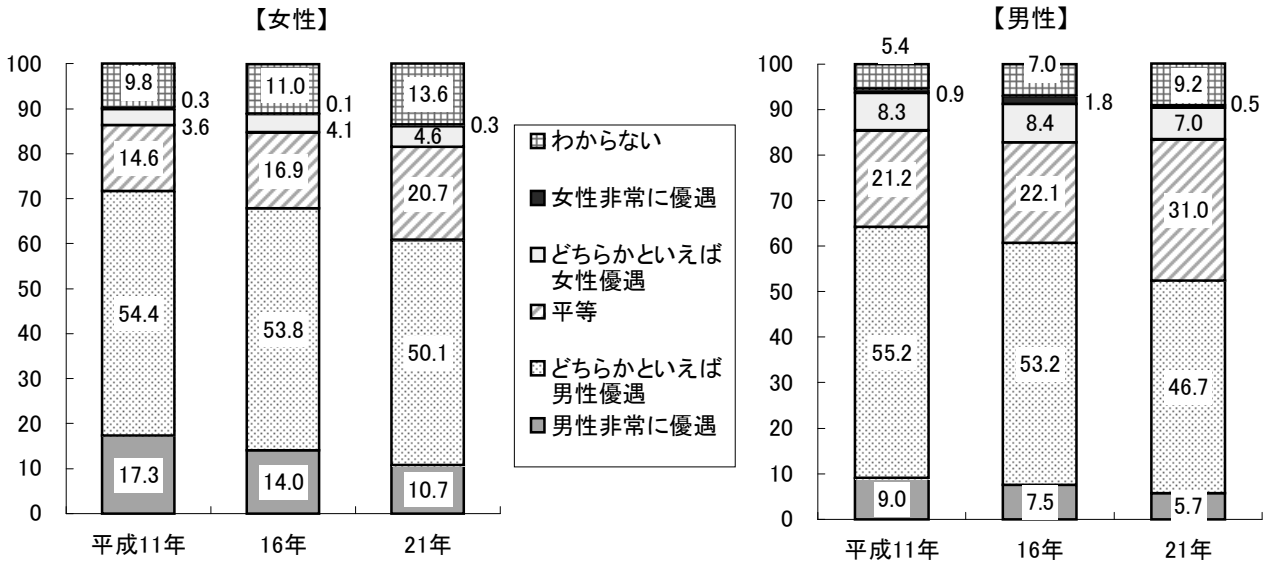
資料：交流推進課調べ(平成22年)

テーマB: 職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

重点目標1: 男女がともに能力を発揮できる職場環境をつくろう

平成21年の調査によると、職場において女性の6割、男性の半数が「男性が優遇されている」と感じている。

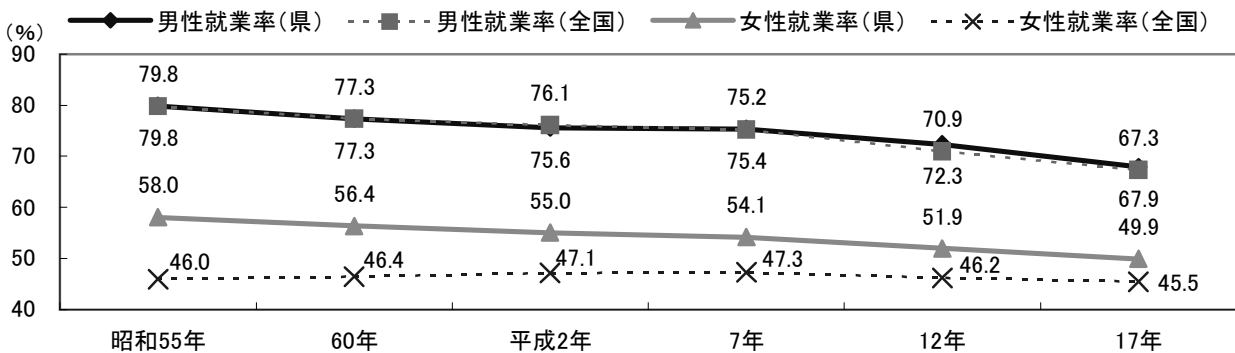
図B-1 職場における男女平等感



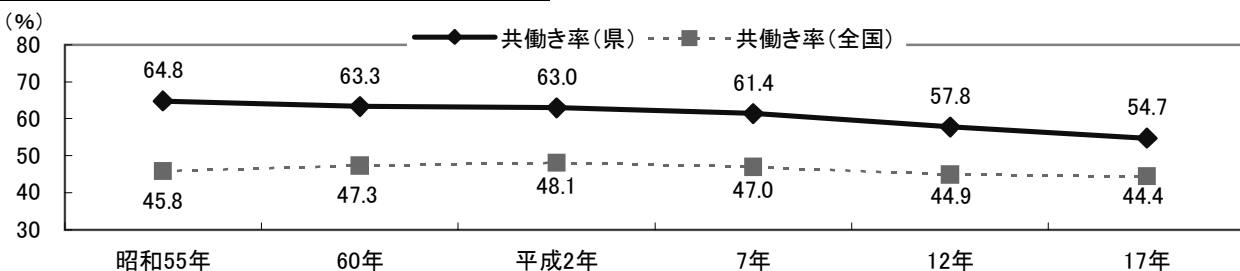
資料: 鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

平成17年の本県の男性就業率は67.9%で全国とほぼ同率であり、女性の就業率は49.9%で全国との差は縮まりつつあるものの、上位で推移している。また、夫婦とも就業者である世帯(共働き世帯)は54.7%であり、全国を10.3ポイント上回っている。

図B-2 男女別就業率の推移



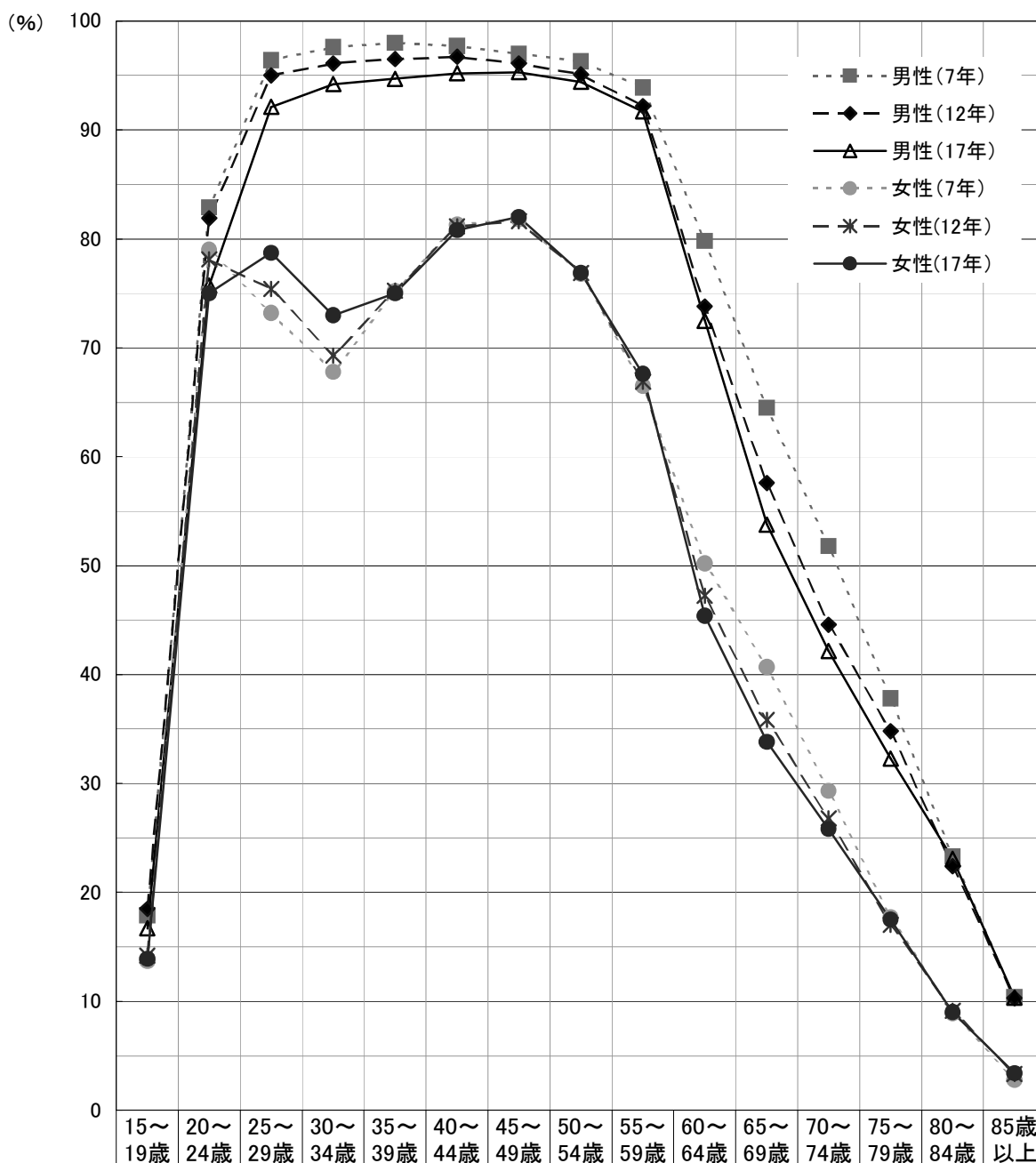
図B-3 夫婦とも就業者である世帯の推移



資料: 総務省「国勢調査」(平成17年)

平成17年の本県の女性の労働力率は、30～34歳を底とするM字カーブを描いている。7年、12年と比べ緩やかになり、その底は上がっている。また、男性の労働力率は、7年、12年と比べほぼ全年齢階級で労働力率が下がっている。

図B-4 年齢階級別労働力率

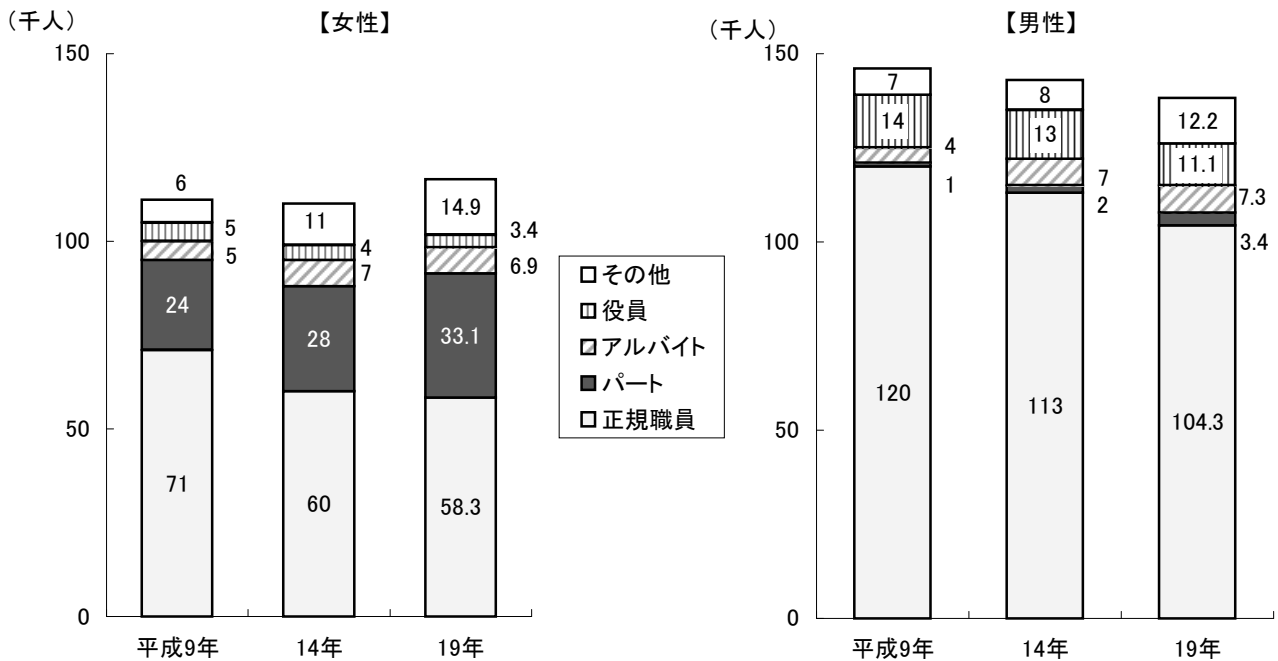


	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
--■-- 男性(7年)	17.9	82.9	96.4	97.6	98.0	97.7	97.0	96.3	93.9	79.8	64.5	51.8	37.8	23.3	10.4
-◆- 男性(12年)	18.5	81.9	95.0	96.1	96.5	96.7	96.1	95.1	92.2	73.8	57.6	44.6	34.8	22.4	10.3
—△— 男性(17年)	16.7	75.7	92.1	94.2	94.7	95.2	95.3	94.4	91.7	72.5	53.8	42.2	32.3	23.1	10.3
--●-- 女性(7年)	13.7	79.0	73.2	67.8	75.2	81.3	81.8	76.8	66.5	50.2	40.7	29.3	17.7	8.9	2.8
-✱- 女性(12年)	14.2	78.1	75.4	69.3	75.2	81.1	81.6	76.9	66.9	47.2	35.8	26.8	17.0	9.1	3.3
—●— 女性(17年)	13.9	75.0	78.7	73.0	75.0	80.8	82.0	76.9	67.6	45.4	33.8	25.8	17.5	9.0	3.4

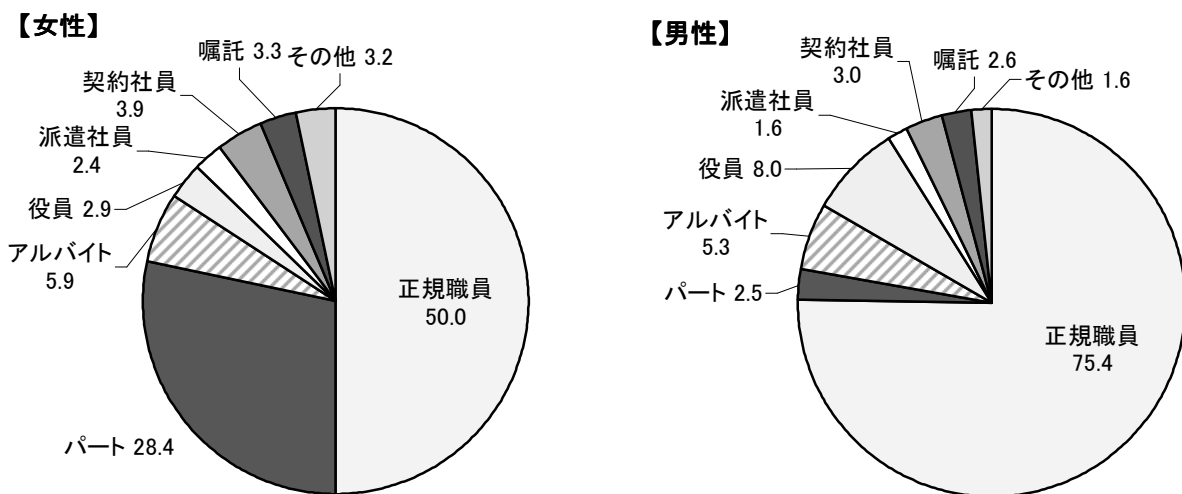
資料：総務省「国勢調査」(平成17年)

平成19年の雇用形態別雇用者数は、14年と比べて男女とも正規職員の人数が減少し、パート・アルバイト及びその他(派遣事業所の派遣社員・契約社員・嘱託など)の人数が増加している。また、雇用者に占めるパート・アルバイトの割合は、男性が7.8%に比べ、女性の方が高くなっている。

図B-5 雇用形態別雇用者数の推移



図B-6 雇用形態別雇用者数の割合



資料:総務省「就業構造基本調査」(平成19年)

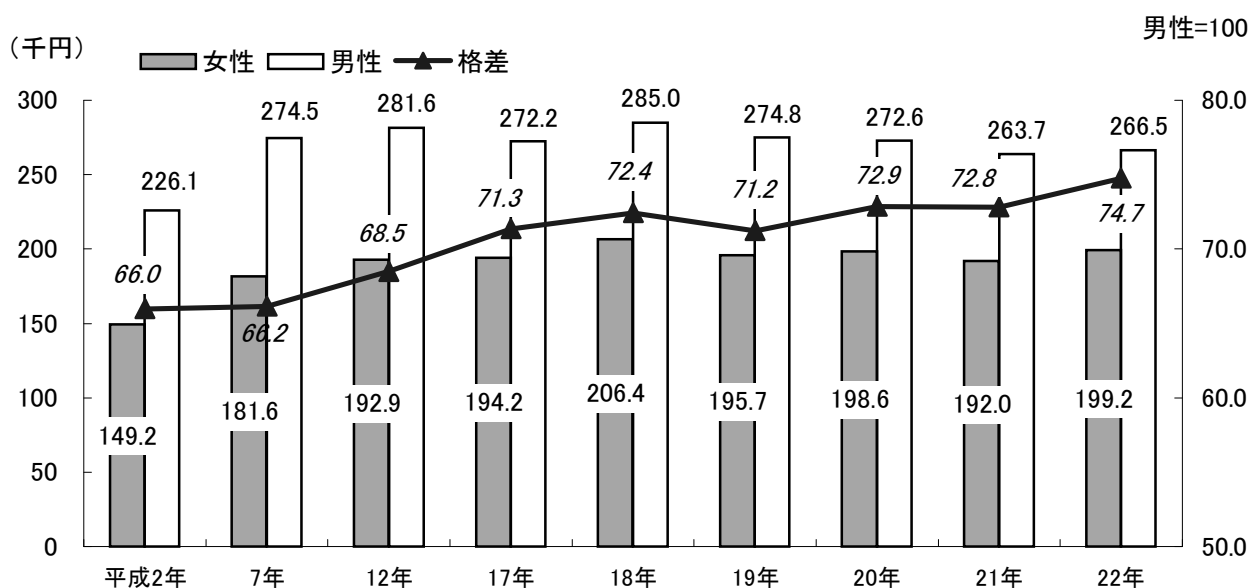
平成22年の本県の一般労働者の1人当たり月間所定内給与額は男女ともに上昇し、男性を100とすると女性は74.7となり、前年に比べ格差は減少している。

表B-1 一般労働者に係る平均値の推移

区分	性別	年齢 (歳)	勤続年数 (年)	所定内 実労働 時間数 (時)	超 過 実労働 時間数 (時)	決まって支給する		年間賞与 その他特 別支給額 (千円)	労働者数 (人)
						現金 給与額 (千円)	所定内 給与額 (千円)		
H13年	女性	40.4	10.1	170	5	205.9	195.9	545.0	36,450
	男性	41.4	13.1	173	11	313.3	293.8	901.3	65,310
14年	女性	41.6	10.8	167	5	206.1	195.3	513.7	33,970
	男性	41.1	13.0	170	11	307.5	285.1	851.9	61,410
15年	女性	41.4	11.1	168	5	209.9	198.6	499.5	32,770
	男性	41.9	13.4	172	11	308.5	286.8	824.9	57,670
16年	女性	40.6	10.3	167	6	199.7	189.3	430.3	37,540
	男性	42.1	12.5	171	12	299.8	276.9	663.5	73,680
17年	女性	40.2	10.1	166	7	206.1	194.2	463.1	38,940
	男性	41.2	12.5	170	13	294.4	272.2	709.0	60,830
18年	女性	40.5	10.7	169	6	219.4	206.4	512.6	39,580
	男性	42.2	12.8	171	13	309.3	285.0	732.7	63,000
19年	女性	40.7	9.9	170	7	205.3	195.7	402.4	35,490
	男性	42.3	12.0	172	13	297.5	274.8	617.6	61,000
20年	女性	41.5	10.4	168	7	210.4	198.6	465.3	38,720
	男性	41.8	12.5	170	13	296.5	272.6	726.2	61,790
21年	女性	41.4	9.8	167	6	202.4	192.0	430.9	35,240
	男性	41.9	12.5	170	10	283.4	263.7	620.1	50,610
22年	女性	41.9	9.2	169	4	208.5	199.2	393.4	40,140
	男性	41.3	12.1	170	11	287.4	266.5	613.9	55,220

(注)一般労働者:短時間(パートタイム)労働者以外の労働者
所定内給与額:決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額

図B-7 一般労働者の月間所定内給与額の比較



資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成22年)

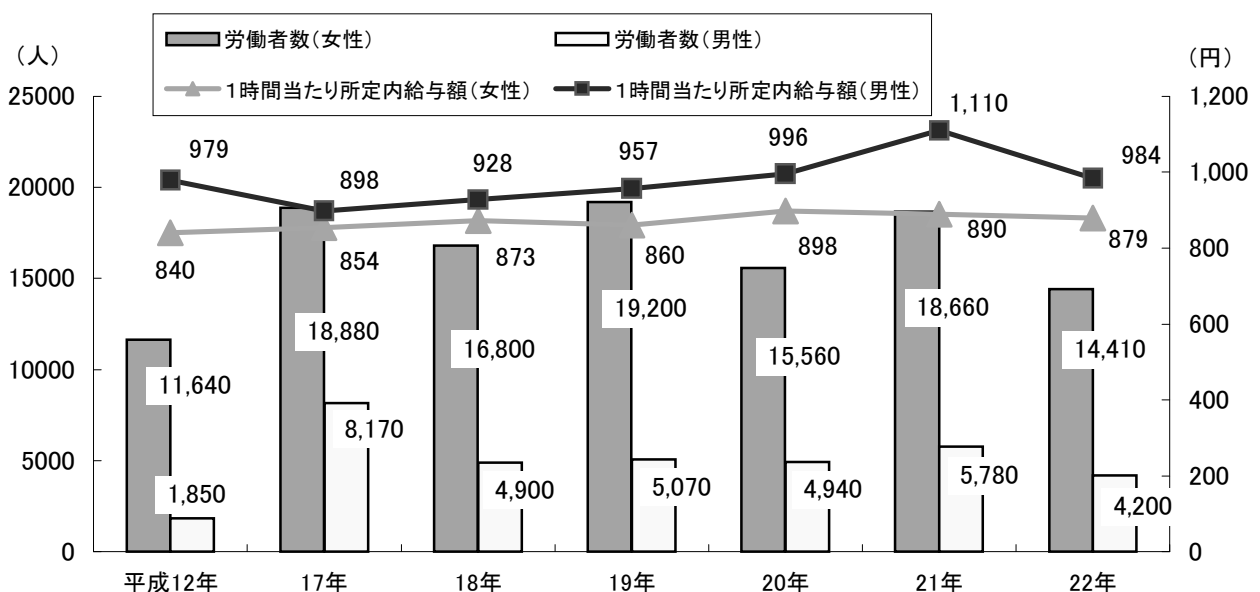
平成22年の本県の短時間労働者(16年までパートタイム労働者)は、前年と比べ男女ともに減少した。また、1時間当たりの所定内給与額は、男性の984円に対して女性は879円であった。

表B-2 短時間(パートタイム)労働者に係る平均値の推移

区分	性別	年齢(歳)	勤続年数(年)	実労働日数(日)	1日当たり所定内実労働時間数(時)	1時間当たり所定内給与額(円)	年間賞予その他特別給与額(千円)	労働者数(人)
H13年	女性	43.7	4.7	20.8	5.7	851	67.9	10,620
	男性	48.7	3.8	19.4	6.1	1,119	124.0	1,540
14年	女性	45.9	5.1	20.7	5.4	826	45.0	11,930
	男性	41.4	2.8	16.9	5.8	914	24.2	2,770
15年	女性	45.3	4.9	20.8	5.5	827	47.8	14,540
	男性	39.8	3.8	17.9	5.6	925	35.4	3,530
16年	女性	44.2	5.4	20.3	5.5	840	43.2	18,340
	男性	44.4	3.6	20.0	5.4	980	23.8	5,790
17年	女性	42.3	4.7	19.3	5.0	854	40.7	18,880
	男性	34.1	3.7	16.6	4.2	898	25.6	8,170
18年	女性	42.9	5.2	19.7	5.2	873	25.9	16,800
	男性	38.5	3.2	16.9	5.2	928	34.4	4,900
19年	女性	46.0	5.3	20.0	5.3	860	30.3	19,200
	男性	42.5	3.8	17.5	5.1	957	24.8	5,070
20年	女性	46.6	5.6	19.5	5.1	898	38.9	15,560
	男性	41.8	3.9	16.5	5.1	996	24.5	4,940
21年	女性	46.3	5.5	19.3	5.1	890	36.1	18,660
	男性	42.8	4.1	17.8	5.2	1,110	56.3	5,780
22年	女性	46.2	5.5	19.6	5.2	879	30.9	14,410
	男性	44.3	4.3	18.0	5.1	984	19.3	4,200

(注)「短時間労働者」は、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は、1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも、1週間の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者。抽出調査であり、労働者数は推計値。

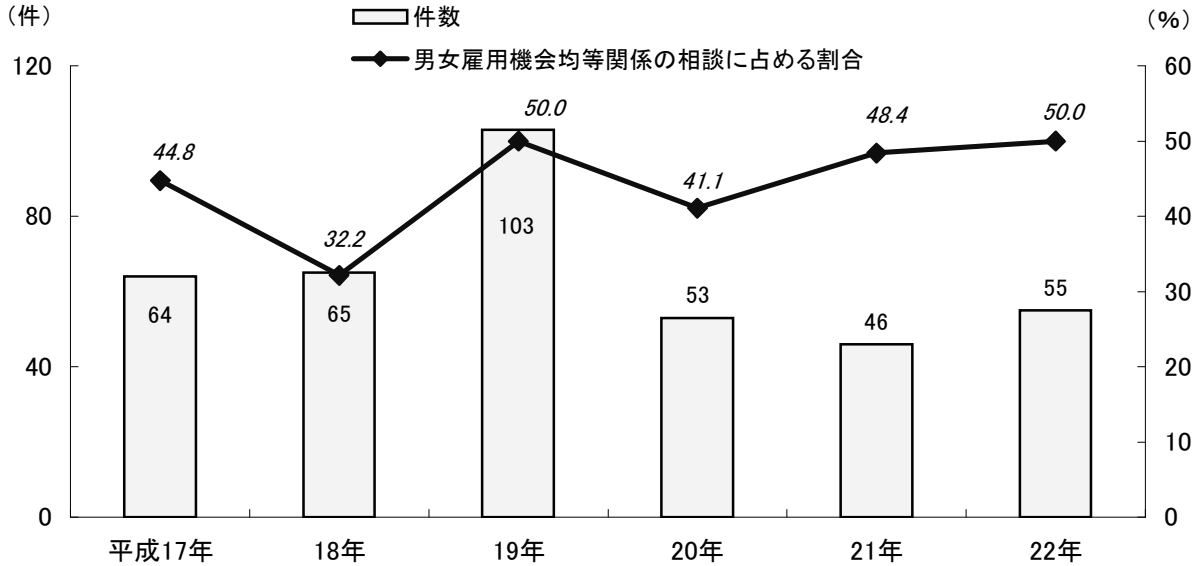
図B-8 短時間(パートタイム)労働者数、時間所定内給与額の比較



資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成22年)

平成22年度に鳥取労働局が受けた男女雇用機会均等法関連の相談件数のうち、セクシュアル・ハラスメントに関するものは55件となっており、全体の半数を占めている。

図B-9 セクシュアル・ハラスメント相談件数の推移

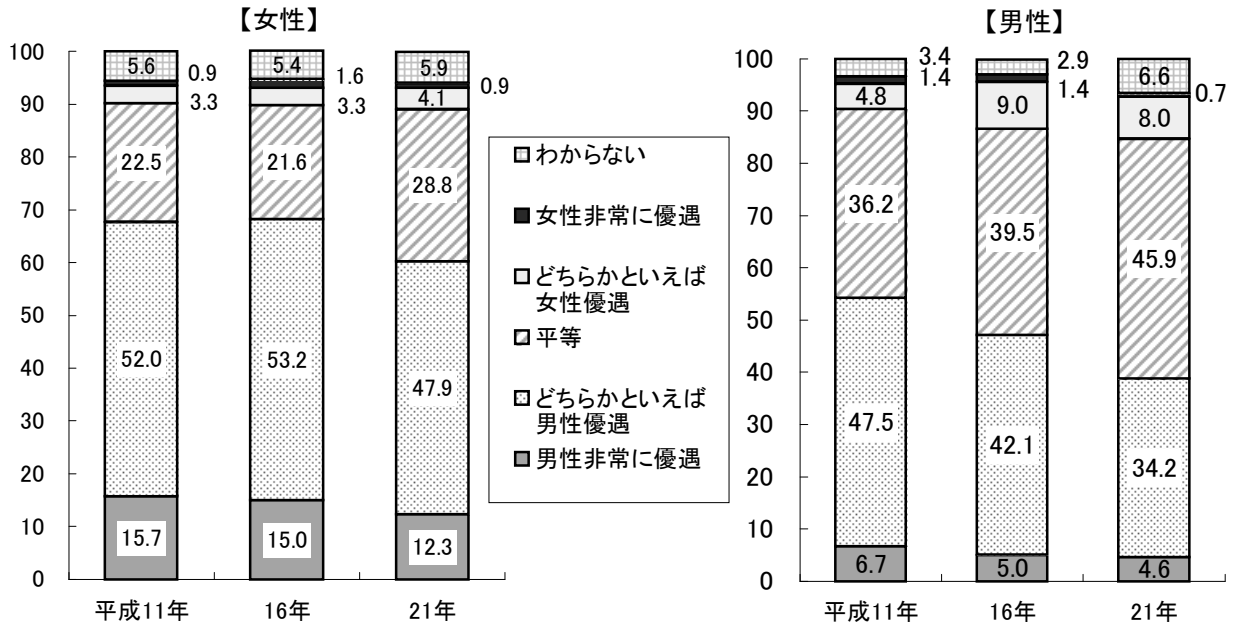


資料：鳥取労働局雇用均等室調べ(平成22年)

重点目標2：仕事と家庭を両方大切にしよう

平成21年の調査によると、家庭生活において女性の約6割、男性の約4割が「男性が優遇されている」と感じている。

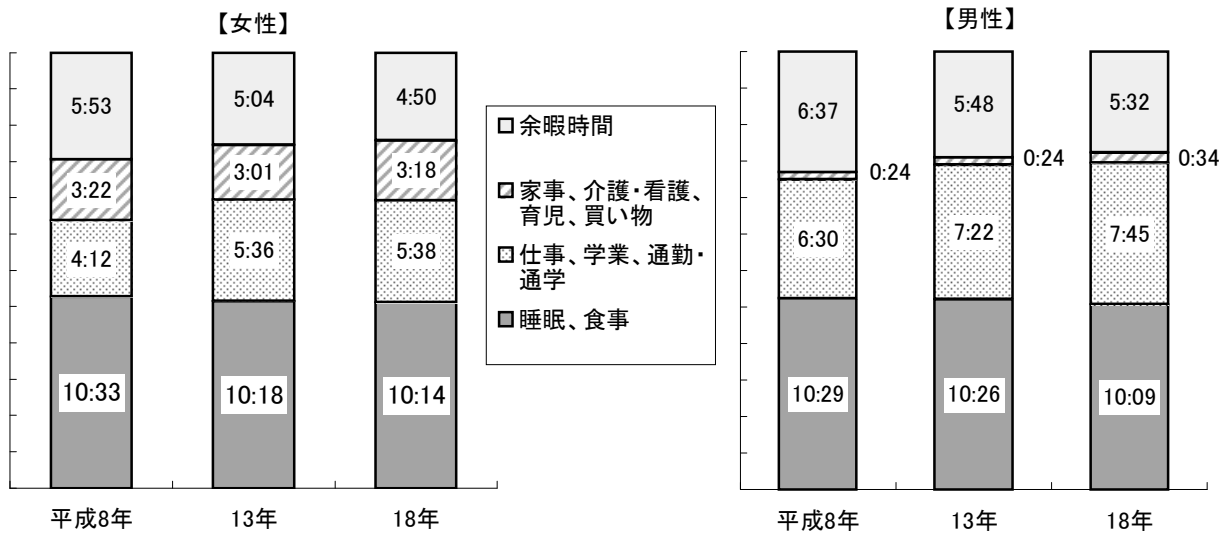
図B-10 家庭生活における男女平等感



資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

平成18年の本県の男女有業者の週平均生活時間のうち、二次活動時間の家事関連は男性が34分で平成13年に比べ10分増加しているが、女性の3時間18分との差は縮まっていない。

図B-11 男女有業者の週平均生活時間

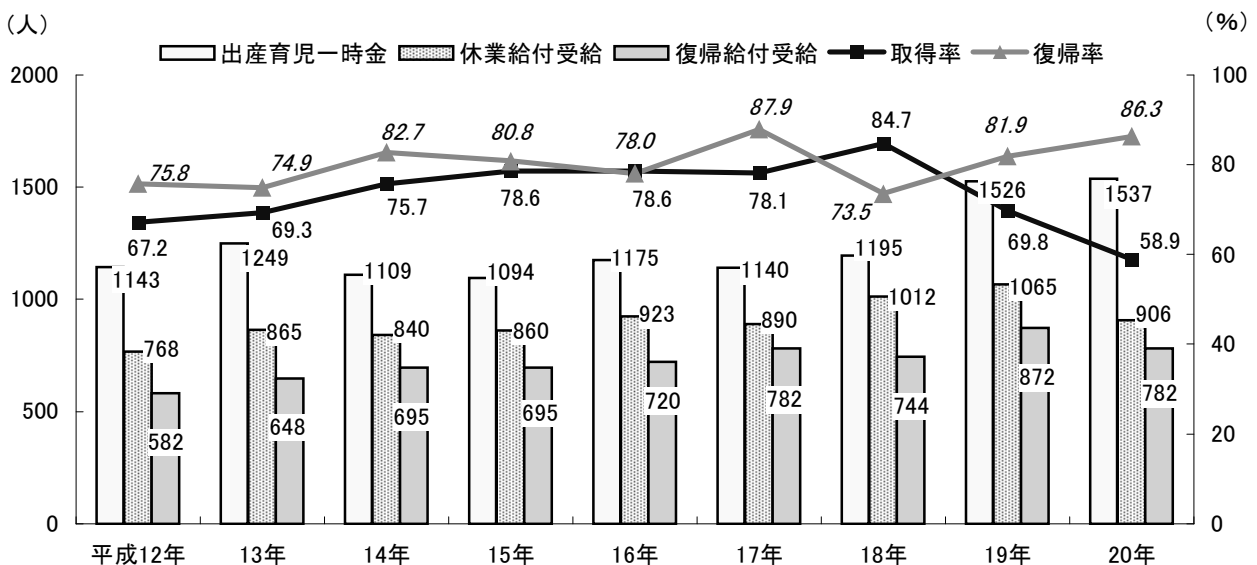


(注) 有業者：15歳以上で普段の状態として収入を目的とした仕事を続けている人。家族従事者、育児休業等で一時的に休業している人、おおむね年30日以上仕事をしている人を含む。
生活時間：睡眠・食事を一次活動、二次活動の仕事関連が通勤・通学・仕事・学業で、家事関連が家事・介護・看護・育児・買い物、余暇時間を三次活動とする。仕事関連活動は有償労働、家事関連活動は無償労働と区分することができる。

資料：総務省「社会生活基本調査」(平成18年)

平成20年の育児休業取得率、職場復帰率を出産育児一時金、育児休業給付金、職場復帰給付金からみると、育児休業取得率は58.9%、職場復帰率は86.3%となっている。

図B-12 育児休業に関する状況

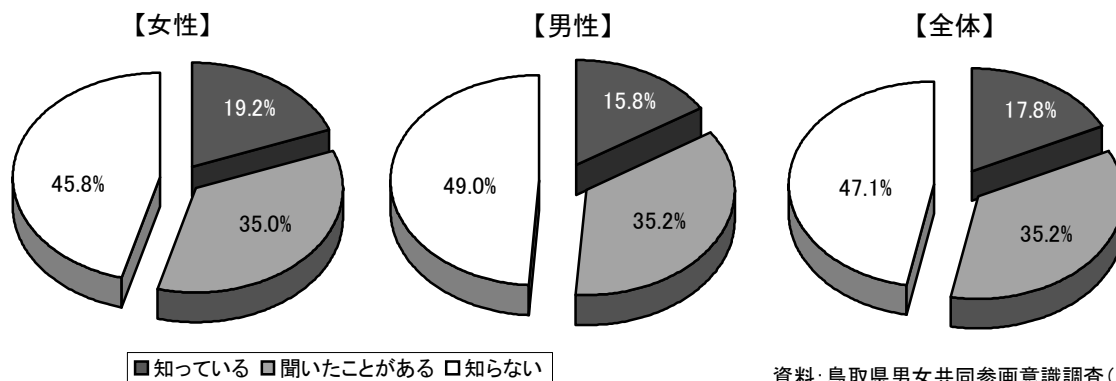


(注) 出産育児一時金：健康保険の被保険者が出産したとき、1児ごとに定額が支給される給付金
育児休業給付金、職場復帰給付金：一定の要件を満たした雇用保険被保険者が育児休業を取得した場合に支給される給付金

資料：鳥取社会保険事務局(出産育児一時金受給件数)
鳥取労働局(業務統計)(その他)(平成20年)

平成21年の調査によると「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」について、「知っている」17.8%、「聞いたことがある」35.2%で、約半数は「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を認知している。

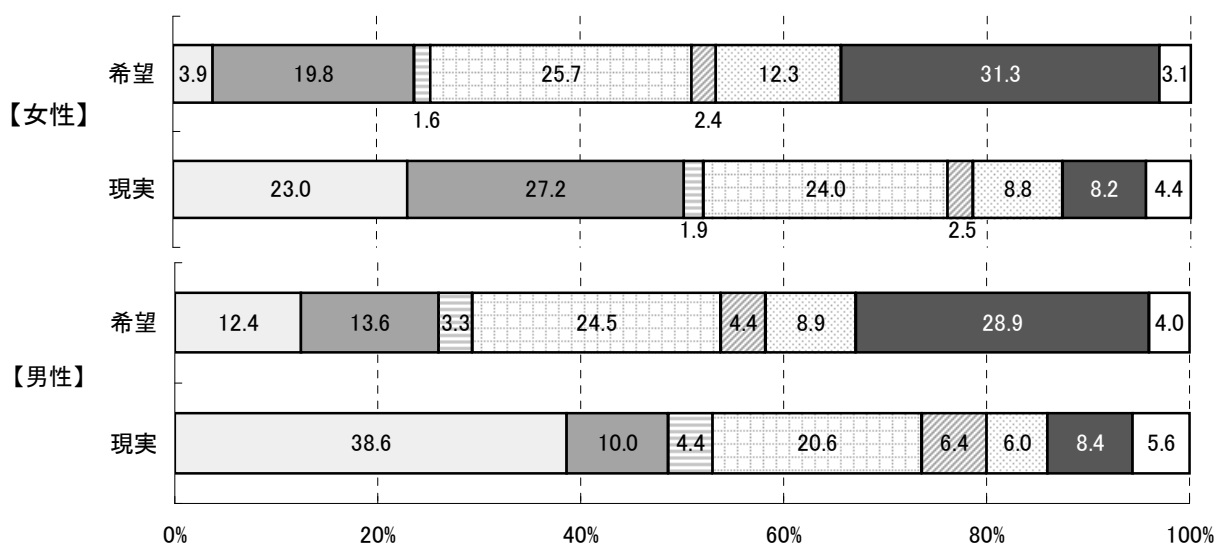
図B-13 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度



平成21年の調査によると、仕事と生活の調和に関する希望は、「仕事・家庭・地域活動」のバランスのとれた生活を望む割合が高いが、現実には男性は仕事優先、女性は仕事や家庭生活優先となっている。

図B-14 仕事と生活の調和に関する希望と現実

- 「仕事」を優先
- 「家庭・個人の生活」を優先
- 「仕事」と「家庭・個人の生活」をともに優先
- 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」のバランス
- 「家庭生活」を優先
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先
- 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先
- わからない

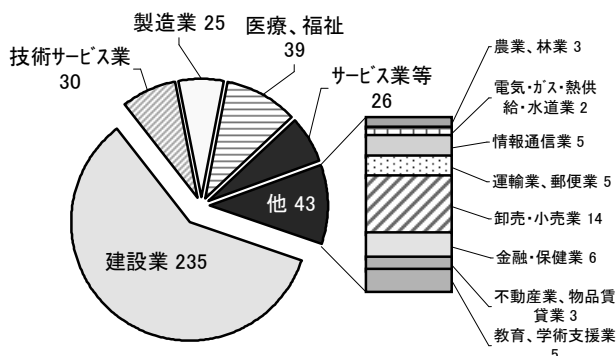


(注) 質問における用語の意味「仕事」: 自営業主、家族従業者、雇用者として週1時間以上働いていること
 同「家庭生活」: 家族と過ごすこと、家事、育児、介護・看護など
 同「地域・個人の生活」: ボランティア活動、社会参加活動、交際、つきあい、学習・研究、趣味・娯楽、スポーツなど

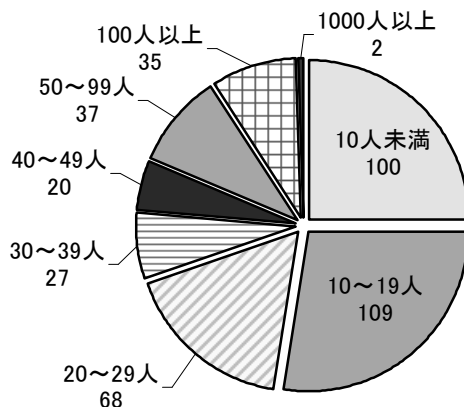
資料: 鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

仕事と家庭の両立に配慮しながら男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む「鳥取県男女共同参画推進企業」に認定された企業等は398事業所(平成23年3月31日現在)であり、従業員規模で見ると20人未満の企業等が半数以上を占めている。

図B-15 業種別の認定状況



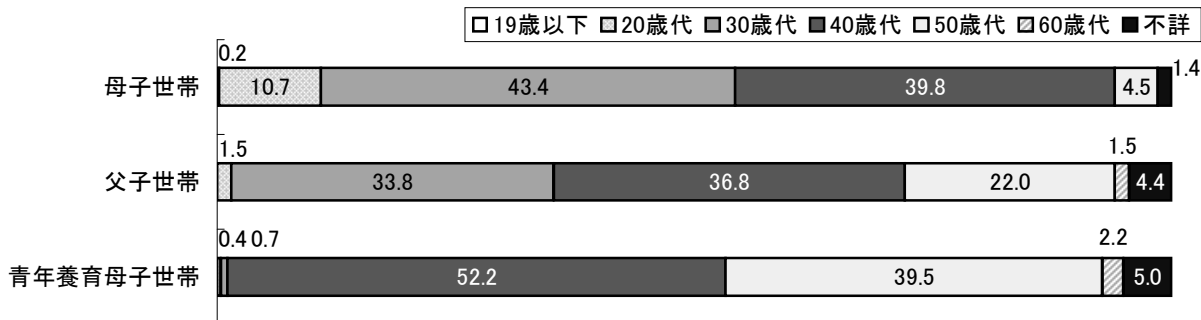
図B-16 従業員規模別の状況



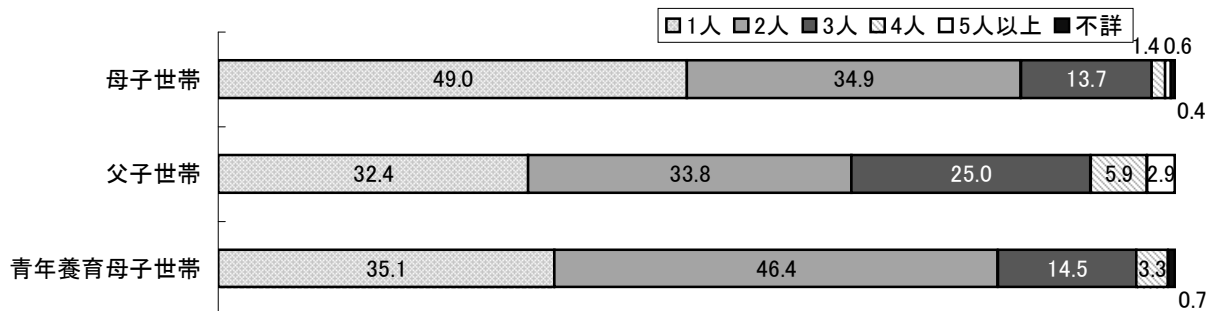
資料: 男女共同参画推進課調べ(平成22年)

平成20年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査によると、母子及び父子家庭の親の年齢は40歳代までの世帯が大半を占め、子どもは2人以下の世帯が多い。

図B-17 ひとり親世帯の親の年齢



図B-18 ひとり親世帯の子どもの状況



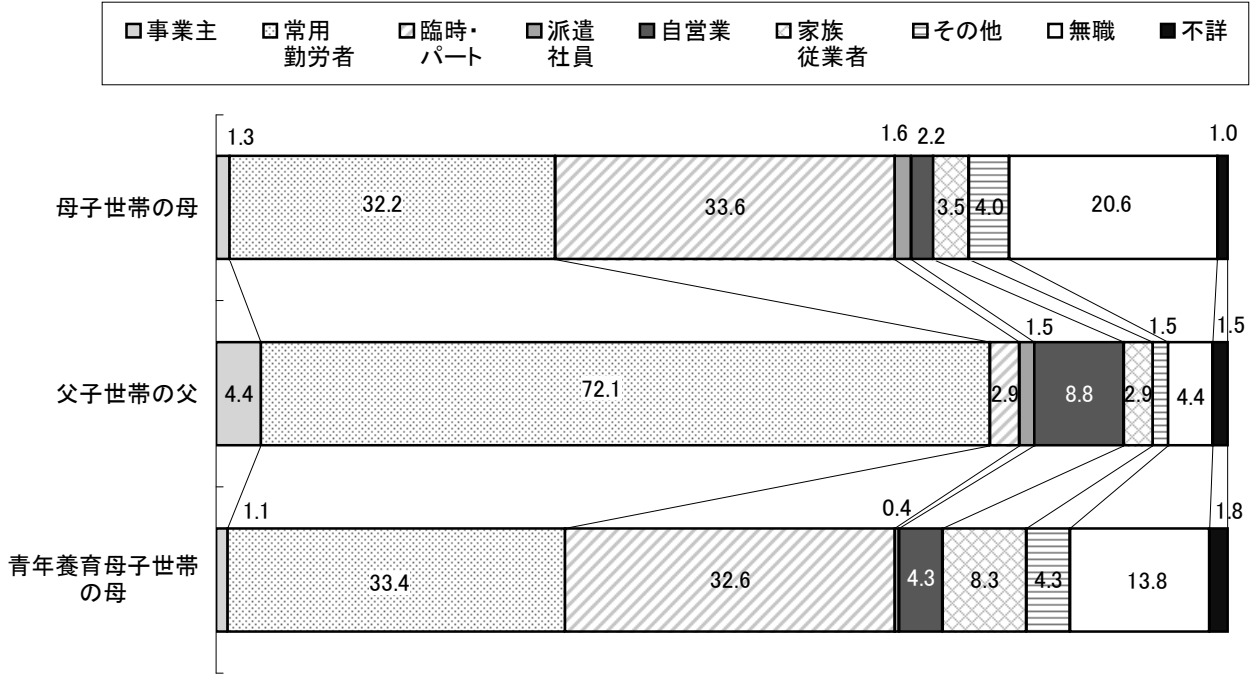
(注)調査対象「母子世帯」: 父のいない児童がその母によって養育されている世帯のうち児童扶養手当受給資格者世帯
 同「父子世帯」: 母のいない児童がその父によって養育されている世帯のうちひとり親家庭等施策を利用している世帯
 同「青年養育母子世帯」: 平成16年3月から20年3月までの間に児童扶養手当の受給資格を喪失した世帯

資料: 鳥取県ひとり親家庭等実態調査(平成20年度)

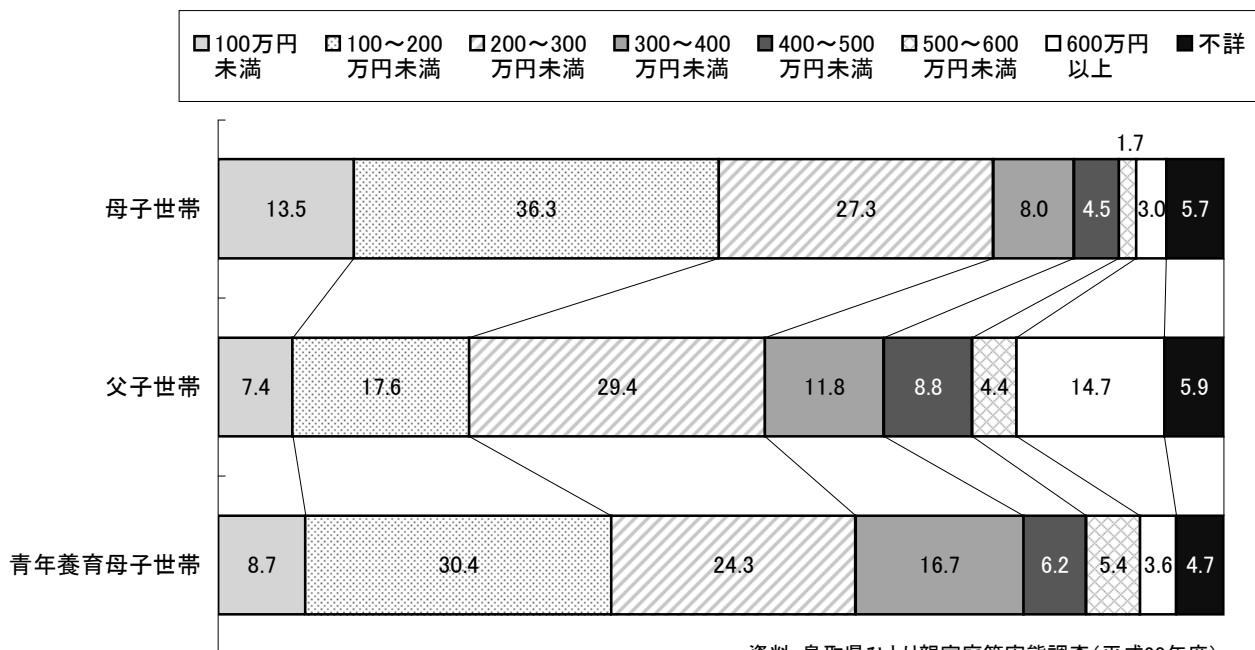
<対象> 母子世帯5,468世帯の1/2を抽出、父子世帯231世帯、青年養育母子世帯1,050世帯
 (回答率は順に、32.0%,875世帯、29.4%,68世帯、30.4%,276世帯)

平成20年の調査によると、就業状態が臨時・パートタイマーである割合は、母子世帯の母で33.6%、青年養育世帯の母で32.6%であった。一方、父子世帯の7割以上が常用勤労者であった。
 また、母子世帯では年間総収入が200万円未満の世帯が49.8%と半数近くになっており、青年養育母子世帯でも4割程度となっている。

図B-19 ひとり親世帯の就業状況



図B-20 ひとり親世帯の年間総収入



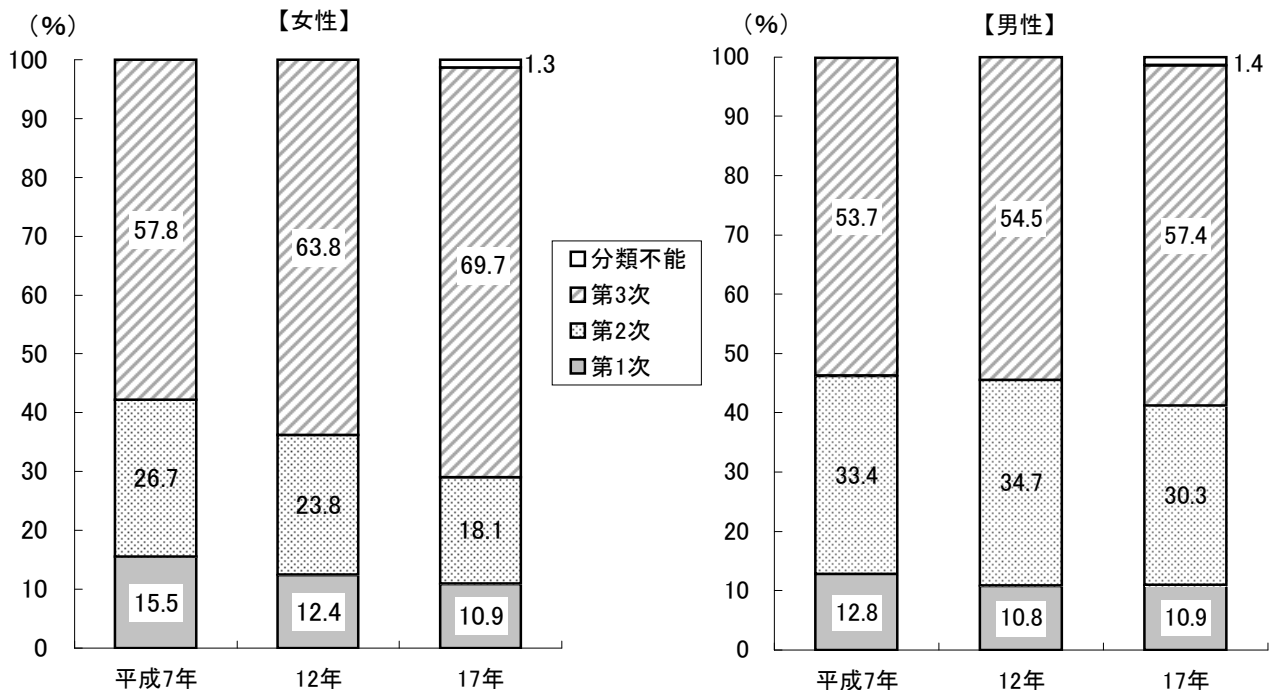
資料：鳥取県ひとり親家庭等実態調査（平成20年度）

<対象> 母子世帯5,468世帯の1/2を抽出、父子世帯231世帯、青年養育母子世帯1,050世帯（回答率は順に、32.0%、875世帯、29.4%、68世帯、30.4%、276世帯）

重点目標3：農林水産業、商工業などの自営業でも男女共同参画を進めよう

平成17年の本県の就業者は、第1次産業・第2次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が高くなっている。また、女性の変化が男性に比べ大きい。

図B-21 産業大分類別就業者数

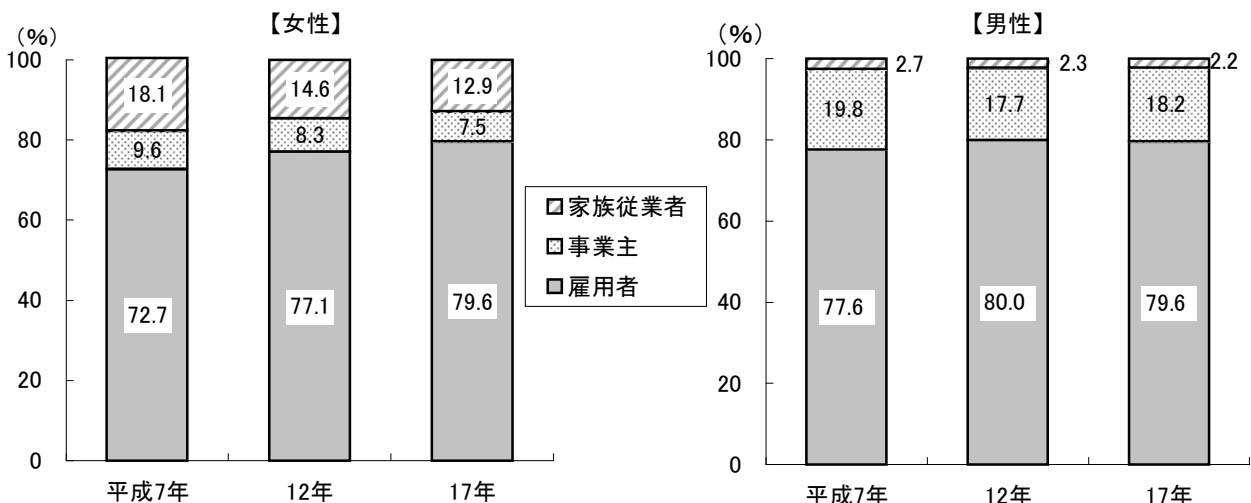


(注) 第1次産業：農業、林業、漁業 第2次産業：鉱業、建設業、製造業
第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業をはじめ各種サービス業を含む12項目

資料：総務省「国勢調査」(平成17年)

平成17年の本県の就業者の従業上の地位をみると、男性に大きな変化は見られないが、女性では事業主・家族従業者が減少し、雇用者が増加している。

図B-22 従業上の地位別就業者数の推移

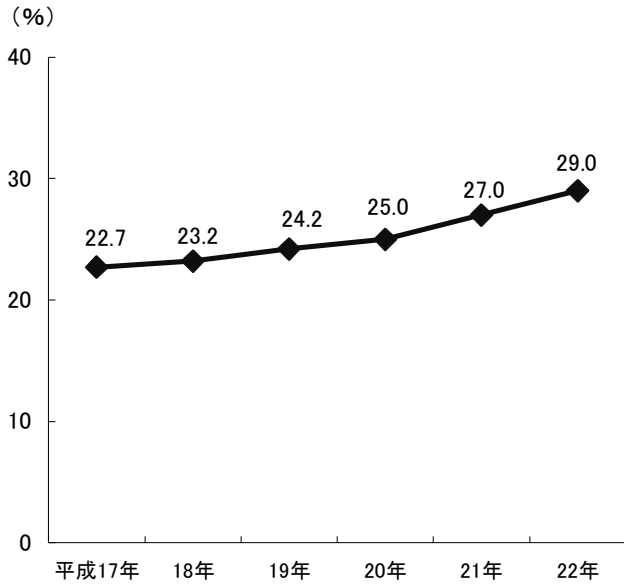


(注) 家族従業者：農家や個人商店などで、農作業や店の仕事などを手伝っている家族

資料：総務省「国勢調査」(平成17年)

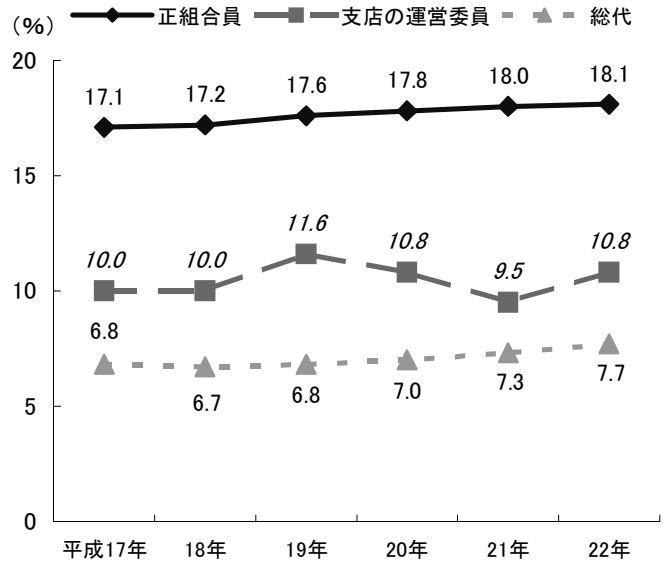
平成22年の農業委員についてみると、選任委員に占める女性の割合は29.0%となっている。また、農業協同組合における女性の割合は、正組合員で18.1%、総代では7.7%、各支店の運営委員では10.8%となっている。

図B-23 選任委員に占める女性農業委員の割合



資料：経営支援課調べ（平成22年）

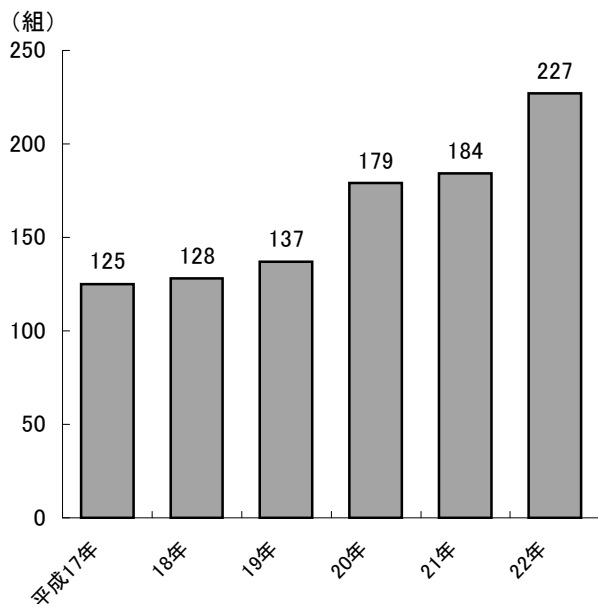
図B-24 農業協同組合における女性割合の推移



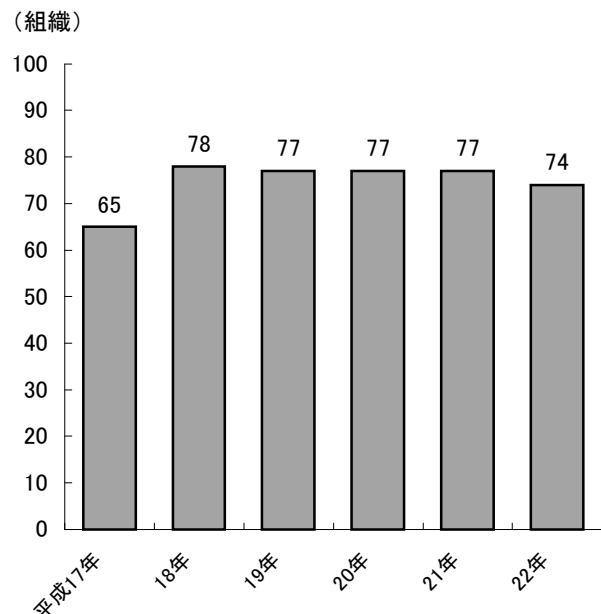
資料：農政課調べ（平成22年）

平成22年の家族経営協定の締結状況は227組で増加しているが、女性起業組織数は74組織で、前年より減少している。

図B-25 家族経営協定の締結状況



図B-26 女性起業組織の推移

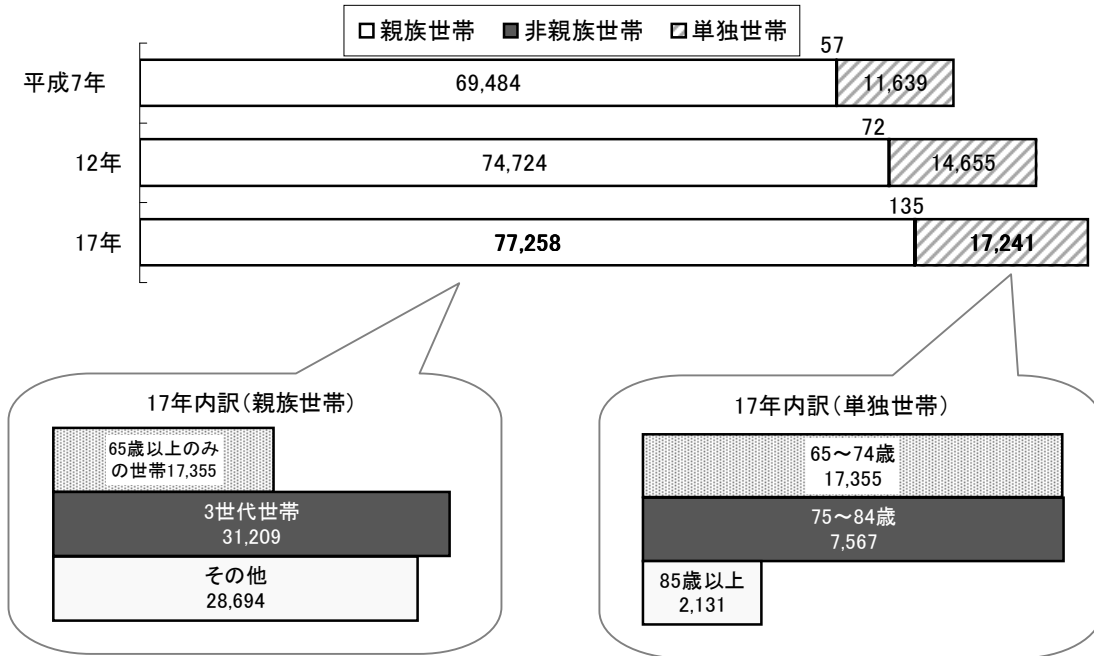


資料：農林総合研究所調べ（平成22年）

重点目標4：男女共同参画の視点に立って高齢者や障がい者が安心して暮らせる会社しよう

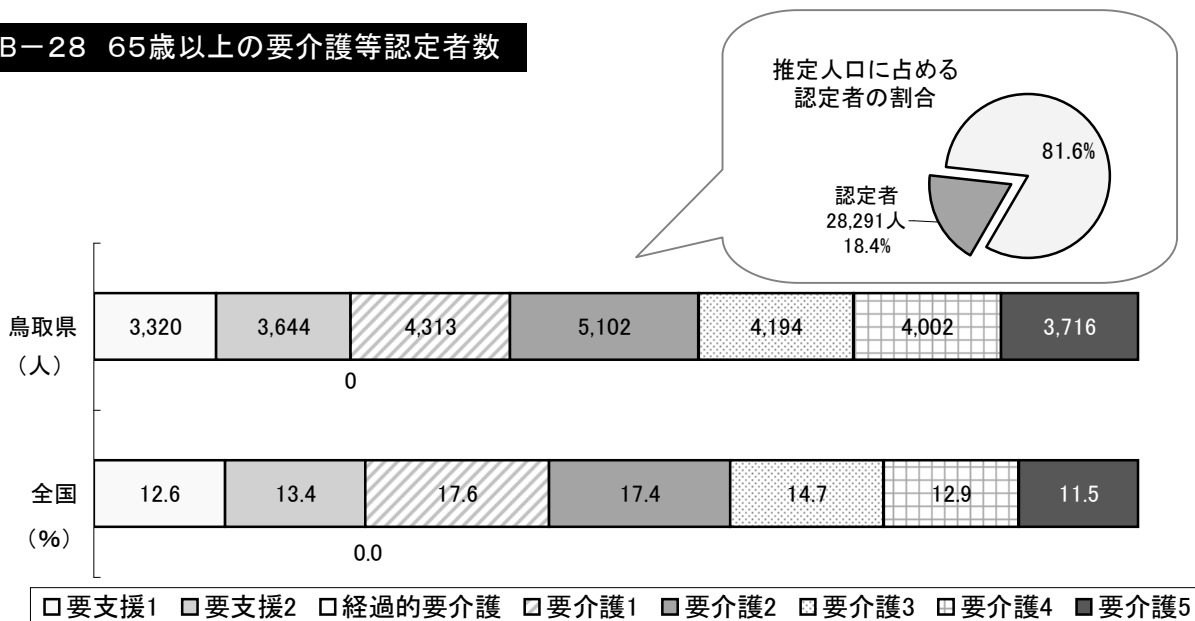
平成17年の本県の65歳以上の親族のいる世帯は94,634世帯で、うち単独世帯は17,241世帯となっており、7年から増加傾向で推移している。

図B-27 65歳以上の親族のいる世帯の推移



平成21年の調査によると、県内の65歳以上で要介護または要支援の認定を受けているものは28,291人で、その割合は18.4%となっている。

図B-28 65歳以上の要介護等認定者数

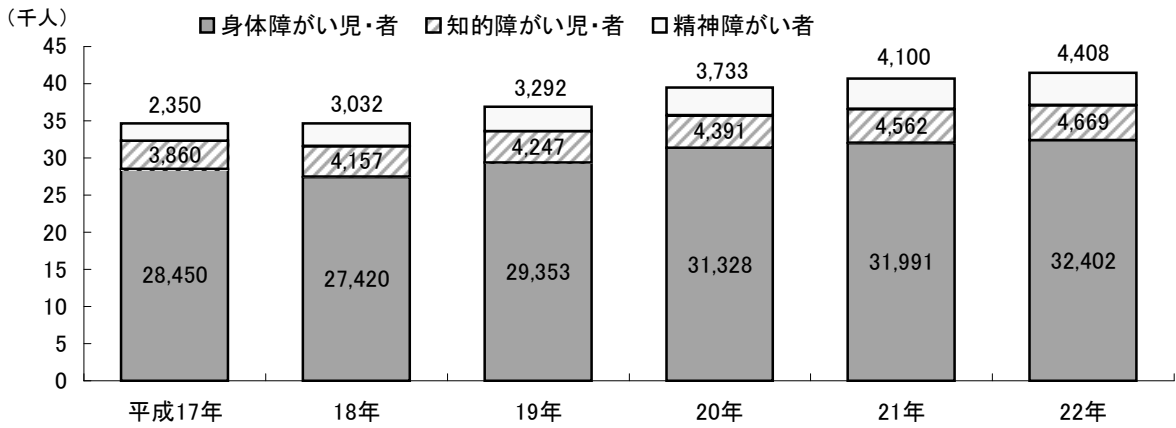


(注) 経過的要介護：平成18年4月1日の法改正施行日において、有効期限が満了する前の旧要支援者については、新たな要介護認定を受けたものと見なされ、有効期限内は予防給付ではなく介護給付の対象となる

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告調査」(平成21年)

本県における各種手帳を所持する障がい児・者数は、身体・知的・精神障がいのいずれも増加している。

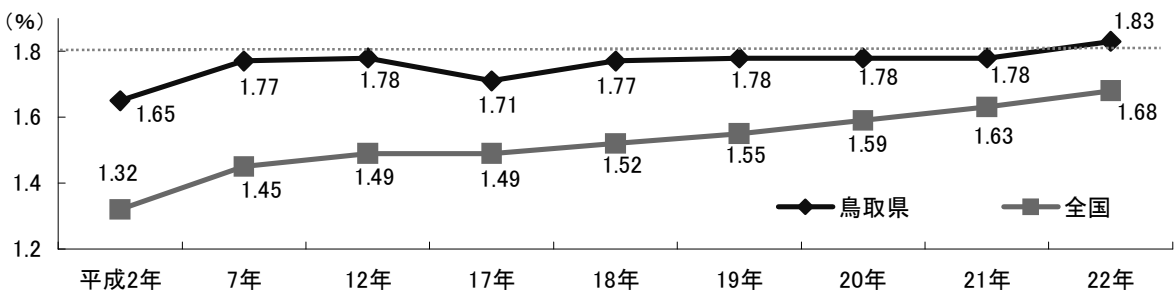
図B-29 障がい児・者数の推移



(注) 身体障がい児・者：各年3月31日現在の身体障がい者手帳所持者数
 知的障がい児・者：各年3月31日現在の療育手帳所持者数
 精神障がい者：各年3月31日現在の保健福祉手帳所持者数
 資料：障がい福祉課調べ(平成22年)

平成22年の障がい者の雇用状況調査では、本県の一般民間企業における障がい者の雇用率は1.83%で、法定雇用率の1.8%を上回っている。

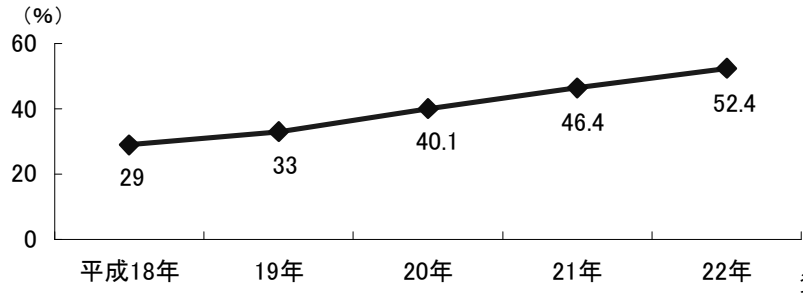
図B-30 一般民間企業における障がい者雇用率の推移



(注) 法定雇用率 一般民間企業：1.8%
 国・地方公共団体：2.1%
 都道府県教育委員会：2.0%
 資料：厚生労働省「障害者雇用状況調査」(平成22年)

平成22年の本県における低床バスの導入率は52.4%で、バリアフリー化が徐々に進んできている。

図B-31 低床バスの導入状況



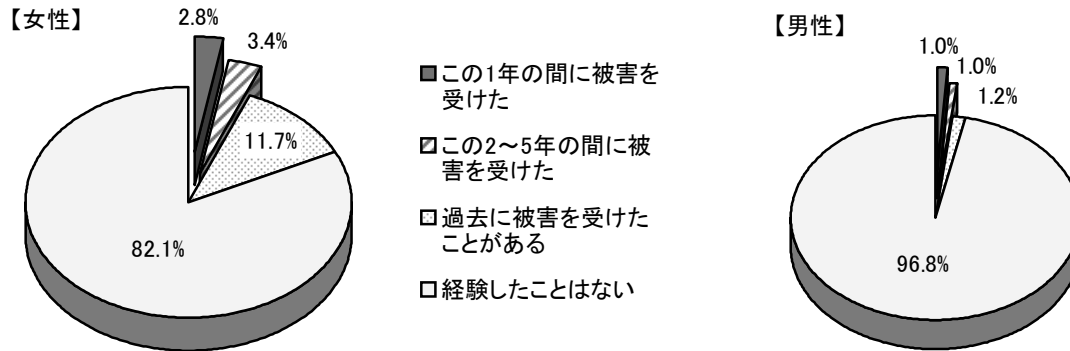
資料：交通政策課調べ(平成22年)

テーマC: 女性の人権が守られ、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう

重点目標1: 女性に対するあらゆる暴力をなくそう

平成21年の調査によると、配偶者や交際相手からのDV(ドメスティック・バイオレンス)について、女性の6.2%(16人に1人)、男性の2.0%(50人に1人)がこの5年の間に被害を受けた(受けている)と答えている。

図C-1 ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害経験

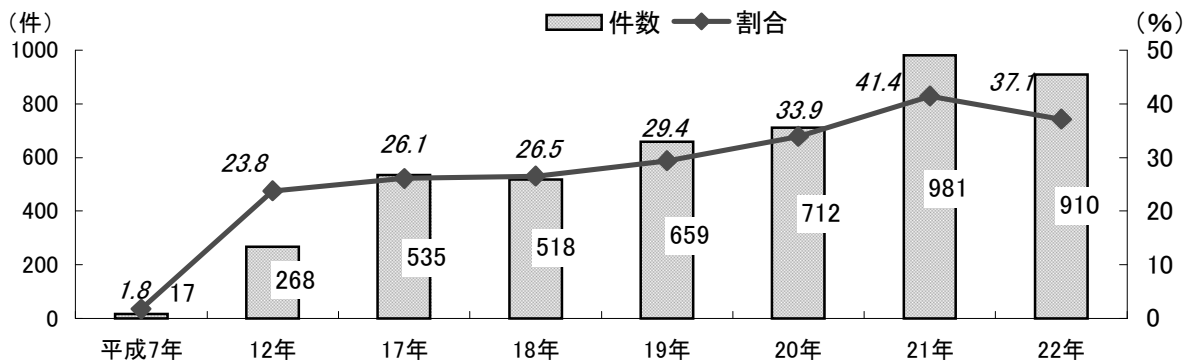


(注)DV(ドメスティック・バイオレンス): 夫婦、恋人間など親密な関係にある男女間で起こる暴力。殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、罵る・無視するといった精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力も含まれる。

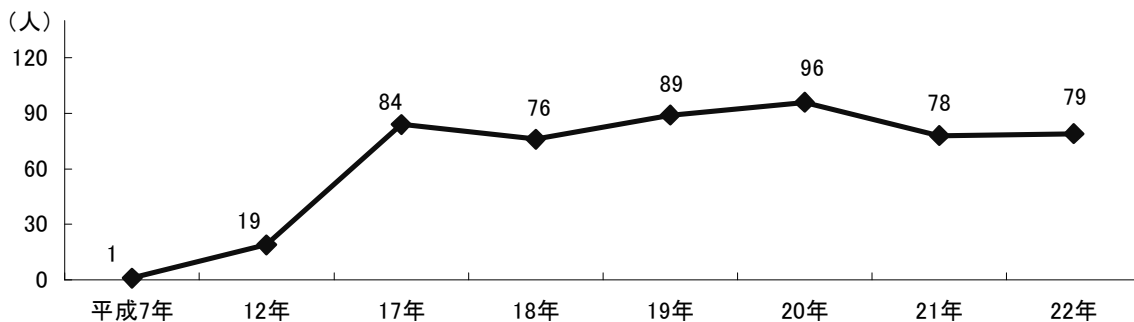
資料: 鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

平成22年の本県の福祉相談センター等で受けたDV相談件数は910件で、前年度より71件減少しており、総女性相談件数に対する割合は前年度より4.3ポイント減少している。また、DVを主訴とする一時保護数は79人で、前年度とほぼ同数で推移している。

図C-2 DV相談件数の推移



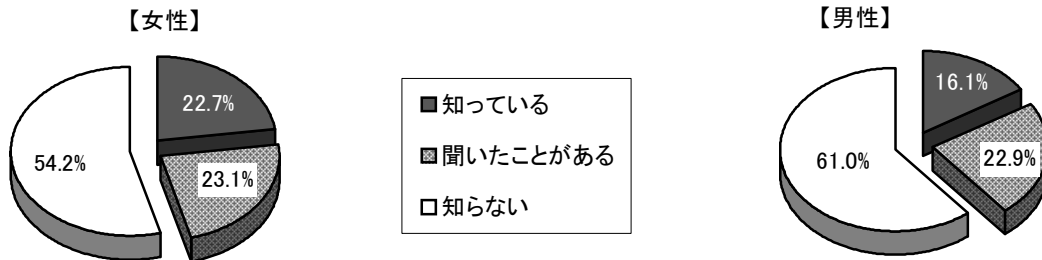
図C-3 一時保護数の推移



資料: 子育て支援総室調べ(平成22年)

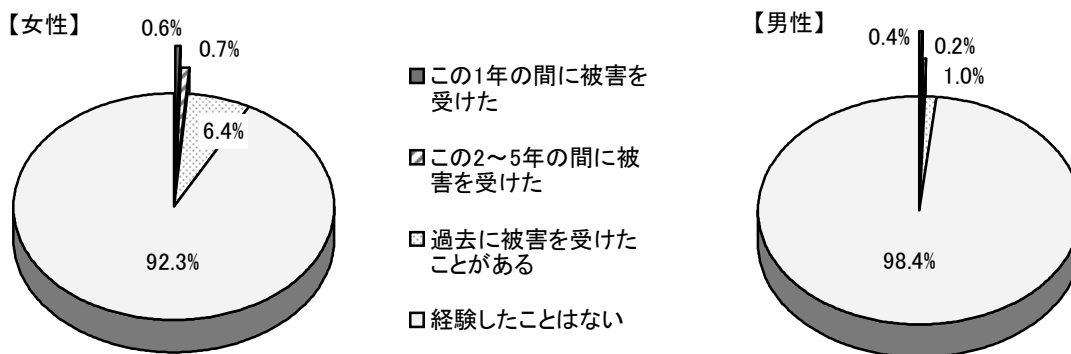
平成21年の調査によると、デートDVという言葉を知っている、聞いたことがあるとした割合は、女性で45.8%、男性で39.0%となっている。
 また、ストーカー行為については、女性の7.7%（13人に1人）、男性の1.6%（100人に1人強）が過去に被害を受けたことがあると答えている。

表C-4 「デートDV」という言葉の認知度



(注)デートDV：婚姻や事実婚の関係にない恋人などの親密な間柄でおきる、身体的・精神的な暴力で相手を支配しようとする行為。

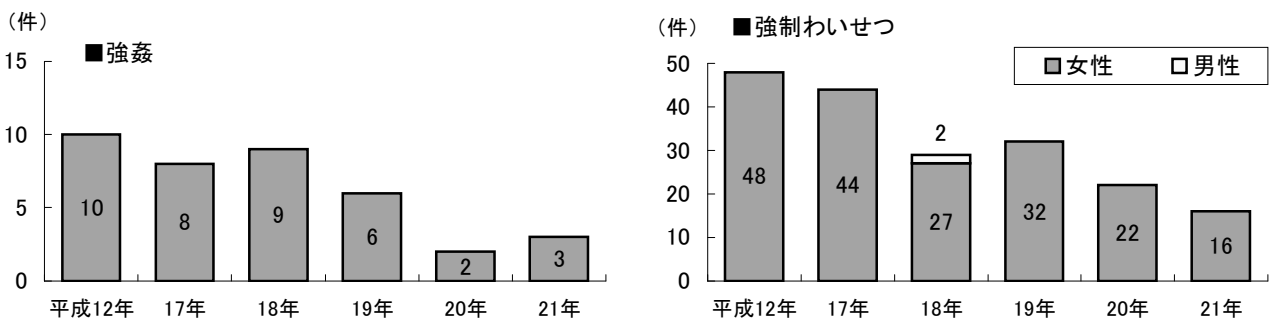
表C-5 ストーカーの被害経験



資料：鳥取県男女共同参画意識調査（平成21年）

平成21年に本県で発生した性犯罪の認知件数のうち、強姦は3件、強制わいせつは16件であったが、その全てで女性が被害者となっている。

表C-6 性犯罪の認知件数（被害者の性別）

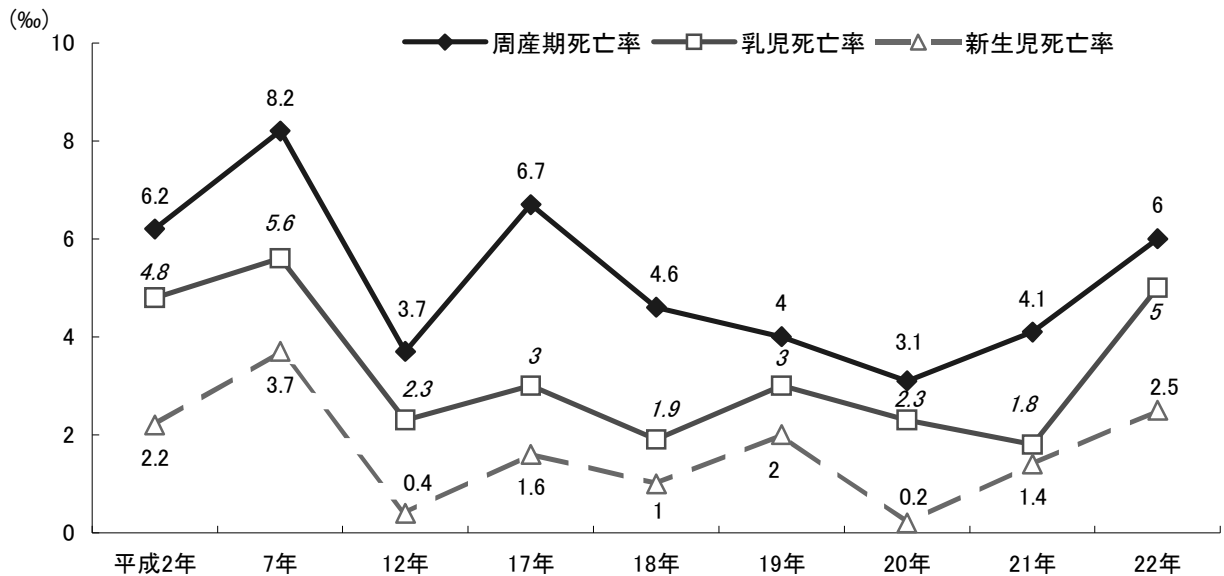


資料：鳥取県警察本部「犯罪統計書」（平成21年）

重点目標2：女性の健康を支援していこう

平成22年の本県の周産期死亡率は0.6%、乳児死亡率は0.5%、新生児死亡率は0.25%で、いずれも増加している。

図C-7 母子保健関係指標の推移

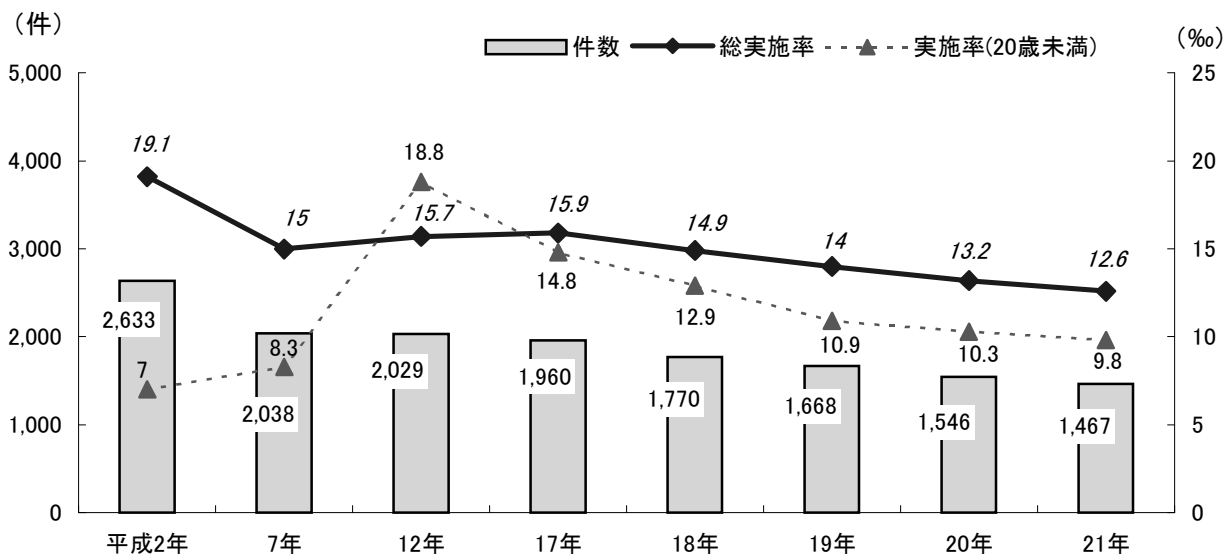


(注)「周産期死亡率」は、(年間の妊婦満22週以後の死産数+年間の早期(生後1週未満)新生児死亡率)÷年間の出生数×1000。「乳児(生後1年未満)死亡率・新生児(生後4週未満)死亡率」は、年間の事件数÷年間の出生数×1000

資料：厚生労働省「人口動態統計」(平成22年)

平成21年の本県の人工妊娠中絶件数は1,467件で、前年より79件減少し、総実施率、20歳未満の人工妊娠中絶実施率のいずれも減少している。

図C-8 人工妊娠中絶件数の推移



(注)「人工妊娠中絶実施率」は、人工妊娠中絶総件数÷15歳以上50歳未満女子総人口×1000

資料：厚生労働省「保健・衛生行政業務報告」(平成21年)

平成21年調査によると、本県の性感染症定点報告対象の4疾病のうち淋菌感染症と性器クラミジア感染症の患者数は、淋菌感染症は241件、性器クラミジア感染症は436件。また、梅毒は5件、後天性免疫不全症候群については4件であった。

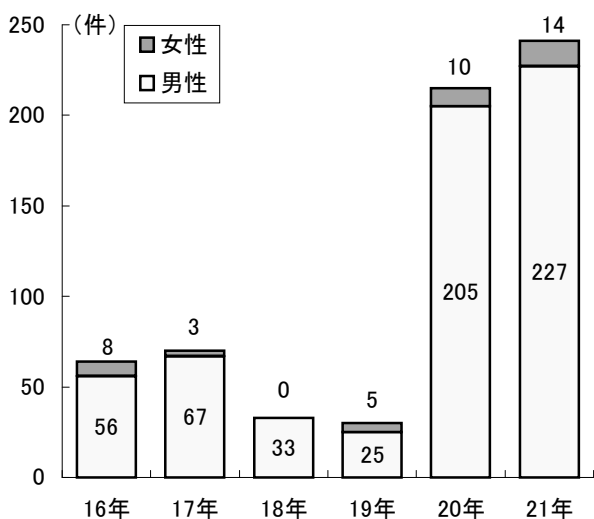
性別及び年齢で見ると、淋菌感染症・性器クラミジア感染症のいずれも男性の割合が高く、共に20～40代での報告が多かった。

表C-1 感染症患者数

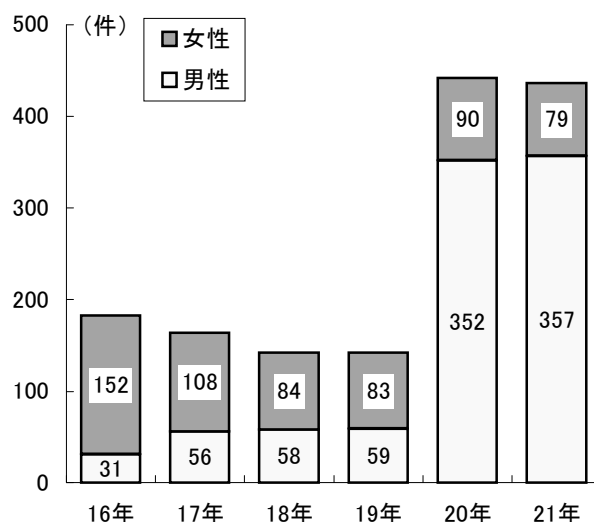
区分	患者数(件)					
	H16年	17年	18年	19年	20年	21年
梅毒	1	3	1	1	0	5
後天性免疫不全症候群	0	2	3	1	1	4
淋菌感染症 ※	64	70	33	30	215	241
性器クラミジア感染症 ※	183	164	142	142	442	436

※淋菌感染症及び性器クラミジア感染症については、一定人口毎に定められた指定届出機関(県内5カ所)での数値。なお、20年中に2定点において医療機関の変更有り、これが件数の推移に大きく影響している。

図C-9 淋菌感染症の男女別推移



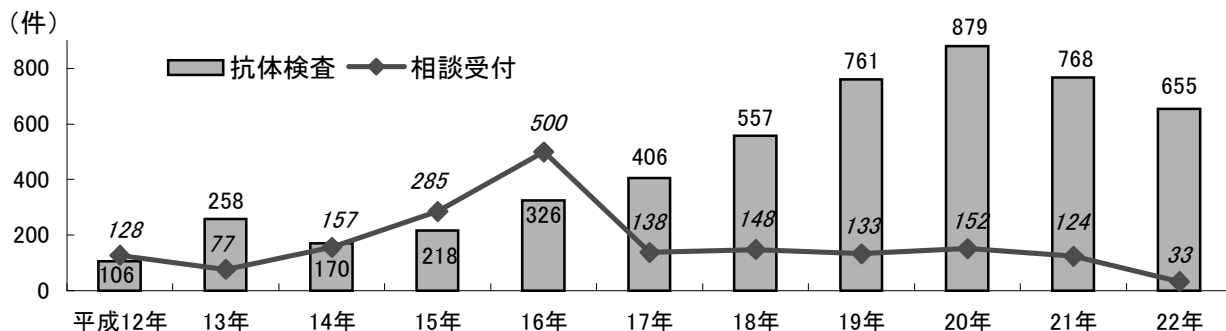
図C-10 性器クラミジア感染症の男女別推移



資料：鳥取県感染症発生動向調査(平成21年)

平成22年の本県の感染症法に基づくエイズ患者・感染者情報によると、保健所におけるHIV抗体検査は655件で前年に比べ113件減少し、相談受付は33件で91件減少している。

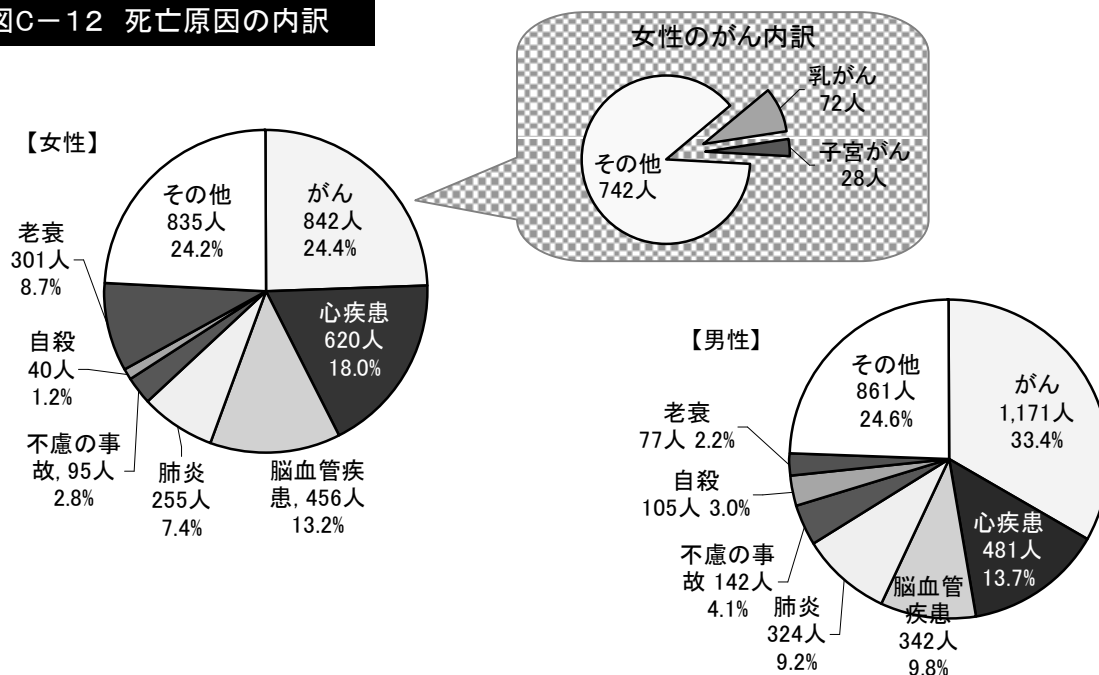
図C-11 保健所におけるHIV抗体検査・相談受付件数の推移



資料：厚生労働省「エイズ発生動向年報」(平成22年)

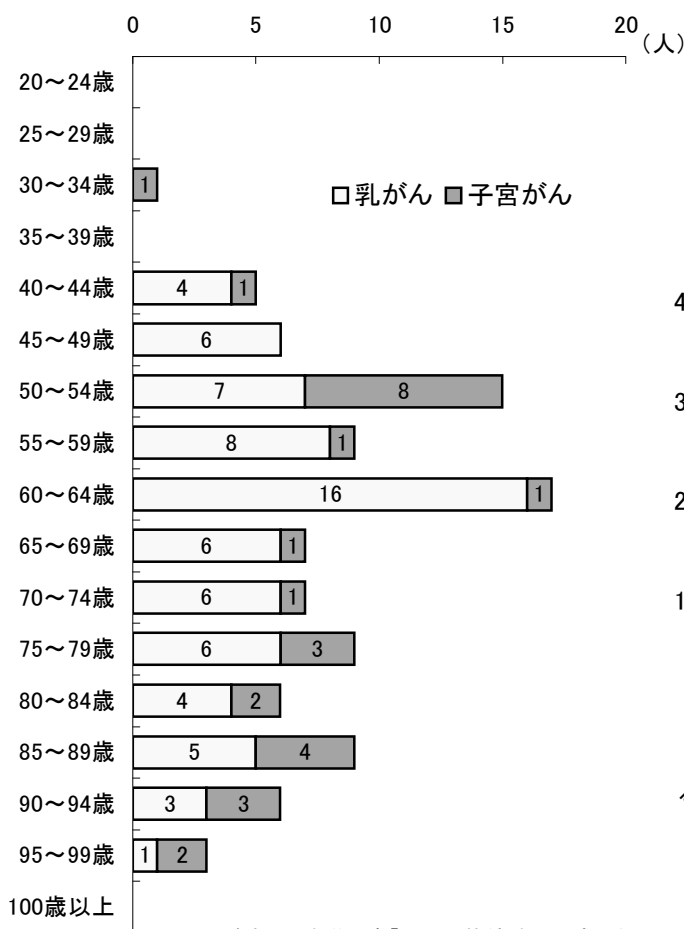
平成22年の本県における死亡原因の1位は男女とものがんであるが、女性では乳がんで72人、子宮がんで28人の方が亡くなり、年齢別では40歳以上で多くなっている。
また、平成21年の本県のがん検診受診率は乳がんで27.4%、子宮がんで26.6%となっている。

図C-12 死亡原因の内訳



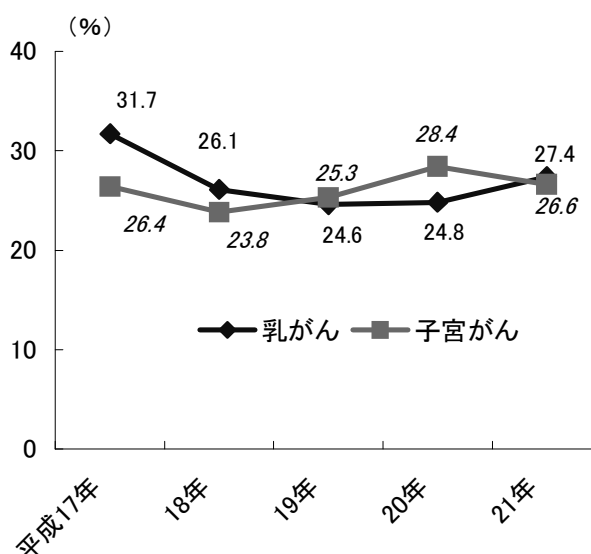
資料：厚生労働省「人口動態統計」（平成22年）

表C-13 女性のがん年齢別死亡者数



資料：厚生労働省「人口動態統計」（平成22年）

表C-14 女性のがん検診受診率



資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」（平成21年）

Ⅲ 男女共同参画施策の実施状況

第2次鳥取県男女共同参画計画に係る具体的施策の実施状況

テーマA 男女共同参画の視点に立って社会の制度や慣行などを見直してみよう

1 自治体、企業、団体などで物事を決めるときに男女がともに参画しよう

①議会への女性の参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画社会づくり推進事業	・男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	・男女共同参画白書：150部 備付先：図書館、県民課・局 ・男女共同参画マップ：700部 配布先：市町村、公民館等 ・施策実施状況及び関連データをHP公開、随時更新
○議会傍聴者託児サービス	・議会傍聴者への託児サービス	【22年度実績】 ・託児：5人 ・託児室の利用促進を図るために、積極的に広報活動を行っている。（テレビ・ラジオ・県政だよりでのCM、議会中継中のテロップ等）

②審議会などへの女性の参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画人材バンクの充実と活用促進	・男女共同参画に関する人材を登録し、審議会等委員の選考に活用する	・男女共同参画に関する人材の養成、女性の登用促進などを推進する。 ・登録者数：94人 よりん彩ホームページで公開。 ・登録申請様式を簡素化し、センター主催講座の修了生及び講師への登録勧誘を行い、登録者の増加を図っている。
○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲）	・男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	（再掲）

③自治体の管理職への女性の登用を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○県職員における女性幹部登用の促進	・性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を継続的に推進	<人事企画課> ・性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を実施。 管理職総数に占める女性管理職員の割合：8.0% 管理職を含む係長級以上職員数に占める女性職員の割合：15.6% (22.4.1現在) <教育総務課> ・能力や実績に応じて、女性管理職員を積極的に登用しよう、人事異動において個別に配慮している。 ※全体の管理職総数に占める女性管理職の割合 本庁：19.4% 地方機関及び教育機関：30.4% (22.4.1現在)
○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲）	・男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	（再掲）

④企業、団体、教育・研究機関、地域団体などにおいて物事を決める場面への女性の参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画推進企業認定事業	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業等の認定	・男女共同参画の推進に理解と意欲のある企業等を認定し、その取組を広く紹介することにより、県内企業への男女共同参画の普及推進を図る。（398事業所（H23.3末現在）） <認定要件> 次の取組を積極的に実施し、関係法令を遵守していること。 ①仕事と家庭の両立支援②男女がともに働きやすい職場づくり③男女均等な能力活用 <有効期間> 3年間 ・県内3カ所に推進サポーターを配置し、企業等に対する申請への働きかけを行った。 ・認定企業の取組の内容やメリットを紹介する事例集を作成し、教育機関・ハローワーク等に配布することによりPRした。
○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲）	・男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	（再掲）
○ともに歩む自治会づくり支援	・事例集・手引きを活用し、地域へ男女共同参画を広めていくため、市町村職員及び民間の地域リーダーを養成	・事例集、手引き、DVDの活用促進 ・出前講座等の開催
○教育・研究機関における女性の参画状況に関する調査の実施	・県内の私立幼稚園、私立高等学校、専門学校、高等教育機関（大学等）における園長、学校長、学長、役員等への女性の就任状況調査を行い、方針決定過程への女性の参画拡大の問題点・課題を明らかにするとともに、女性の参画拡大のための方策について検討	・女性役員等の就任状況を調査した（19年度） 私立学校（学校法人）：21% 高等教育機関：15%

⑤積極的改善措置（ポジティブアクション）の考え方を広める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲）	・男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	（再掲）

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・男女共同参画に関する最新データを提供することにより、理解促進につなげることができた。	・データは随時更新するとともに、新たな指標の追加や変更などニーズにあった情報となるよう検討、見直しする。	男女共同参画推進課
・利用者からは「安心して子どもを預けられる」など、高い評価を受けている。また、保育サポーターからも、託児環境がよいと評価を受けている。 ・託児は議員の紹介による傍聴者の利用が主で、一般傍聴者での利用はほとんどないのが現状。傍聴における託児サービスの認知が不十分。	・広報予算の枠内で、テレビ、ラジオ、新聞等の媒体を通じて、認知度を向上させ、引き続き利用促進を図っていく。 ・議会傍聴者のみならず、県庁での執行部の会議、イベントなどで託児が必要な場合などにも利用していただくよう引き続き周知する。	議会事務局

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・利用状況：ホームページへのアクセス数をカウントしていないので不明だが、ホームページ公表データより詳しい情報を求める照会が時々ある。 ・人材登録：人材発掘が難しく、登録が進んでいない。	・引き続きセンター主催講座の修生及び講師への登録勧誘を行い、登録者の増加を図る。 ・併せて、人材バンクの活用について周知を図る。	男女共同参画センター
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<人事企画課> ・性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を実施。	<人事企画課> ・引き続き、性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を推進する。	人事企画課 教育総務課
<教育総務課> ・性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を実施。	<教育総務課> ・引き続き、性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用に努める。	
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・県内3カ所に推進サポーターを配置し、企業訪問による申請の働きかけを行い、認定企業数が大幅に増加した。 ・認定期間満了により更新申請したほとんどの企業で、更新審査の得点が初回認定時よりも上回るなど、企業内での男女共同参画の取組促進につながっている。 ・認定企業全体の建設業と土木系コンサルタントが占める割合が前年度末の8割から7割弱に減ってきており、認定企業の職種が広がりつつある。	・引き続き、サポーター等による企業への個別訪問や関係団体等への働きかけによる認定企業数の増加を図る。 ・成功事例、具体的な取組内容を収集し、企業側に示すことにより、企業の自主的な取組の促進を図る。	男女共同参画推進課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課
・女性の自治会役員に占める割合も未だ低く、まだまだ地域での男女共同参画が進んでいない。	・引き続き、手引き・DVD等の資料及び出前講座等学習機会を提供しながら支援する。	男女共同参画センター
・女性参画拡大の問題点・課題を明らかにするまでに至っていない。	・調査は19年度限りで、20年度以降は実施していないが、今後も学校訪問などの機会をとらえて女性の登用を働きかけていく。 H23→教育・学術振興課	青少年・文教課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課

2 男だから、女だからと決めつけしないで、男女がともに自分らしく生きるため、考え方を変えてみよう
 教育と学習の機会を充実しよう

①学校教育での男女共同参画の視点に立った学習を充実する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○学校における男女共生教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・全教育活動における男女平等の育成 ・個性を生かした進路指導の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外の教職員等を対象とした「鳥取県道徳教育研究大会」を開催し、講演会、シンポジウム、分科会等を行い、道徳教育の一層の充実を図った。(8月9日、約350名参加) ・各学校では、家庭科や総合的な学習の時間、道徳や学級活動などで、男女平等の考え方やその意義について学習するとともに、他教科等を通して、規範意識や命の大切さ、生き方などについても、発達段階に応じた学習を実施している。 ・県教育委員会では、自立した心豊かな人づくりをめざして、豊かな人間性や社会性の育成など、知徳体のバランスのとれた児童生徒を育成する学校教育の推進に取り組んでいる。
○男女共同参画意識の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭」「公民」「保健体育」等の学習、特別活動等で男女共同参画に対する意識を育成する 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村人権教育主任研究協議会や学校訪問等の機会を捉えて、事例集の活用が図られるよう働きかけている。 ・県立学校の教職員研修において、当該が作成した「デートDV」に関する学習教材を紹介した。
○未来の親となるための学習推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の体験活動を実施し、子育てを実感させたり責任感を自覚させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・教科「家庭」の必修修科目「家庭総合」「家庭基礎」や専門科目「発達と保育」「児童文化」などの中で子育てに関する学習を行っている。 ・様々な機会を工夫し、多くの学校で保育実習や観察保育などの体験学習を実施している。(21年度：県立高校15校)
○心のふれあいプロジェクト(指導員の養成)	<ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんとその保護者、小中高生がふれあう「赤ちゃん登校日」の実施及び指導者の養成 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者認定のための講座(「赤ちゃん登校日の理解」「赤ちゃん登校日の実際を見学」「指導の実践」)を年間を通して実施。
○未来のパパママ育み事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生等に将来親になるための自覚と子育てへの関心・理解を深めてもらうための出前教室を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生等に結婚、妊娠、子育て等に関する知識・情報を提供し、自分のライフプランを描いてもらうことで、将来、親となるための自覚と子育てへの関心・理解を深めてもらうことを目的とした「未来のパパママ育み出前教室」を助産師会に委託して実施した。(H22年度：高等学校等27校・70講座)

②様々な選択肢の中から選ぶことができる教育・学習機会を充実する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○特定の分野に偏らない進路指導	<ul style="list-style-type: none"> ・進学、就職指導を行う際、性別による固定的な職業観や進学観等にとらわれずに、個人の能力や資質に沿った指導を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する生徒のニーズに応じた教育が実現できるよう、各学校で特色ある教育活動を展開しており、進学や就職指導においても、生徒個々の進路希望や資質能力に応じて、きめ細かな指導を行った。

③家庭教育・社会教育において男女共同参画の視点に立った学習を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○生涯学習講座等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・とっとり県民カレッジ主催講座「未来をひらく鳥取学」等の開催 ・生涯学習講座等を企画・実施する社会教育主事や公民館主事等に対する研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育・福祉」などをテーマとした講座を開催するとともに、生涯学習講座等を企画・実施する者に対する研修を実施した。
○生涯学習情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット、情報誌等での生涯学習情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・「県民学習ネット」や情報誌「生涯学習とっとり」などにおいて、関連する生涯学習情報を提供した。
○県立人権ひろば21(ふらっと)の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・図書・ビデオ貸出、パネル展、人権学習会開催等 	<ul style="list-style-type: none"> 〔鳥取県立人権ひろば21管理委託費〕 ・県民の人権学習の場として自由に交流し、人権に関する情報を発信・提供する拠点施設として運営している。 人権ライブラリーの運営(図書、啓発ビデオ等の選定・貸し出し)交流スペースの運営(イベント、人権学習会等の開催) 【22年度実績】 来館者数：3,577人 図書等貸出：1,342件 小イベント：11回
○(社)鳥取県人権文化センターへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・人権問題に関する各種研修会、講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 〔鳥取県人権文化センター補助事業〕 ・専門機関として人権問題調査研究、人権啓発推進員養成・実践講座の開催、人権啓発事業等を行っている(社)鳥取県人権文化センターに対し運営費助成(会費の負担)を行う。

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・「鳥取県道徳教育研究大会」の中で、生命の尊さ、相手のことを思いやる心を育てることの大切さやその指導の具体について協議するなどして研修を深めた。 ・小・中・高等学校キャリア教育担当者による協議会を開催、各地域におけるキャリア教育推進の具体策について協議を深めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県道徳教育研究大会の開催や道徳教育推進教師研修会の実施、道徳教育中央指導者研修会への教員派遣等を通じて、道徳教育の充実を図る。 ・学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感させるとともに、児童生徒の望ましい勤労観・職業観を育てるキャリア教育の充実を図る。 	小中学校課 特別支援教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・事例集をHPに掲載し、活用を図っている。 ・教職員の「デートDV」の関する関心を高めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き、男女共生教育が充実実施されるよう、機会を捉えて資料や教材の活用を働きかける。 	人権教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・教科「家庭」「公民」「保健体育」において、教科目標に基づき、男女が協力した社会づくりに関する指導を進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、男女が協力して社会・家庭生活を築くことの重要性を認識させるよう指導に努める。 	高等学校課
<ul style="list-style-type: none"> ・保育体験学習は、多くの学校で実施され、生徒は子育てを実感し、その責任の大きさについても認識が高まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育体験学習の機会を設け、生徒が子育てを実感することの重要性について、関係する研究協議会等で教職員に周知する。 ・引き続き、親となるための意識啓発を図る副読本を高等学校課ホームページに掲載し、学校のみならず各家庭や社会教育においても活用できるようにする。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・46名が指導者養成講座を受講し、そのうち4名が指導者の認定を受けた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、指導者養成事業を実施する。 	家庭・地域教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦体験や赤ちゃん抱っこなどの体験学習を盛り込んでおり、参加した高校生等は赤ちゃんの重さ、ぬくもり、においを直接感じることで、命の大切さを実感するとともに、将来、自分がパパママとなった時のことをイメージしており、結婚・妊娠・子育てなど将来設計について考える良い機会となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、親となるための自覚と、子育てへの関心・理解を深めてもらうための情報提供等を行う。 H23→子育て応援課 	子育て支援総室

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・各学校において、進学、就職いずれにおいても、性別による固定的な観念に捉われない進路指導ができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、生徒の適性・能力を生かし、個を大切にした指導に努める。 	高等学校課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・講座や研修会の開催により、意識の高揚が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き講座を開催し、学習機会を提供する。 	家庭・地域教育課 各教育局
<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供により、県民の学習を支援することが出来た。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き情報提供を行い、県民の学習を支援する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・人権ライブラリーにおける図書の貸し出し、交流スペースにおけるパネル展や学習会の開催により、県民が人権について学習する機会を提供し、人権啓発の拠点としての役割を果たしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き適切な管理を行うとともに、サービスの質の向上、イベントの充実などの利用促進に努める。 	人権・同和対策課
<ul style="list-style-type: none"> ・人権分野を幅広く偏りなく調査研究・普及啓発する県内唯一の専門機関として機能している。 ・選択と集中により事業の充実を図り、指導者（ファシリテーター）の養成について、実際の活動の場を一層拡大していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の市町村、民間団体等との一層密接な連携のもと、鳥取県人権文化センター独自の事業内容の充実を図る。 	

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○県民自ら行う人権学習の支援	・ NPO、民間団体が自主的に行う人権学習会の開催を支援	〔県民自ら行う人権学習支援補助金〕 ・ 県民が自ら企画・実施する人権意識向上のための学習会などの開催経費の一部を補助し、広域的な人権啓発活動を促進している。 【22年度実績】 補助団体：10団体 参加人数：2,532名
○人権協働ネットワークの推進	・ 複数の民間団体と行政が協働して開催する人権問題に関するシンポジウムの開催を委託	〔人権協働ネットワーク「ミニシンポジウム」実施事業〕 ・ 県民の人権に関する自発的な取り組みを公募・委託実施し、行政との協働による地域の研修機会の提供等人権啓発を推進している。 【22年度実績】 参加団体：5団体 参加人数：約770人
○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲）	・ 男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	（再掲）
○男女共同参画センターによる普及啓発	・ 各種講座、セミナー等による意識啓発 ・ 関係資料の情報収集と提供、図書、ビデオ等の貸し出し	・ 共同参画時代の自分磨きセミナー等講座の開催（各種普及啓発・人材育成講座を実施） 開催回数：24回 受講者数：延べ 1,447人 ・ 図書、ビデオ等の貸出：5,577件 情報相談件数：273件
○男女共同参画団体への活動支援	・ 県内の民間団体が行う、男女共同参画を進める活動に対して補助を行う	・ 採択事業数：3事業（補助金額 上限10万円）
○よりん彩活動支援事業	・ 県民が自ら企画し、開催する事業に対して講師謝金・旅費、会場使用料等を支援	・ 利用件数：50件 参加者数：3,121人 うち企業関係利用 利用件数：6件 参加者数：193人 ・ 前年同様の活動支援事業にあわせて、企業セミナーも行う。
○人材育成講座の開催（再掲）	・ 男女共同参画の理解者の層拡大	共同参画時代の自分磨きセミナー さまざまなテーマで男女共同参画理解を進め、理解者の裾野拡大を目指す。（直営3、委託3）
○行政職員研修会の開催（対象：県職員）	・ 県職員の初任研修等、男女共同参画に関する内容を盛り込む	・ 新規採用職員研修において、男女共同参画の講座を実施した。 ・ 新任課長級研修及び新任係長級研修の人権研修の中で、女性の人権を盛り込んで実施した。

④男性を対象とした男女共同参画の学習機会を提供し、男性の自立を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画センターによる普及啓発（再掲）	・ 男性向け講座による意識啓発	共同参画時代のパパカ養成フォーラム ・ 県民有志による実行委員会との協働事業 ・ 男性が男女共同参画を自分のものとして考え、実践し、仕事だけでなく家庭での楽しみも大事にしながら多様な生き方を実現していくためのフォーラムとして、2/27に開催

広報・啓発活動を充実する

①男女共同参画社会の実現に向け、県民の理解を得るための広報活動を充実する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○「男女共同参画の目指すべき姿」のPR	・ 第2次計画に示した「男女共同参画社会の目指すべき姿」をわかりやすい形でPR	・ 啓発用のリーフレット・ビデオを作成し、PRに努めた。
○市町村条例・計画等の策定促進	・ 市町村担当課長会議の開催 ・ 個別の働きかけ	・ 担当課長会議等を通じて、働きかけを行った。 ・ 計画未策定の2町に対し、状況確認とともに、助言や情報提供による支援を行った。
○人権尊重理念の啓発	・ テレビ等による啓発の実施 ・ 人権問題講演会等の開催 ・ 各種啓発資料作成・配布	〔人権啓発広報事業〕 ・ テレビスポット制作・放映、人権情報紙の作成、ラッピングバス、人権・同和問題啓発ラジオ等による啓発広報を行い、人権問題に関する理解を促進している。 〔とっとりユニバーサルデザイン推進事業〕 ・ 啓発展示、研修、出前授業、出前講座を開催し、ユニバーサルデザイン理念の普及啓発を図っている。 〔人権問題研修推進事業〕 ・ 県・市町村の行政関係者等を対象とした研修会を開催し、人権を尊重した施策の推進を図っている。
○県民自ら行う人権学習の支援（再掲）	・ NPO、民間団体が自主的に行う人権学習会の開催を支援	（再掲）
○人権協働ネットワークの推進（再掲）	・ 複数の民間団体と行政が協働して開催する人権問題に関するシンポジウムの開催を委託	（再掲）

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・ 県民による実践をうながすための支援策として有効に活用され、浸透も進んでいる。	・ NPO、市民活動団体などの県民が自ら企画・実施する人権意識向上のための学習会などの多様化に留意しつつ開催経費の一部を引き続き補助する。 ・ 市町村が行うべき同様の制度の創設について、平成23年度を目途に市町村へ働きかけを行う。	人権・同和対策課
・ 社会的に関心を集め、広く県民に啓発すべき課題について、県民の自発的取組みと啓発の促進が図られている。応募者の拡大が課題。	・ 実施地域、テーマ、受託団体に偏りが生じないよう、テーマの提案・県民団体への事業PRなど積極的な働きかけを引き続き行う。	
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課
・ 理解者の裾野拡大を目的とした講座を通じて、これまでのよりん彩事業参加者とは異なる新規参加者もあり、一定の成果を上げている。 ・ 男性向けの事業に力を入れたことで、よりん彩事業への男性の参画、協力者の増加が進んでいる。 ・ 情報提供：資料貸出件数は、21年度に過去最高を記録し、目標値を上方修正した。今年度は、同じレベルで推移している。情報相談件数は、昨年同期に比べて5割強の伸びとなっている。	・ 重点的に取り組む分野として、(1) 男女共同参画理解者の裾野拡大 (2) 男性の意識改革を進める。 ・ 引き続き、資料収集に努めると共に、企画展示、団体貸出、講座等での出前貸出を実施するなど利用増を図る。	男女共同参画センター
・ 採択された団体全てが新規の団体であり、着々と新たな主体との関係が構築されてきている。	・ 制度周知を図り継続する。	
・ 43団体のうち35団体が新規の団体であり、着々と新たな主体との関係が構築されてきている。	・ 制度周知を図り継続する。	
・ 理解者の裾野拡大を目的とした講座を通じて、これまでのよりん彩事業参加者とは異なる新規参加者もあり、一定の成果を上げている。 ・ 6回のうち3回を県男女共同参画をすすめるネットワークに委託したので、計画段階からさまざまな団体と協働しながら進めることができた。	・ 今後も引き続き実施するが、参加者を増やすためにより多くの県民の方にセミナーの開催を知っていただくための広報活動に工夫が必要である。	
・ 新規採用時と課長級及び係長級昇任時に合わせて行っており、モチベーションが高い時期に実施できている。	・ 継続して実施する。	職員人材開発センター

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・ 実行委員会の活動を通して、男女共同参画に理解が深く、推進する活動力を持った男性のネットワークが構築されつつある。	・ 今後は、男性の意識改革に向けた講座の視点を、「子育て」から「定年後のライフプラン」に変更して実施。しかしながら、男性の育児参加は、ワーク・ライフ・バランスからみても大きな課題であり、引き続き子育て支援総室の取組みと連携・協力を図りながら進めていく。	男女共同参画センター

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・ 目に触れる機会が少なく、効果的なPRに結びついていない。	・ リーフレット、ビデオ等啓発材料を用い、講演会、研修会等様々な普及啓発機会を捉えPRしていく。	男女共同参画推進課
・ 条例制定 (H22.12若桜町策定) 13市町村→14市町村 ・ 計画策定 17市町村→19市町村 (H23.3岩美町、若桜町策定)	・ H23.3全市町村で策定	
・ 県民に親しみやすい媒体、わかりやすい内容に努めており、特に人権情報紙については工夫を重ね充実を評価する多くの声が寄せられている。 ・ 多くの県民に関心を持ってもらうよう啓発展示の回数、場所・機会の選定などの工夫を行い、その充実を努めた。また、学校対象の出前授業、県民対象の出前講座を始め、児童・生徒・地域住民の理解を促進することができた。 ・ 県職員の人権研修として、推進員研修(推進員必修)、職場研修・単位制研修(全職員必修)が定着。特に単位制研修の受講の促進が課題であり、各所属に対し強力に働きかけている。	・ 啓発効果の向上を常に意識し、多様な人権問題をわかりやすく伝えていくよう引き続き努める。 ・ 引き続き他部局や民間集客施設と連携・協力して、様々な分野のイベントに出展するなど手法を工夫するとともに、出前授業と出前講座では内容等の充実を図る。 ・ 各行政分野で人権尊重の理念を具現化することを目標に啓発を引き続き実施する。特に、多様な県民のニーズを施策に反映させるため県職員へのユニバーサルデザインの意識づけを行う。	人権・同和対策課
(再掲)	(再掲)	
(再掲)	(再掲)	

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画に係る啓発	・研修会等による女性自身の参画意識の高揚	[日野郡男女共同参画連絡会への参画] ・日野郡における男女共同参画社会の実現を目的とする連絡会に構成員として参画。(事務局：日南町役場総務課) ・研修会等への協力、参加 ・広報誌発行に係る協力 【H22実績】 視察研修会実施(12月)

②メディアにおける男女の人権尊重を働きかける

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画社会づくり推進事業(再掲)	・「鳥取県行政広報物ガイドライン」による広報物作成時のチェック	・関係者への周知。

③情報を自分の判断で適切に見分けられる能力を育てる

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○青少年健全育成条例施行	・青少年を取り巻く環境浄化など青少年健全育成条例を効果的に運用 ・健全育成協力員による図書類の販売実態等の調査、報告 ・有害図書指定審査会の開催	・携帯電話へのフィルタリングの徹底と深夜外出の制限に関して条例を改正。 ・実態把握のためレンタルビデオ店、ネットカフェ、カラオケ店等への立入りを随時実施している。 ・健全育成協力員が適宜調査を行っている。 ・有害図書指定審査会を適宜開催し、有害図書類を指定。 ・携帯電話販売店に対する販売実態等の調査を実施。
○メディアとの接し方に関する啓発	・協議会主催による「フォーラム」の開催 ・NPOに委託し、ケータイ・インターネット教育推進員養成、子どもたちの正しいメディア利用を推進するような保護者等への啓発活動の実施	・保護者や関連企業・団体などと連携し、情報判断能力を育てるための啓発活動等を行っている。
○情報を主体的に収集、判断できる能力を育成する情報教育の推進	・学校における情報教育の充実 ・教職員に対する研修	・小・中・高校及び特別支援学校では、各教科、総合的な学習の時間、道徳、特別活動等のあらゆる場面で、情報活用能力の育成を図っている。また、今日的課題である、情報モラル関連の内容については、大学教員や通信会社等の外部の専門家を招き、男女の人権尊重やインターネットを利用する際のモラルやマナーの講演会を開催し、学習機会の拡大や情報提供に努めている。 ・情報発信や個人情報保護など、時代の流れに対応した研修を行っている。情報モラルに関しては情報教育の基本として、情報モラル教育担当者研修、初任者研修等で取り上げ、教員の指導力の向上を図っている。 ・全教職員を対象にICT活用指導力向上研修講座を行う。 →ICT活用指導力向上研修[6月～12月実施]

3 様々な分野で男女共同参画を進めよう

①防災・復興分野で男女共同参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○女性消防団員・女性防火組織等の育成と支援 ○地域ごとの組織づくりや活動推進への支援	・女性防火組織の育成強化と連携組織づくりへの支援に取り組み、意見交換会や研修等で消防防災への関心と意識、知識・技術等を高め、消防防災分野への女性参入を進める ・女性の消防団活動への参加拡大 ・鳥取県女性防火・防災連絡協議会による事業の促進	・鳥取県女性防火・防災連絡協議会の総会、幹事会及び研修会を開催し、女性防火・防災組織の相互の連携と活動支援を行った。 ・市町村が女性消防団(分団)員を採用する場合には、その導入経費を防災・危機管理対策交付金により支援した。

②地域おこし、まちづくり、観光、環境、科学技術分野などで男女共同参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画団体への活動支援(再掲)	・県内の民間団体が行う、男女共同参画を進める活動に対して補助を行う	(再掲)
○人材育成講座の開催	・女性審議会委員向け講座による意識啓発	・まちを元気にする女性塾(3地区女性団体へ委託) 11～3月にかけて倉吉市(倉吉市男女共同参画推進会議)、若桜町(若桜町こまちず)、日野町(日野郡男女共同参画連絡会)において開催
○環境教育推進事業	・環境教育・学習アドバイザー制度 ・学校等で使用する環境教育の教材作成等	・こどもエコクラブ、学校、一般の県民等が実施する環境学習に、とっとり環境教育・学習アドバイザーを紹介し、環境学習会のサポートを行い、県民の主体的な環境学習の促進を図っている。 アドバイザー登録数：48人(23.3末現在) 女性：9人、男性：39人

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会は、会員相互の情報交換・連携を図る場として有益な組織である。 ・研修会、広報誌は男女共同参画の意識向上を図る有益なツールとして活用されている。 ・一方で、各構成員とも近年の活動が停滞気味であると感じており、今後の会のあり方や活性化方策を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き構成員として参画し、県施策の情報提供や各種活動の支援等を行う。 	日野総合事務所

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・徐々にではあるが、広報分野における男女共同参画の視点が認識されつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報担当者会議等での資料配付など啓発を行う。 ・個別相談等に対応する。 	男女共同参画推進課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・図書類自動販売機の設置台数完全ゼロ化達成など青少年を取り巻く環境の浄化が図られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の取組を引き続き実施する。特に、携帯電話へのフィルタリングの導入率が向上するよう関係機関と連携した普及啓発等の取組を継続する。 H23→青少年・家庭課 	青少年・文教課
<ul style="list-style-type: none"> ・ケータイ・インターネット教育推進員を講師として派遣し、ケータイ・インターネットの現状や課題についての保護者の意識を高めることができた。 ・モデル校において、高校生による自主的な取組みがなされ、高校生フォーラム「岩美高宣言」（高校生による高校生のためのケータイ宣言）が出された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民に広く浸透するよう引き続き啓発活動を行う。 ・高校生の自主的な取組を拡大していく。 (モデル校での取組みと、高校生フォーラムの開催) 	家庭・地域教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・各校において情報活用能力の育成につながる授業改善が行われ、児童生徒の情報活用能力は高まってきている。同時に情報モラルに関する教育は、授業や研修会等を通して、一定の効果はあがっているが今後も継続した取組が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育に関わる関係課で連携・協力しながら、引き続き研修、講演会等を積極的に行い、意識の向上に努める。 ・特に、携帯電話やインターネットの利用に際するマナーやモラルについての学習は一層充実させる。 	特別支援教育課 小中学校課 高等学校課
<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教育担当者研修を行い、教職員の情報モラルに対する意識は校内研修をとおして向上した。さらに、すべての教員が自ら児童生徒に指導できる力量を高める必要がある。 ・ICT活用指導力向上研修により、ICTを活用して授業できる教員の割合が向上した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラルに関する指導力向上をねらいとした研修を実施する。 ・新学習指導要領の趣旨を踏まえ、道徳における情報モラル指導についての研修を新たに実施する。 ・教職員のICT指導力向上及び児童・生徒のICT活用能力の育成をねらいとした研修を充実する。 	教育センター

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県女性防火・防災連絡協議会の総会及び幹事会は、県内の女性防火・防災組織にとって良い情報交換の場となっている。 ・女性消防団員の増加 (H19.4.1:70人⇒H22.10.1:132人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性防火・防災組織の育成及び活動支援 ・女性消防団員の充実支援(防災・危機管理対策交付金の活用など) H23→消防防災課 	消防チーム

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画センター
<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施における市町村との連携、民間との協働、企画への多様な人材の参画等により、新たな主体との連携が進みつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重点的に取り組む分野として(1)女性のエンパワーメント・リーダー養成(2)関係者の意識向上を進めるとともに、事業実施を通して担い手(団体)育成を図る。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもエコクラブ、公民館、婦人会などで、空き缶風車の工作、自然観察の解説などの各種環境保全活動に対し、効果的に活用されている。 ・実際に環境活動を実施されている方への働きかけにより登録者は微増。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市町村や環境団体とも連携を図りながら、アドバイザーの人材発掘に努める。 ・公民館、PTA等へ制度PRや県HP内容の充実などを引き続き実施し、活用促進を図り、男女問わず取り組む環境活動を支援していく。 	環境立県推進課

4 自治会など地域社会での男女共同参画を進めよう

①家庭や地域社会で男女共同参画の視点で考え方を考えてみる

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○ともに歩む自治会づくり支援（再掲）	・事例集・手引きを活用し、地域へ男女共同参画を広めていくため、市町村職員及び民間の地域リーダーを養成	（再掲）
○男女共同参画センターによる普及啓発（再掲）	・各種講座、セミナー等による意識啓発 ・関係資料の情報収集と提供、図書、ビデオ等の貸し出し	（再掲）
○男女共同参画センター相談事業	・電話、面接による一般相談、臨床心理士、弁護士等による専門相談	・相談件数：2,273件
○家庭や地域社会における学習機会や情報の提供	・保護者が参加する機会をとらえた子育て講座等の開催 ・家庭教育支援者育成セミナーの実施 ・家庭教育啓発、学習資料等の作成配布	・市町村等が行う子育て講座の開催や、家庭教育に関する広告による啓発を通じ、家庭や地域社会における男女共同参画について啓発を行った。
○社会教育主事の養成	・社会教育について専門性の高い人材の養成	・資格付与を目的とした講習を教育情報通信ネットワークを活用して県内の会場で受講できるようにし、教育委員会各課や社会教育施設、市町村教育委員会等職員の資格取得を促進した。
○人権尊重理念の啓発（再掲）	・テレビ等による啓発の実施 ・人権問題講演会等の開催 ・各種啓発資料作成・配布	（再掲）
○県民自ら行う人権学習の支援（再掲）	・NPO、民間団体が自主的に行う人権学習会の開催を支援	（再掲）
○人権協働ネットワークの推進（再掲）	・複数の民間団体と行政が協働して開催する人権問題に関するシンポジウムの開催を委託	（再掲）

②青少年の育成や地域活動、ボランティア活動の分野での男女共同参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○非営利公益活動促進	・NPOの活動支援：アドバイザー派遣、NPO運営研修会、NPO制度説明会 ・職員の啓発：県・市町村職員NPO研修会 ・県民向け情報誌発行	・NPO相談員の配置 ・アドバイザー派遣 ・NPO設立説明会 ・広報補助金 ・県民向け情報誌の発行 ・助成金情報及びイベント情報のホームページへの掲載及びメール配信 ・協働に関する行政職員研修 など 非営利公益活動促進に資する事業を実施している。
○青少年育成国際協力推進事業	・青年海外協力隊の普及広報活動等への支援	〔青少年国際協力支援事業〕 ・県補助金を財源に、国際交流財団から青年海外協力隊鳥取県OV会に対して、青年海外協力隊の普及広報活動や帰国報告会の開催に係る経費について助成。 ・青年海外協力隊員を「とっとり国際協力大使」として委嘱し、県を紹介するための各種資料を送付するとともに、活動内容を県のホームページでPRしている。
○社会教育関係団体指導者の育成支援	・婦人会、青年団等の活動支援 ・PTA指導資料作成、新任役員に対する研修の実施	・婦人会、青年団、PTAなど社会教育団体への支援を通じ、引き続き当該分野での男女共同参画を促進した。
○家庭や地域社会における学習機会や情報の提供（再掲）	・保護者が参加する機会をとらえた子育て講座等の開催 ・家庭教育支援者育成セミナーの実施 ・家庭教育啓発、学習資料等の作成配布	（再掲）
○父親の家庭教育参加促進	・「おやじの会」の取組支援 ・学習支援の場、子どもたちの体験活動支援の場の創出	・県内各地で実施する「おやじの会」などの活動を支援して、父親の地域活動や家庭教育参加を促し、地域社会や家庭における男女共同参画を促進した。 ・「おやじの会」とのタイアップにより、子育てを支援する環境づくりを進め、具体的な支援の場を創出した。
○ボランティア活動、地域活動への参加	・授業で学んだ技術を活用するなどしてボランティアや地域活動に参加する生徒を支援する。社会において地域や家庭の一員として貢献できる人材育成 ・若年層の参加促進	・県立学校裁量予算学校独自事業において、地域を担う人材を育成する視点から、多くの学校で地域と連携したり、地域を活性化する事業などを企画し、地域への貢献活動を行う取組が積極的に進められている。また、鳥取県福祉ヘルプメイト認定制度により、ボランティア活動を推進している。 ・若者を中心に、ボランティアに興味のある者に対し、多岐にわたる分野の情報を収集し、情報提供やマッチングを行うボランティアセンターを設置する。

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画センター
(再掲)	(再掲)	
・相談の過程において、いろいろな援助を提供後、抱えている問題等に対して前向きな気持ちを持つことに繋がり、又解決に至るケースも多数あり。また相談内容に応じて、必要なものは関係機関への引き継ぎ(DV関係：配偶者暴力相談支援センター等離婚問題：専門相談(法律相談)、法テラス等)も出ている。 ・解決に至らずリピーターとなって継続(頻回相談者)となる者もいる。	・引き続き、相談室の周知に努める。(特に専門相談の件数が少ないため、周知に努める。) ・相談からの課題を抽出し、センター事業企画に反映させる。	家庭・地域教育課
・市町村等が行う講座の開催等を通じて家庭や地域における県民意識を高めた。	・講座の開催等を通じ、引き続き啓発を図る。	
・22名の受講者があり、講習の内容、参加者同士の交流・ネットワークづくりの充実など満足度も高く、社会教育担当者の社会教育主事発令の促進、資質向上が図られた。	・講習を継続し、市町村社会教育担当者の社会教育主事発令の促進を図る。	人権・同和对策課
(再掲)	(再掲)	
(再掲)	(再掲)	
(再掲)	(再掲)	

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・様々な支援を行うことにより、非営利公益活動の促進につながっている。	・引き続き、H23年度から始まる新しい公共支援事業とともに連携・関係付けながら効果的な活動促進策を検討する。 H23→鳥取力創造課	協働連携推進課
・青年海外協力隊の広報活動や帰国報告会の開催に係る助成は、国際協力に関する県民の意識啓発に寄与しているものと思われる。	・引き続き、青年海外協力隊の広報活動等を支援するとともに、「とっとり国際協力大使」として委嘱し、活動内容を県のホームページでPRすることにより更なる普及啓発を図る。	交流推進課
・社会教育関係団体の活動支援を通じ、団体活動における男女共同参画意識の高揚を図った。	・団体への活動支援を通じ、引き続き啓発を図る。	家庭・地域教育課 各教育局
(再掲)	(再掲)	家庭・地域教育課
・新規に参加したおやじの会による事業が6事業あり、県内各地にも少しずつ広がってきた。事業実施時のネットワークに参加しているおやじの会同士の連携や協力体制もできあがりつつある。	・団体への活動支援を通じ、引き続き啓発を図る。	高等学校課
・地域の他団体と連携しながらの事業実施により、ネットワークに広がりができた。 ・各学校において、教科・総合的な学習の時間・特別活動等の学校の教育活動全体を通じて、地域貢献できる人材育成を意図した取組が浸透している。部活動を通じてのボランティア活動や地域活動への参加も広がりがつつある。	・新規参加団体に事業実施を依頼し、ネットワークのさらなる広がりをめざす。 ・引き続き、各学校が実情に応じて計画・実施し、生徒が地域の一員として活動・貢献することの重要性を認識できる取組を進める。 ・鳥取県福祉ヘルプメイト認定制度を活用し、ボランティア活動の拡大に努める。	
・多岐にわたる分野のボランティア情報の提供により、イベントや地域行事への参加実績があり、若年層へのボランティア参加機会の提供ができた。	・今後も引き続き、事業受託者と連携を図りながら事業を実施し、若年層のボランティア活動への参加率のアップを目指す。 H23→鳥取力創造課	協働連携推進課

5 国際社会の一員として行動しよう

- ①国際社会の一員として男女共同参画の取組みへの理解を深める
 ②男女共同参画推進に関する環日本海諸国などとの交流を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○環日本海女性指導者交流事業	・環日本海女性指導者交流会への開催、参加	・第5回北東アジア女性指導者交流会に参加 〈場所〉韓国江原道 〈日程〉H22.10.11~13 〈参加者〉6名 〈テーマ〉低炭素・緑の成長と女性の参加
○日韓女性交流事業	・韓国江原道の女性との相互理解	・韓国江原道にて、第5回北東アジア女性指導者交流会として拡大開催。

- ③外国人居住者が暮らしやすい環境を整備する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○在住外国人支援事業	・多文化共生支援事業の実施 ・私費留学生奨学金支給 ・「国際交流の集い」開催 ・生活相談窓口の運営	〔国際交流財団助成事業〕（県の助成を受け同財団で次の事業を実施） ・多文化共生支援事業として、医療通訳ボランティアの派遣とフォローアップ講座の開催、多文化共生出前講座等を実施 ・私費留学生奨学金支給 対象者11名 ・県内3箇所（東部2回、中部2回、西部4回）で在住外国人と一般県民の交流会を実施 ・県内3箇所（東部・中部・西部）で在住外国人向け日本語クラスを開催 ・県内2箇所（東部・西部各1回）で日本語講師養成講座、県内3箇所（東部・中部・西部各1回）で日本語ボランティア研修会を実施 ・県内3箇所（東部・中部・西部）で英語、中国語による生活相談窓口を運営

テーマB 職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

1 男女がともに能力を発揮できる職場環境をつくろう

- ①女性の能力開発を進めるための支援を行う

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○職業訓練の実施	・訓練ニーズと求人ニーズを考慮して様々な職業訓練を実施（2ヶ月～2年間） ・託児サービス付離職者向けの職業訓練を設定し、子育て中の方の就労を支援	【22年度実績】 新規学卒者対象訓練：109名入校 離職者対象訓練：978名入校 新規高校卒業未就職者対象訓練：18名入校 障がい者対象訓練：43名入校 在職者対象訓練：268名入校
○男女共同参画推進企業認定事業	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	（再掲）
○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲）	・チラシ、ガイドブックによる各種法律、制度の普及啓発	（再掲）

- ②雇用の場において男女に平等な機会（チャンス）があり、かつ母性が尊重される企業を育成する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画推進企業認定事業（再掲）	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	（再掲）
○企業自立化支援資金	・社内託児施設など福利厚生施設の充実を支援	・企業自立化支援資金では、福利厚生施設充実に要する資金を対象に含めて支援中。（融資対象設備には特別な要件を定めていない。） ・積極的PRによる利用促進に努めた。

- ③雇用の場における積極的改善措置（ポジティブアクション）を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画推進企業認定事業（再掲）	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	（再掲）

- ④経営者も発想を変え、職場における男女共同参画を実現する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○企業経営者等に対する啓発の充実	・企業経営者等を対象とした人権セミナー開催	〔人権問題研修推進事業〕 ・企業関係者等を対象とした研修会を開催し、人権を尊重した取り組みの推進及び人権意識の高揚を図っている。
○男女共同参画推進企業認定事業（再掲）	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業等の認定	（再掲）
○よりん彩活動支援事業（再掲）	・県民が自ら企画し、開催する事業に対して講師謝金・旅費、会場使用料等を支援	（再掲）

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・環境問題に関する参加各国の取組について、女性の参画といった視点での報告及び質疑応答が行われた。	・今後は隔年実施とし、次回は平成24年に開催予定とすることを参加国間で決定。	男女共同参画推進課
・交流行事等を通し、各国の参加者との交流を深めた。	・定期的な交流は、北東アジア女性指導者交流会に統合。民間団体から二国間交流の希望があれば、その都度江原道と協議する。	

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・交流会の実施等各種国際交流事業により、異なる文化の相互理解が深まっているものと思われる。 ・生活相談窓口や在住外国人向け日本語クラス、医療通訳ボランティアの養成等により、外国人居住者が暮らしやすい環境整備に寄与しているものと思われる。	・引き続き、各種国際交流事業や在住外国人支援を行うことにより、外国人居住者が暮らしやすい環境整備に努める。 ・在住外国人が生活する上で必要な医療通訳ボランティア等の養成や各種相談機関の連携を推進することにより、多文化共生の実現を図る。	交流推進課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・離職者対象訓練において532人(平成23年3月末現在)の就職者を出すなど、雇用のセーフティネットとして機能した。	・22年度に新たに実施した託児サービス付き離職者訓練を23年度も継続実施。 ・22年度、東中部地区のみで実施していた同訓練を23年度は東中西部の県内全地区で実施し、雇用のセーフティネット機能を拡充。	雇用人材総室
(再掲)	(再掲)	
(再掲)	(再掲)	

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課
・信用保証料補助により、事業者の資金調達コスト低減、福利厚生設備への投資意欲増強に一定の効果あり。 ・企業自立化支援資金の融資実績 (22.4~23.3) 29件 399百万円	・引き続き積極的なPRにより、利用促進に努める。	経済通商総室

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・毎年の人権セミナーに多くの企業関係者等が参加し、実践的な内容を重視していることなどから、概ね好評の反響。	・関係者のニーズや新しい人権課題に留意してテーマ設定を行い、引き続き実施する。	人権・同和对策課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画センター

⑤職場（学校、官公庁を含む）におけるセクシャル・ハラスメント対策を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○人権相談窓口の設置	・電話、面接による一般相談、弁護士による専門相談を行う	〔鳥取県人権文化センター補助事業〕 ・（社）鳥取県人権文化センターが行う人権相談事業を助成し、幅広い人権分野の相談に対応している。 人権相談窓口の設置 相談員（非常勤）1名 弁護士相談（月1回、無料）
	・関係機関の連携強化等により、人権尊重の社会づくり相談ネットワークに取組み、様々な人権相談に総合的に対応する	〔人権尊重の社会づくり相談ネットワーク事業〕 ・県内3カ所に人権相談窓口を設け、県民からの相談に人権相談員が助言、情報提供し、関係機関との連携や専門相談員の活用により、問題解決の促進を図っている。平成22年度（4～1月）の相談件数は237件。
○学校での生徒の相談窓口	・スクールカウンセラーを学校に派遣し、いじめ、不登校などの問題を抱える生徒に対して、相談を行う。また、教職員への助言をとおして指導力の向上を図る	・臨床心理士資格を有する常勤の教育相談員を各教育局に1名ずつ配置し、非常勤のスクールカウンセラーと合わせて全高校へスクールカウンセラーを配置することにより、生徒への相談対応の充実を図った。
○男女共同参画推進企業認定事業（再掲） ○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲）	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業等の認定 ・セクハラ防止啓発リーフレット配布 ・セクハラ防止のための普及啓発を行う	・認定企業及び申請しようとしている企業に対して啓発パンフレットを配布するとともに、企業等へのヒアリング時にセクハラ防止対策について働きかけを実施。
○職場環境づくりの推進（対象：県職員）	・ハラスメント防止委員会の設置 ・専門相談員の配置による相談体制の整備 ・相談員を対象とした研修会の実施及び外部開催研修会への派遣 ・庁内LAN上での相談受付データベース及び相談受付専用電話の設置	・ハラスメント相談員研修会を実施 22.12.20（月）（鳥取県庁） ・ハラスメント防止委員13名を任命 ・専門相談員（外部1名、内部17名）の配置 ・各所属への出前講座の実施（22年度実施回数12回）

2 仕事と家庭を両方大切にしよう

①仕事と家庭の両方が成り立つよう、職場ぐるみで応援する取組を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○企業との連携による子育て環境の整備	・家庭教育の充実に向けた職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業と協定を締結する「鳥取県家庭教育推進協力企業制度」の取組を推進 ・講師派遣等による企業等における研修支援 ・従業員である保護者が、家庭で読み聞かせなどを行うことのできる環境の整備	・企業との連携により、保護者が子育てに参加しやすい環境づくりを進めることにより、男女共同参画の視点に立った子育てを支援した。 家庭教育推進協力企業との協定締結 416社 （23.3末時点） ・家庭教育推進協力企業と連携して、企業文庫を設置する。
○男女共同参画推進企業認定事業（再掲）	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	（再掲）
○ワーク・ライフ・バランスの推進	・モデル企業の取組支援、成果事例の周知 ・社内コミュニケーションツールの検討 ・仕事と生活の調和に関するシンポジウムの開催 ・「わたしの・わが家のワーク・ライフ・バランス」取組募集 ・労働相談体制の充実 ・労働セミナーの拡充 ・普及啓発活動の充実	・モデル企業を公募し、推進コンサルタント（社会保険労務士）を派遣して取組を支援した。 モデル企業 （株）北陽エンジニア・サービス〈鳥取市、建設業〉 （社福）あゆみ会 あゆみ保育園〈倉吉市、児童福祉事業〉 （医社）FOLとみます外科プライマリ・ケアクリニック〈米子市、医療業〉 ・女性も男性も個々が持てる力を十分に発揮できる環境づくり事業の一環として、「仕事と生活」のバランス確保を実現できる職場環境づくりを進めるためのシンポジウムを開催した。 日時：H22.10.27 会場：倉吉市 参加者：約200名 内容：解説、パネルディスカッション、分科会など ・県民から、職場・家庭・地域などにおけるワーク・ライフ・バランスの取組事例や取組のアイデアを募集し紹介した。 応募件数：44件 ・県下3地区で労働相談、労働セミナー、労務管理アドバイザー（社会保険労務士）による事業所への労務管理に係る助言等職場環境改善に係る社内研修等への講師派遣を実施。 【22年度実績】 ・相談件数：3,376件（内職相談含む） ・セミナー開催回数：18回（427人参加） ・事業所訪問件数：481件 ・従業員・管理職等に対し意識啓発を図るため、事業所等が実施する社内研修等へ講師を派遣する。 【22年度実績】 派遣件数：32件（816人参加）
○育児・介護休業者生活資金支援事業	・育児・介護休業者に対し生活資金の貸し付けを行う	・育児・介護休業者に生活資金を融資し、子どもを産み育てやすい環境及び家族の介護を行いやすい環境を整備するとともに、企業の人材定着と確保を促進する。 融資対象者：育児・介護休業利用者本人 融資条件：〔限度額〕100万円〔貸付利率〕1.0%〔償還期間〕育児・介護休業終了の翌月から5年以内（休業中は元金据置） 【22年度実績】 新規2件

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・22年度相談件数 相談件数：139件 弁護士：32件 ・幅広い人権分野全てを対象とする総合的な相談窓口として存在。 ・人権尊重の社会づくり相談ネットワークの充実に伴い、利用が減少しており、見直しが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き支援を行う。 ・相談日は土日を中心に週3日とし、弁護士相談は廃止する。 	人権・同和対策課
<ul style="list-style-type: none"> ・人権相談員によるきめ細かい支援、関係機関と緊密に連携した支援、専門相談員による専門的で公平な立場からの支援を行い、問題解決を促進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き問題解決の促進を図る。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・生徒・保護者への継続的なカウンセリングにより、精神的な安定や状況の改善につなげている。 ・教職員へのコンサルテーションにより、教職員の良き相談相手であり心の支えとなっている。 ・学校の課題に基づく職員研修を、必要に応じて計画的に実施できるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・どの学校にも悩みや問題を抱えた生徒がいることから、引き続き、スクールカウンセラーの全高校配置を図る。 	高等学校課
<ul style="list-style-type: none"> ・認定企業や認定を検討している企業でのセクハラ防止に対する社内体制の整備が行われた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き鳥取労働局との連携を図りながら企業等へ啓発を行っていく。 	男女共同参画推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・セクハラ及びパワハラに関する理解を深めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施。 	福利厚生課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育協力企業の増加により、県内で働く保護者の学校行事への参加促進や子育てしやすい職場環境づくりに寄与することが出来た。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き協力企業の拡大に努める。 	家庭・地域教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・絵本が借りやすく、家庭での読み聞かせをしやすい環境が進んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き取り組む企業への支援を継続する 	
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業により、労使の話し合いの機会の設置、有給休暇の取得促進、両立支援制度の拡充などについての取組を実施することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル企業の取組事例を広く周知し、企業の取組促進につなげる。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス推進の関心や議論を喚起する契機とすることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウムの開催、取組募集は、平成22年度で終了。 ・平成23年度からは、学校等の保護者会や地域団体での実践セミナーを開催。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・労働環境改善への意識改革が図れた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 	雇用人材総室
<ul style="list-style-type: none"> ・労使の意識が少しずつ変わりつつあり、労使参加のもと社内研修を開催する事業所等が昨年度に比べ倍増（H21；15件→H22；32件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 	
<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業中は無給である事業所が多い実態から生活資金の低利融資制度により、子どもを生み育てやすい環境を整備。 ・一方で、育児休業給付の見直しや子ども手当の創設等により利用者数は減少。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続きチラシによる関係機関への配布や広報、イベント等を活用して制度の周知・啓発を行う。 	

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○育児・介護休業の取得促進	・ 社会保険労務士に委嘱し制度の普及啓発を図る	・ 労務管理アドバイザー（社会保険労務士）の事業所訪問により、育児介護休業制度の普及、就業規則の整備など労働環境の改善を図る。 アドバイザーを東・中・西部3箇所（各1名）に配置。 ・ 適切な労務管理や職場環境改善に向けた助言や助成金の情報提供等を行う。
○産休等代替職員費	・ 産休等の休暇中の職員に賃金を支払う児童福祉施設等に対し、産休等代替職員に支払う賃金について、補助する	・ 産休等の代替職員に支払う賃金について雇用期間に応じて補助を実施。 16～30日：90千円、31～45日：180千円、46～60日：270千円 61～75日：360千円、76～90日：450千円、91日以上：540千円
○医師・看護職員の勤務環境改善	・ 医師の過重な労働の緩和 ・ 女性医師が仕事と育児等を両立し、継続して働くことができる職場環境づくりの支援	・ 医療現場におけるワークライフバランス、男女共同参画を推進するための取組を鳥取大学医学部に委託し実施した。（H22実績：女性医師の会（4回）、ワークライフバランスの取組の情報発信） ・ 女性医師の就業環境の改善、充実に必要なハードの整備の補助を実施した。（H22実績：補助件数5病院） ・ 医師事務作業補助者を新たに採用する病院に対し補助を行うとともに、補助者が研修を行う際の代替職員の派遣を支援した。（H22実績：医師事務作業補助者等の補助（17病院）、代替職員の派遣委託（1病院））
	・ 医師、看護師等への両立支援による離職防止と再就職促進	・ 交代制勤務のある医師・看護師等が、仕事と育児の両立のため、ファミリー・サポート・センター等を利用し、病院等事業者がその利用料を負担する場合、県がその一部を助成する。
○医師・看護職員の勤務環境改善（対象：県職員）	・ 医師、看護師等への両立支援による離職防止と再就職促進	・ 医師・看護師の欠員解消、専門職スタッフを確保するため院内保育を実施。（H21.10.1開始）
		・ （中央病院）職員の約8割を占める、女性の医師（研修医含む） ・ 看護師及び医療従事者等に対する相談・支援体制等を充実させるため、女性職員支援室を設置するとともに、院内での病児・病後児保育を実施。 ・ （厚生病院）主に看護師の定着・確保を目的として、病院内保育所を設置。
○ワーク・ライフ・バランスの推進（対象：県職員）	・ 時間外勤務削減、休暇取得促進等の方策検討と啓発活動 ・ 職場ぐるみで子育てを応援する実践所属の設定	・ 若手職員の声を取り入れた時間外勤務の縮減対策や実践職場の設定等を通じて、時間外勤務の削減及び休暇の取得促進など働き方の見直しを行い、県庁組織の活性化を図る。
○「子ども・子育て応援プログラム」の実行（対象：県職員）	・ 子育て支援制度の周知 ・ 男性の育児休業・育児のための休暇の取得促進 ・ 計画的な休暇の取得促進 ・ 職場の管理監督者への意識啓発 ・ 子育て応援メッセージによる情報発信（制度・休暇の活用事例・研修会等の情報） ・ 育児休業任期付職員の採用	・ 毎月「子育て応援メッセージ」を発行し、制度周知や意識啓発を行っている。 ・ 育児休業任期付職員について、3年間の登録制度を導入し、育児休業職員の代替要員の確保に努めている。 ・ 育児休業取得中の職員が庁内LANに外部接続できるようにした。
		・ 育児休業中職員の職場復帰支援研修会 23年1、2月 県内3箇所で開催 ・ イクメン講座（パート1、パート2）の開催 22.10.12（火） 参加人数：45名 内容：講演 22.12.9（木） 参加人数：15名 内容：体験談発表、意見交換等 ・ 職場参観デー 22.8.18（水）実施 参加人数：19名（小学1～6年生） 内容：県の概要説明、鳥取空港見学、参加児童の保護者の職場参観等 ・ 子育てランチタイムの開催 22年11月、23年1月
○「次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画（鳥取県病院局）」の実行（対象：病院局職員）	・ 各種休暇・休業制度の周知 ・ 育児休業が取得しやすい環境づくり ・ 有給休暇が取得しやすい環境づくり ・ 超過勤務の縮減等仕事と家庭生活の両立	・ 子育てに関する休暇・休業制度をLAN掲示板で案内するとともに、院内において研修会を開催するなど制度周知を行った。 ・ 職員の適正配置を助成し、必要に応じ職員を採用（医療技術職、看護師）。 ・ 知事部局の「子育て応援メッセージ」等の送信（産休・育児中の職員には併せて病院情報、研修情報等を送信）（19.4～）。 ・ H22～26を対象期間とする後期計画を策定。

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 労務管理改善の助言と一体的に啓発を図ることにより充実した助言等を行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 働きやすい職場づくりの推進の視点で引き続き事業主への啓発を図る。 	雇用人材総室
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等での産休取得の促進につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園の保育所部分を補助対象施設に加え引き続き実施する。 H23→子育て応援課 	子育て支援総室
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師のワークライフバランスについて意識啓発を推進するとともに、女性医師にかかるハード整備を実施することができた。 ・ 医師事務作業補助者を採用することにより医師等の負担軽減を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性医師の就業支援にかかる事業としてワークライフバランスの取組やハードの整備など継続して実施する。 ・ 医師等の負担を軽減するため、医療クラーク採用への支援を継続して行う。 	医療政策課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 問い合わせはあるが実績なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度周知を図り、引き続き実施する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場内における保育であること及び土日曜、祝日でも対応する利便性等から、育休明けの交替制勤務職員の育児と仕事の両立に役立っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き実施する。 	総合療育センター
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援体制の強化によるキャリアアップ対策・メンタルサポート対策の充実や業務の見直しにより離職防止対策が進んだ。 ・ 保育体制整備により育児による離職防止に一定の効果があつた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き有効な対策を実施するとともに、中央病院においても、病児病後児保育に併せ平成24年度より院内保育を実施する。 	病院局
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本年度か5月から時間外縮減対策（スマート県庁5（Go）, 5（Go）プロジェクト）を実施した。（12月までの実績は前年同期の2/3に減り、年度末までこのまま推移し、対前年度約3割減となる見込み。） 		人事企画課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 男性の育児休業取得、妻の出産に係る男性の休暇取得は順調に推移、育児参加への意識が高まっている。 ・ 育児短時間勤務取得者（22年度：6名） ・ 勤務時間の弾力化を実施 ・ 育児休業任期付職員を採用（22年度：4名） ・ 育休者の庁内LAN外部接続（22年度：52名） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ データベースによる情報提供など、より情報を入手しやすい環境を整備するとともに、引き続き制度周知や意識啓発を行う。 ・ 育児休業任期付職員の登録者数の増加を目指す。 ・ 育休者の庁内LAN外部接続の利活用の促進 ・ 男性の育児休業等取得を後押しする仕組みの実施 ・ eラーニングの利用促進 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 男性職員が子育てに係る知識を習得し、家庭での役割等を改めて認識することができた。 ・ 親の働く姿を実際に見ることで親子のコミュニケーションが図られ、職場として子育てに協力することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続して実施。 	福利厚生課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種制度の利用促進 ・ 勤務環境の向上 ・ 休業中の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援制度を随時情報提供して制度周知を図るほか、休暇が取得しやすい環境づくりに取り組む。 ・ 時間外勤務の縮減 ・ 計画的な有給休暇取得 ・ 育休者の職場復帰支援 ・ 育休、育児参加休暇等の取得を促進 	病院局

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○「みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン」の実行 (対象:公立学校教職員)	・子育て支援制度の周知・男性の育児休業 ・育児のための休暇の取得促進 ・計画的な休暇の取得促進 ・職場の管理監督者への意識啓発 ・育児休業任期付職員の採用	・校長会、事務長会などの機会を捉えて、男性教職員への制度周知を図るよう説明するとともに、教育総務課の広報を活用して周知を図っている。 ・年次有給休暇の計画的取得及び取得しやすい職場環境づくりに努めることについて、所属長へ通知している。 ・知事部局の「子育て応援メッセージ」等の送信を行っている。 ・育児休業任期付職員(司書、学校栄養職員)について、3年間の登録制度を導入し、育児休業職員の代替要員の確保に努めている。
	・子育て体験事例の紹介 ・育児休業者に対する職場復帰支援体制の確立 ・男性職員を対象にした子育て講座の開催 ・職場環境相談窓口の設置	・広報紙に、男性育児休業取得者の子育て体験事例を掲載して、周知を図っている。 ・教職員を対象としたみんなの子育て講座を開催した。(22.6.26(土)鹿野そば道場、青谷上寺地遺跡記念館) ・育児休業中職員のための職場復帰研修会を開催した。(県内3会場) ・男性教職員対象の「親子でフラワーアレンジメント作り」を開催した。(23.2.19(土)白兎会館 財団法人鳥取県教育関係職員互助会共催) ・職場環境相談に関するヘルプラインとして、教職員メール相談窓口を活用している。

②子育てを支援する対策を充実する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○県営住宅の優先入居制度	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集している(母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯)	・18歳未満の児童が3人以上の世帯等を優先的に募集する「優先入居制度」を実施している。 ＜平成22年度の第一次募集の応募状況＞※H23.3月末 募集戸数159戸／応募者542名(3.41倍) ＜多子・多人数世帯＞入居決定者13名
○家庭の教育力向上のための県民の意識啓発	・市町村における家庭教育・子育て講座の開催促進 ・家庭教育啓発、子育て関係資料の提供 ・子育てに不安や悩みを抱える保護者等への電話相談の実施	・子育てに関する電話相談や家庭教育啓発に関する新聞広告により、子育てに悩む保護者のサポートと県民への意識啓発を行った。
○地域における子育て支援体制の構築促進	・公民館等を中心とした地域コミュニティにおける子育て支援体制の構築を促進 ・PTAや婦人会等と連携した子どもたちを健やかに育む地域づくりの推進	・公民館等を中心に、地域における子育て支援体制の構築を図っている。 ・PTAや婦人会等と連携し、地域における子育て支援体制の構築を図っている。
	・NPO等が企画した子育て支援活動の実施	・地域のNPO等からの子育て支援活動の企画案を公募し、事業実施を委託する。
	・子育て王国とっとり建国運動(新規)	・地域で子育てを自らのこととして実践していくという機運を醸成を目的として、「とっとり子育て隊」制度の創設、子育て王国とっとり建国記念イベントの開催、「とっとり育児の日」の創設を行うとともに、積極的に子育て支援に係る広報を実施。
	・地域の実情に応じてモデル的、先駆的な子育て支援事業を行うNPO等に対する補助(新規)	・地域の実情に応じて新たに取り組む創意工夫のある事業に対し、助成。
	・子育て支援拠点等で、地域の人材を活用した事業等を実施する市町村に対する経費の補助(新規)	・児童館、放課後児童クラブ、地域子育て支援センターにおいて、地域の人材をボランティアとして活用し子育て支援に取り組む市町村等に対して助成。
	・子育て情報の収集と提供	・NPOに「子育て情報ライター」を設置し、地域の子育て情報の収集・発信、ホームページ作成等の業務を委託して実施。
○企業における子育て支援体制の構築促進	・子育て応援機運の醸成	・商工団体等に「子育て応援企業開拓員」を設置し、企業の社会貢献活動への取組促進及び子育て応援パスポート事業の協賛店獲得を図る。
○家族でお出かけ応援事業(新規)	・オムツ交換や授乳等のために必要な設備を整備した民間事業者に対して補助	・県内の小売店、飲食店、医療機関等のベビーベッド、ベビーキープ等の整備に対して補助を実施。
○幼児版心とからだいきいきキャンペーン事業(新規)	・市町村、保護者、保育機関が一体となって就学前の幼児の基礎的な生活習慣の定着を図る	・11市町の保育所、幼稚園が幼児版心とからだいきいきキャンペーン事業補助金を活用して幼児期における生活習慣の定着に向けた取り組みを行った。 ・12月にテレビCM、ラジオCM、新聞広告によるキャンペーンを行った。 ・幼児版心とからだいきいきカレンダーを作成し、配布を希望する保育所、幼稚園等へ配布した。

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 管理職員や一般職員の意識啓発が図られた。今後は、取得率を一層高めていくことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年3月に、「みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン後期計画（鳥取県特定事業主行動計画）」を、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章も踏まえて策定した。 上記プランに定める「教職員プラン推進のためのチェック票」を活用し、所属長等による随時の自己点検を行い意識啓発を行うとともに、「教職員プラン推進点検票」により所属の取組状況を確認・課題把握することにより、次年度における育児休業や年次有給休暇取得促進の取組につなげる。 	教育総務課
<ul style="list-style-type: none"> 男性教職員の意識啓発が図られた。 食を通じて親子のコミュニケーションが図られ職場として子育てに協力することができた。 各種育児支援制度を周知するとともに、情報交換を実施することにより職場復帰の不安等を軽減することができた。 男性教職員の親子が花に触れ合うことで安らぎの一時を保持することができた。 また、教職員どうしの交流の輪を築くことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 男性職員の育児への積極的な関わりを促進。 「わが家の子育て」と「地域社会全体で取り組む子育て」を率先する教職員を目指す取組を実施。 仕事と子育てが両立できる環境づくりを進める。 	

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 抽選とはなるが、多子世帯が優先的に県営住宅に応募でき、該当世帯の円滑な県営住宅への入居がなされているところである。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅困窮者に対しより的確に県営住宅を供給するため、子育て世帯等を対象とした定期借家の導入等、一定期間で入居者が入れ替わっていく仕組みの検討を行っているところ。 	住宅政策課
<ul style="list-style-type: none"> 電話相談業務などを通じ、子育てに悩む保護者等に対する支援を行うことが出来た。 電話相談カードを配布し、相談窓口の周知ができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き支援を行う。 	家庭・地域教育課
<ul style="list-style-type: none"> 公民館を拠点とした子育て支援の事業が少しずつ増え、地域における子育て支援体制の構築促進が図られた。 PTAや婦人会等と連携し、地域における子育て支援体制の構築促進が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域ぐるみの子育て支援を引き続き行う。 	
<ul style="list-style-type: none"> 2団体に委託し、事業の中で、父親を対象とした講座や、親子で参加出来るイベント等を実施した。 父親を対象とした講座（メディアとの付き合い方）に参加された家庭では早速実践されているとのことだった。 セミナーの参加者からは、参加出来てとてもよかったという声が多く聞かれた。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も引き続き、子育て支援団体と行政が協働で子育て支援に取り組んで行く。 22年度は、子育て支援団体への補助は子育て支援総室の事業で実施。 	西部総合事務所
<ul style="list-style-type: none"> 子育て王国とっとり建国記念イベントの開催、広報の実施により、「子育て王国鳥取県」の機運醸成が図られつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> とっとり子育て隊の登録促進など、引き続き「地域みんなで子育て応援」の機運を盛り上げていく。 H23→子育て応援課 	子育て支援総室
<ul style="list-style-type: none"> 本事業により、地域における子育て拠点が新設されるなど、子育て環境の充実が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度も引き続き実施する H23→子育て応援課 	
<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の参加による子育て支援の取り組みを促進させることに寄与。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度も引き続き実施する H23→子育て応援課 	
<ul style="list-style-type: none"> ホームページ（子育て王国とっとりサイト）を運営し、子育て世帯に対して情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度も引き続き実施する H23→子育て応援課 	
<ul style="list-style-type: none"> 子育て応援パスポート協賛店の増加が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度も引き続き実施する H23→子育て応援課 	
<ul style="list-style-type: none"> 370店舗あまりでベビーベッド等の整備が行われ、乳幼児のいる世帯が外出しやすい環境が整いつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度も引き続き実施する H23→子育て応援課 	
<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会において実施している心からだいきいきキャンペーン事業と協調して実施するようにしたが、CM内容、カレンダーの内容等が教育委員会で作成したりフレットと関連性が薄いものとなった。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度で事業廃止 	

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○子ども電話相談運営費助成事業	・親、友人、学校の先生等に相談できない悩みなどの電話相談を実施する民間団体へ経費助成	・15年度から子ども電話相談を行っているNPOを支援することによって、親、教員など、身近な大人に相談できない子どもたちの相談相手を確認し、児童の健全育成を図る。 ・毎週水曜日に電話相談を実施
○届出保育施設等支援事業	・届出保育施設等における保育環境を整備し、入所児童の福祉の向上を図る	・要件を満たす届出保育施設等に対して、入所児童数により補助金を交付。 補助対象市町村：3市、補助額：1,600千円
○認定こども園の設置促進	・多様な保育ニーズへの対応や幼児教育・保育の質の向上を図るため、就学前の教育及び保育の機能を備える認定こども園の設置促進を図る	・認定こども園開設に向け、施設整備等に対する助成を行った。
○保育所等整備財源の確保	・保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等の緊急整備に対応する	・国からの交付金で造成した鳥取県安心こども基金を財源として、保育所・認定こども園・放課後児童クラブなど、新たな保育需要への対応・緊急整備を行う。
○保育所乳児途中受入円滑化事業（新規）	・私立保育所における年度途中の乳児受入に対応するため、年度当初から乳児保育担当保育士を配置する経費を助成する	・年度途中の乳児受入のための保育士を配置する36施設に対し助成を行った。 補助額：9,665千円
	・すべての子どもに放課後等の安全で安心な活動拠点を確保し、様々な体験活動等を行う放課後子ども教室の運営費を補助する	・補助対象教室数：8市町32教室、特別支援学校6教室 対象児童：すべての児童 開催日数：週日、土日等 場所：学校の余裕教室、公民館等
○多子世帯の保育料軽減	・世帯の第3子以降（同時に2人以上入所の場合は、国の軽減対策とならない児童）の保育料を国の定める保育料徴収基準額の1/3相当額を助成し、多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減する	・世帯の第3子以降の保育料の軽減を行い、多子世帯の子育てに係る経済的負担の軽減を実施。 補助対象児童：3,012人 補助額：305,250千円
○子育て応援パスポート事業	・地域の商店や各種企業等の協力により、子どもがいる家庭に対し、商店や企業が商品の割引や施設の設備サービスを行う	・社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成を図る。 ・県が発行するパスポートを子育て家庭が提示すると、協賛店舗等が商品の割引やポイントの加算などのサービスを提供したり、授乳室や子ども用の補助イスの利用など各種子育て応援サービスを行う。 登録世帯数：約24,000世帯 協賛店舗数：約1,900店舗（H23.3末現在）
	・子育て応援券の発行	・パスポートの登録世帯に、キャンペーン期間に限り利用できる「とっとり子育て応援券」を交付し、一時預かりなどのサービスを体験してもらう。
○子育て応援市町村交付金	・市町村が地域の実情に応じて主体的に取り組む事業に対して交付金を交付し、市町村の取組を促進する	・地域・住民または市町村が主体となって行う事業、全県的に取り組んでもらいたい特定の事業に対して交付。
	・育児の相互支援事業を行う会員組織（ファミリー・サポート・センター）の運営、設立等に関し市町村に対し助成及び研修を行う	・市町村が、子どもの預かり等子育ての援助を行いたい人と援助を受けたい人の会員組織を設立し、相互援助活動に関するコーディネート・アドバイス等を行う市町村に対し、国の次世代育成支援対策交付金や安心こども基金の対象とならない事業費について、子育て応援市町村交付金を交付。 ・センター所属のアドバイザー及び市町村担当者対象の意見交換会を実施
	・ひとり親家庭助成（小中学校の入学の支度金）	・ひとり親家庭の子が小中学校に入学する際に支度金（1万円）を支給するひとり親家庭助成を行う市町村に対し、子育て応援市町村交付金を交付。
○子育て支援活動・預かり保育推進事業	・幼稚園の教育時間終了後や休日に園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」を行う私立幼稚園に対し助成 ・地域の未就園児や保護者等を対象に子育て支援事業を行う私立幼稚園に対し助成	・「預かり保育」「休業日預かり保育」の促進及び保護者負担軽減のため、人件費を助成。 ・園庭の開放・子育て相談・子育て後援会・未就園児教室等の促進のため、実施に要する人件費、教材費等の経費を助成。（1園あたり160万円を上限）
○私立幼稚園同時在園保育料軽減事業	・世帯から2人以上同時に在籍する場合、2人目以降の園児の保育料を軽減する私立幼稚園に対し助成	・私立幼稚園全28園中、27園で実施。 ・園が軽減した保育料の1/3を補助。
○私立幼稚園第3子保育料軽減子育て支援事業	・世帯の第3子以降の園児にかかる保育料を軽減する私立幼稚園に対し助成	・私立幼稚園全28園が実施。 ・園が軽減した保育料を補助。（保育料の1/4を上限）
○母子保健指導振興	・多胎児を抱える保護者支援のための交流会等の開催	・育児サークル・医療機関に対し、市町村母子保健事業に関する情報提供を行った。
○小児医療費の助成	・小学校就学前の小児に係る医療費の負担軽減を図る	・当該軽減を行う市町村に対して、対象経費の1/2を補助する。 ・条例を改正し、平成23年4月から助成対象を従来の小学校就学前から、中学校卒業までに拡充。

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・悩みを抱える子どもが相談できる窓口を確保することにより、子どもたちの心理的な負担を軽減。	・引き続き補助を行っていく。 H23→子育て応援課	子育て支援総室
・保育に必要な絵本や教材の充実など、保育環境の向上につながった。	・引き続き実施する。 H23→子育て応援課	
・県内の私立幼稚園において認定こども園が所在する他県の状況の視察や認定こども園制度に関する園内研修が実施され、認定こども園に対する理解が深まった。 ・施設整備の補助を受けた園を含め、3園が23.4.1から認定こども園を開設される予定。	・現行の補助制度に、幼稚園型認定こども園の届出保育施設部分に通う児童の保育料軽減制度を加え、引き続き設置を促進する。 H23→子育て応援課	
・保育所5施設と放課後児童クラブ2施設の整備を行った。	・平成23年度で事業廃止予定 H23→子育て応援課	
・年度途中の乳児の受入体制の充実が図られた。	・引き続き助成を実施。 H23→子育て応援課	
・各市町村が必要とする教室に対して運営費等の助成を行っており、地域の方たちが子どもたちを育てている。	・市町村の設置予定を助案しつつ、既設置教室及び教室新設に対する補助を行うとともに、研修を実施する。 H23→子育て応援課	
・多子世帯の子育てにかかる経済的な負担軽減が図られた。	・より効果的な軽減策を検討する。 ・制度の周知を図る。 H23→子育て応援課	
・パスポート登録世帯、協賛店舗が増加。徐々に子育て応援の輪が広がってきている。	・事業の認知度向上、登録世帯・協賛店舗の加入促進を図り、社会全体で子育て家庭を応援する気運を醸成する。 ・関西2府8県、中国5県との広域連携を推進し、利用者の利便性向上に努める。 H23→子育て応援課	
・パスポート登録世帯が増加し、加入促進が図られた。 ・サービス体験により、潜在的な需要を掘り起こすことができた。	・子育て応援券の交付は、子育て家庭への直接給付的な事業であるため、長期的に継続すべきではなく、平成22年度限りでの廃止とする。 H23→子育て応援課	
・本交付金の活用により、各市町村が地域の実情に応じた自主的な子育て支援の取組を実行することに寄与。	・引き続き助成を実施。 H23→子育て応援課	
・センター事業の円滑な実施により子育てサービス提供に対応することができた。	・引き続き助成を実施。 ・急な残業等にも対応できるサービスが提供されるよう、ファミリー・サポート・センター事業の支援に努める。 ・未設置の3町でのセンター事業促進を図る。 H23→子育て応援課	
・個々に応じたきめ細やかな支援が可能となった。	・引き続き実施する。 H23→青少年・家庭課	子育て支援総室
・預かり保育は、全ての私立幼稚園で実施されており、幼稚園での教育時間終了後の保育の場の確保が行えた。 ・また、未収園児、保護者等への園解放、子育て講話会等により子育て支援の充実が図られた。	・引き続き実施する。 H23→子育て応援課	子育て支援総室
・子育て世帯の経済的な負担軽減が図られた。	・引き続き実施する。 H23→子育て応援課	
・子育て世帯の経済的な負担軽減が図られた。	・引き続き実施する。 H23→子育て応援課	
・当事者のニーズに併せて実施した。	・育児に関する情報提供及び当事者同士の交流を図り、育児不安の軽減を行う。 H23→子育て応援課	
・小学校就学前の小児を養育する家庭の医療費の負担軽減が図られた。	・助成対象年齢を拡充し、引き続き実施する。 H23→子育て応援課	

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○障がい児の通園施設利用料軽減	・障がい児通園施設を利用している多子世帯に対し、保育所利用の際の保育料軽減事業と同様に障がい児通園施設の利用料を軽減する市町村に助成	・2人以上の子どもが同時に保育所に通う場合には、第2子以降の保育料を軽減する国の制度があるが、障がい児通園施設と保育園に同時に2人以上の子どもが通う場合には同様の制度がない。この不均衡を是正するため、また、子育て支援のため、市町村が保育所利用の場合と同様に、障がい児通園施設利用世帯に対し利用料を軽減する場合、県は市町村に対して補助を行う。 ・【軽減率の例】 第2子 1/2、第3子 無料 ・【22年度実績】 対象者 29人 金額 492千円
○乳幼児すこやか発達相談指導事業	・発達の遅れが疑われる乳幼児を対象とした健康診査、健康教室の実施	・脳神経小児科医による発達面を中心とした健康診査及び指導と、集団指導（健康教室）による家庭・保育所のできる遊びなどの発達指導を実施。 ・市町村実施の乳幼児健診後フォローアップを目的とした事業であるが、医師による専門的診察よりは保護者の障がい受容や理解をうながす場、医療機関への紹介やつなぎの場になっている現状にあり、本年度は西部福祉保健局管内において市町村に取組を移管。

③ひとり親家庭の自立を支援する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○県営住宅の優先入居制度（再掲）	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集している（母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯）	・母子・父子の世帯等を優先的に募集する「優先入居制度」を実施している。 <平成22年度の第一次募集応募状況>※H23.3月末 募集戸数159戸/応募者542名（3.41倍） <母子・父子世帯>入居決定者55名
○ひとり親家庭総合支援事業	・母子家庭自立支援員の設置 ・母子福祉対策推進費（母子家庭等生活支援事業、ひとり親家庭モバイル相談、日常生活支援） ・ひとり親家庭福祉推進員の設置 ・母子家庭等就業・自立支援 ・母子家庭等自立支援給付金の支給	・母子自立支援員を各福祉事務所に配置（4名）、ひとり親家庭の相談対応や就労支援等を行う。 ・ひとり親家庭の研修、交流事業等を実施する鳥取県連合母子会に対して補助を実施。パソコンや携帯電話にひとり親家庭への支援に係る情報をメールマガジンとして提供。また、一時的な病気等の際に、家庭生活支援員を派遣。（母子会に委託） ・ひとり親家庭福祉推進員の設置を母子会へ補助実施。 ・就労に有利な技能習得のため、パソコン講習の開催を母子会へ委託実施。 ・母子家庭等のスキルアップ、技能習得のための自立支援給付金（自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進事業）を支給。
○母子寡婦福祉資金貸付事業	・配偶者のない女子で、現に児童を扶養している者及び寡婦に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて配偶者のない女子が扶養している児童の福祉を増進する	・母子及び寡婦福祉法に基づき、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るとともに、配偶者のない女子が扶養している児童の福祉を増進するため、母子家庭及び寡婦に資金の貸付を行う。
○児童扶養手当支給事業	・母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給	・母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給。
○ひとり親家庭・DV被害者就業支援事業	・求職中のひとり親家庭及びDV被害者を対象として、1か月程度の職場体験研修を実施	・母子自立支援プログラム策定員を県東部に1名配置し、就労による自立支援を行う。 ・求職中のひとり親家庭及びDV被害者を対象として職場体験研修を実施。
○母子生活支援施設強化事業	・母子の社会自立の支援を充実するため、国の配置基準を超えて母子指導員を配置し施設機能を強化する	・精神疾患等を伴うDV被害者や被虐待児などの母子生活支援施設への入所が増加していることを踏まえ、母子生活支援施設の処遇の強化を通して、母子の社会自立を支援するため、国の配置基準を超えて母子指導員を配置する場合に必要な経費を助成する。
○ひとり親家庭への医療費助成	・一定条件を満たすひとり親家庭の子及びその母等に対し、医療費の負担軽減を図る	・当該軽減を行う市町村に対して補助を実施する。（事務費を含む。）
○職業訓練受講促進事業	・一定条件を満たす母子家庭の母等が公共職業訓練を受講するときに訓練手当を支給	【22年度実績】 ・66名 34,956千円
○職場適応訓練事業	・母子家庭の母等の就職を促進するため、事業所に6ヶ月の訓練を委託し、常用雇用に結びつける（一定条件を満たす訓練生には訓練手当を支給）	【22年度実績】 ・なし
○支援員による就業支援	・ひとり親家庭の親及びDV被害者等に対し、就業支援員が相談に応じ就業に結びつける	【22年度実績】 ・ひとり親家庭の親：相談18名のうち15名が就職 ・DV被害者：相談1名のうち1名が就職

④労働者が様々な働き方（時間、方法など）を選べるようにする

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画推進企業認定事業（再掲）	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業等の認定	（再掲）
○ワーク・ライフ・バランスの推進（再掲）	・仕事と生活の調和に関するシンポジウムの開催 ・「わたしの・わが家のワーク・ライフ・バランス」取組募集	（再掲）
○男女共同参画センター事業（再掲）	・図書、ビデオ等の貸し出し	（再掲）

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・子育ての制度的公平性が確保されるとともに、障がい児を抱える世帯の一層の負担軽減に資する。	・引き続き実施する。	子ども発達支援課
・本年度は事業実施する東部、中部、日野福祉保健局管内の市町村についても、取組移管の趣旨と方向性について理解を得られている。	・平成22年度末で県実施は廃止。 ・各市町村の保健師等関係者を中心とした取組に移管する。市町村により連携支援体制や地域にある資源が異なるため、市町村の実態に応じた支援体制で取り組んでいく。	

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・抽選とはなるが、母子・父子世帯が優先的に県営住宅に応募でき、該当世帯の円滑な県営住宅への入居がなされているところである。	・優先入居制度のあり方も含め、見直し等の検討を行なっているところ。	住宅政策課
・個々に応じたきめ細やかな支援が可能となった。	・引き続き実施する。 H23→青少年・家庭課	子育て支援総室
・必要な資金貸付により、母子家庭等の経済的負担の軽減、就職や児童の就学等の一助となっている。	・引き続き実施する。 H23→青少年・家庭課	
・国制度（手当支給により経済的負担の軽減）。	・引き続き実施する。 H23→青少年・家庭課	
・個々に応じたきめ細やかな支援が可能となった。 ・体験研修から就労につながるケースあり有効。就労経験のない者等にとって、職業適性等を判断する上でも有効。	・引き続き実施する。 H23→青少年・家庭課	
・職員配置により、利用者に対する処遇向上が図られた。	・引き続き実施する。 H23→青少年・家庭課	
・ひとり親家庭の医療費の負担軽減が図られた。	・引き続き実施する。 H23→青少年・家庭課	
・職業訓練の受講を促進する訓練手当の支給など、雇用のセーフティネットとして機能した。	・引き続き実施する。	
・求職者にとって利用しづらい国の制度であるため制度見直し等の改善が必要である。	・関係機関との連携による制度周知の強化を行うとともに、求職者にとって少しでも利用しやすい制度となるよう国への制度見直しの要望を行うことで引き続き利用を促進する。	雇用人材総室
・ひとり親家庭の親のみならず、全体に厳しい状況が続いている。	・次年度は民間事業者への委託により実施するため、一般求職者と同様の扱いとする。	

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課
(再掲)	(再掲)	
(再掲)	(再掲)	男女共同参画センター

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○中小企業労働相談所設置事業	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業労働相談所（労働・雇用相談員）の機能強化 ・キャリア・コンサルタント有資格者の配置、養成 ・出産・育児後の女性労働者の就業継続・復職支援等、複雑・多様化する労働相談（キャリア相談・メンタルヘルス相談等）に適切に対処 ・労働セミナー（主に非正規社員を対象）の開催（労働関係法令や制度等の解説、労働相談事例の紹介等） ・労務管理アドバイザー（社会保険労務士）による事業所の労務管理改善の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業労働相談所設置事業として20年度より（財）鳥取県労働者福祉協議会へ委託。 【22年度実績】 キャリア形成相談件数：167件 労働セミナー実施実績：18回実施、参加者427名 内職相談件数：1,072件 労務管理アドバイザー事業所訪問数：481箇所 講師派遣件数：32件（816人参加）
○職場環境改善支援セミナーの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・企業を対象に実践ポイントやメリット、優良事例等を紹介する 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内事業所の事業主、人事労務関係の管理者等を対象に「働きやすい職場づくり支援セミナー」を開催し、最近改正された労働関係法令や県内企業による職場環境改善の取組事例等を紹介。 【22年度実績】 県内3地区で開催（383人参加）
○労務管理改善助言事業	<ul style="list-style-type: none"> ・労務管理アドバイザー（社会保険労務士）による事業所の労務管理改善の促進 ・社内研修等への講師派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業労働相談所設置事業とともに財団法人鳥取県労働者福祉協議会へ委託
○職場環境改善支援員の派遣（H22新規）	<ul style="list-style-type: none"> ・労働組合に「職場環境改善支援員」1名を派遣し、職場環境の改善に向けた助言、情報提供や社内研修等開催への働きかけ及び労働関係法令の紹介等を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本労働組合総連合会鳥取県連合会へ委託。 【22年度実績】 労働組合等への職場環境改善支援員の派遣432件

3 農林水産業、商工業などの自営業でも男女共同参画を進めよう

①男女共同参画の視点に立って考え方を考える

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画センターによる普及啓発（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・各種講座、セミナー等による意識啓発 ・関係資料の情報収集と提供、図書、ビデオ等の貸し出し 	（再掲）
○男女共同参画センター相談事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談 	（再掲）
○男女共同参画に係る啓発（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等による女性自身の参画意識の高揚 ・集落組織等への女性参画に向けた啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・管内和牛農家の女性組織を育成するためのきっかけづくりとして、新技術習得、和牛飼育意欲の向上等を狙いとした講習会・講演会・視察研修等を行った。 【事業名】日野郡和牛の輪構築事業 【22年度実績】 ・H22.7.2：口蹄疫研修会（参加7名） ・H22.10.7：サシバエネットモデル展示 ・H22.11.30：子牛育成講演会（参加43名） ・H23.3.14：県外視察（神戸市/参加24名）
○次世代の漁業者育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・漁村女性の全国研修会等への参加を支援（参加費の助成） 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度は、鳥取県漁協女性部の全国研修会への参加希望がなかったため参加費の助成は行われていない。

②物事を決める場面への女性の参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○農業改良普及指導活動	<ul style="list-style-type: none"> ・女性組織等が開催する知識、技能習得のための研修会への支援 ・役員として活躍できるような女性の掘り起こしと能力向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の女性農業者組織に対し、農業生産・経営改善等の能力向上支援を行った。 ・国段階の女性農業者研修会、男女共同参画推進に関する表彰事業等の情報提供と応募の働きかけを行った。
○鳥取県小規模事業者等経営支援交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会連合会、各商工会議所が行う講習会、研修会開催費の助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体（商工会連合会、各商工会議所）への交付金において、各団体女性部が行う活動（研修会の開催、全国大会等への参加）の経費の一部を助成した。 【22年度実績】 研修会の開催、全国大会等について、2,113千円交付金助成 全国大会 16名／中国大会 27名／中国四国ブロック・指導者研修 82名／主張発表大会等 104名

③女性の働きや立場を正しく評価する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○農業改良普及指導活動（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会、戸別訪問等による家族経営協定締結推進とフォローアップ ・女性農業委員の能力向上のための研修会開催支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内各市町村、農業委員会との連携のもと、農家経営改善の一環として家族経営協定の締結促進支援をした。 ・農業会議との連携のもと、農業委員の男女共同参画意識の高揚を図るために東・中・西3地区で研修会をした。
○林業普及指導事業（林業女性活動推進）	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県林業研究グループの活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性会員が主体となった研修活動に対して経費を助成した（補助率1/3）。

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・労働相談や労働セミナーの開催により労使双方に育児・介護休業法等労働関係法令や働きやすい職場づくりの必要性について周知啓発が図れた。	・継続して実施	雇用人材総室
・事業主、人事労務関係の管理者等へ働きやすい職場づくりに対する意識啓発を図ることができた。参加者からも概ね好評評価が得られた。	・継続して実施	
・労務管理アドバイザーや社内研修等への講師派遣により、働きやすい職場づくりの必要性について、労使への啓発が図れた。	・継続して実施	
・労働組合等への職場環境改善支援員の派遣により、県内の事業所における職場環境の改善に向けた取り組みを促すことが図れた。		

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画センター
(再掲)	(再掲)	
・これまでの研修会、講演会、視察等は男性中心で行われていたものを、女性の参加のみで4回実施できた。 ・これまで交流が乏しかった女性間の良い交流の場となり、積極的な和牛飼育への意識が高まってきた。	・今後も継続して支援し、女性組織の立ち上げを進める。	日野総合事務所
・特になし	・全国の水産業での漁村女性の活動について知る機会を設け、水産業での男女共同参画に対する意識を高めていけるよう引き続き支援を行う。	水産課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・県内の女性農業者が農林水産業に対する理解を深め、継続できる農業経営を構築するために自主的なネットワーク組織(5名)を立ち上げ、セミナーを企画運営した。	・女性農業者ネットワーク組織の自主運営支援を継続する。	農林総合研究所
・全国大会等に参加し、他団体の活動事例を学ぶとともに、県下女性部の合同研修を実施し、地域の女性リーダーとしての研鑽を深めた。	・引き続き、交付対象事業として支援を行う。	経済通商総室

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・後継者の就農や結婚を契機に、農業者年金加入促進と並行して家族経営協定の新規締結、見直し締結が徐々にではあるが進んでいる。	・継続支援	農林総合研究所
・女性会員による特用林産物を活用した加工品の開発等が進んでいる。	・引き続き支援	

④起業家を目指す女性を支援する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○農業改良普及指導活動（再掲） ○チャレンジプラン支援事業	・農産物加工、販売等に取り組む女性組織の起業等に対し、技術、経営面での個別支援	<農林水産部> ・農村女性が主体となった起業活動（農産加工、直売、農村食堂等）に対して、発展段階に応じた技術面、経営面での活動支援を行った。 ・起業活動に関する研修会の企画・開催支援、表彰事業等の情報提供を行った。 【22年度実績】 ・チャレンジプラン支援事業：やる気のある農業者等を対象に実施。（補助率1/3）
○とっとりオリジナル加工品づくり支援事業		<食のみやこ推進課> ・地元原材料を用いたオリジナル加工品の開発と販路拡大を行う小規模加工グループ等に対し研修費や試食・販売PR費等の経費を助成（補助率1/2）
○加工品ステップアップ支援事業		<食のみやこ推進課> ・既に販売している地元原材料を用いた加工品を、県内外の量販店等へ販路拡大を行う小規模加工グループ等に対し、研修費や備品等の経費を助成（補助率1/2）
○鳥取県中小企業連携組織支援交付金	・企業組合等の設立支援及び創業時に要する経費を助成 ・商店街振興組合女性会が取組む農商工連携事業に要する経費を助成	・19年度から、グループ創業を検討している女性農産物加工グループや既存商店街振興組合女性会を対象に、新商品開発や販路開拓など活動内容に応じたバックアップ支援を実施。 【21年度実績】 ・女性を中心とした企業組合の設立：1件 【22年度実績】 ・商店街振興組合女性会が実施した農商工連携事業への支援：1件
○新規参入資金	・創業等を行うおとする者に対する金融支援	・新規参入資金の活用について積極的PRに努めた。
○経営革新支援補助金	・中小企業が行う、経営革新計画を実施するのに必要な、マーケティング戦略構築、新商品開発、人材育成、販路開拓を支援	・経営革新計画の実行・目標達成に向けて当補助金が効果的に活用されるよう、商工団体との連携して制度PRやフォローアップ支援に取り組んだ。
○ものづくり事業化応援補助金	・県内中小企業が事業化に向けて自ら行う研究開発を支援	・事業化に向けた企業の研究開発に当補助金が効果的に活用されるよう、財団法人鳥取県産業振興機構及び地方独立行政法人鳥取県産業技術センター等の産業支援機関と連携して、制度のPRや研究開発に対する助言等を行った。

4 男女共同参画の視点に立って高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会にしよう

①高齢者が安心して暮らせる条件を整備する（雇用、社会参加、介護体制など）

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○交通バリアフリーの促進	・交通バリアフリー基本構想に基づく鉄道駅等公共交通施設のバリアフリー化の促進 ・鳥取市交通バリアフリー基本構想の策定（H14） ・鳥取駅のエスカレーター設置（H12） ・倉吉市交通バリアフリー基本構想の策定（H17）	・鳥取市、倉吉市の基本構想は策定済み。 ・米子市の基本構想はH21.2に策定。 ・鳥取駅エスカレーターは設置済み。
○建築物のバリアフリー化	・高齢者や身体障がい者等の移動及び施設利用に配慮した建築物の整備を促進する	・福祉のまちづくり条例の改正（H20.10.1施行）により、一定規模・用途の建築物に適合を義務化。 ・適合建築物に対する助成を行った。
○介護予防の推進	・市町村や事業者が行う介護予防に関する事業についてより有効に実施できるよう調査・研究・研修等を行うとともに、市町村等に適切な助言・支援を行う	・介護予防市町村支援委員会運動器の専門部会及び口腔機能専門部会を開催し、県内の事業実施方法等について検討した。運動器の専門部会においては、市町村の介護予防事業の実態の評価に係る調査を行い、検討・分析結果を報告書にまとめた。（「平成21年度鳥取県特定高齢者介護予防事業実施報告書」） ・また、市町村や地域包括支援センターが実施する介護予防事業が一層効果的な事業実施となるよう支援するため、研修会を実施した。 研修会：3月6日（日）鳥取短期大学 参加者90名
○地域ケアネットワークづくり	・高齢者ができるだけ要介護状態にならないように、また障がいがあっても住み慣れた地域でそこに住む人々とともに安心して社会生活が送れるように、本人を中心に保健や医療、福祉に関わる人々や機関、組織が互いに連携して支援する体制を整備する	・20年度から3年間、各圏域における地域リハビリテーションの推進拠点となる圏域地域リハビリテーション支援センターを指定し、今後の地域リハビリテーションを「連携」や「顔の見える関係」を関係者に拡げ、多職種協働で進めることとした。

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<p><農林水産部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・起業活動を現在行っている、また志向している女性農業者がネットワーク組織を立ち上げ、主体的にマーケティングに関する研修会を企画、実施した。 ・22年度に1件（農産加工グループ）が農産物加工に伴う機械等を整備。 	<p><農林水産部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き意欲的に起業活動を行う農業者に対して活動支援を行う。 	<p>農林総合研究所 農政課 食のみやこ推進課</p>
<p><食のみやこ推進課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年度、加工グループ（女性の組織2グループ）は、販路開拓に関する研修の受講、加工品のパッケージ改良、PR資料の作成等を行い、販路開拓を行った。 	<p><食のみやこ推進課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き支援を実施。 	
<p><食のみやこ推進課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年度、加工グループ（女性の組織2グループ）は、加工品の技術向上・販路拡大に関する研修を受講し、既存加工品の品質向上、量産、通年加工を行うために備品を整備して県外の市場等へ販路拡大を行った。 	<p><食のみやこ推進課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き支援を実施。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象グループにおいて、任意グループ活動での問題点が抽出され、克服すべき課題が明確となった。加えて、企業組合の設立による創意思識の高揚がグループ内に広がり、21年度に企業組合の設立に至った。 ・女性会と域外町村との交流による農商工連携事業により、新商品開発や中心市街地と中山間地との交流を促進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業組合の設立を支援している中央会において、引き続き制度普及を行う。 ・創業（特に女性、高齢者の起業）及び雇用確保に有効である企業組合の設立を促進するため、設立間もない時期の組合運営に係る諸経費を1/2助成。 ・さらなる連携の芽を八来る・育成するための継続支援を中央会において実施。 	<p>経済通商総室</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・利子補給、信用保証料補助による事業者の資金調達コスト低減と産学官連携での目利きサポート等により、起業意欲増強に一定の効果あり。 22年4月～23年3月までの融資実績 新規参入資金：167件 1,896百万円 チャレンジ応援資金：0件 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き積極的なPRにより、利用促進に努める。 ・23年度からは、創業等を新規参入資金に重点化し支援。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・多くの中小企業者が、当補助金を活用して経営革新計画の目標達成に取り組んでいる。 【H.22実績】補助金交付決定：61件（うち女性代表者7件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後もより効果的な支援となるよう、商工団体との連携支援強化に努めるとともに、制度の随時見直しを心掛ける。 	<p>産業振興総室</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・多くの中小企業者が当補助金を活用し、事業化に向けて新たな技術及び製品の研究開発に取り組んでいる。 【H22年度実績】交付決定：18件（うち女性代表者1件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果が企業の収益に結びつくよう、産業支援機関との連携強化に努める。 ・より効果的な支援となるよう、随時制度の見直しを行う。 	

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取駅については、基本構想に基づき14年度からバリアフリー化が進められ、利便性が向上している。また、12年度に設置された鳥取駅エスカレーターも多くの方に利用されており、移動の円滑化に寄与している。更に、21年度から着手した、エレベーター設置についてはH23.3.19に供用開始された。 ・倉吉駅については、18年度から事業着手され、エレベーター及びエスカレーターがH23.1.15に供用開始された。 ・米子駅については、21年度から事業着手された、エレベーター及びエスカレーター設置が、H23.3.24に供用開始された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、バリアフリー化未済駅のバリアフリー化が促進されるよう支援する。 	<p>交通政策課</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・条例改正により、新築・増改築におけるバリアフリー化率が向上している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、条例の普及啓発に取り組むと共に、既存建築物のバリアフリー化促進に取り組む。 	<p>住宅政策課</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村における二次予防事業の実施状況は増加してきている。 ・市町村の事業実施を支援するため、各実施事業の分析・評価が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村や介護予防関係者のニーズにあった支援策を実施するとともに、介護予防の県民への全県的な普及を図る。 	<p>長寿社会課</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・圏域地域りハビリテーション支援センターを拠点として、高齢者に関わる医療・福祉の関係者が、連携のための意見交換会等を開催。入院時連携シートや介護サービス事業所マップ等の検討・作成を通じ、多職種の関係者において、一定の連携が構築できた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種による勉強会や意見交換会により、利用者視点での医療・介護の連携を推進。今後は、これまでに構築した連携体制を各圏域において発展・継続させていくこととし、H23廃止する。 	

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○高齢者虐待の防止	・介護保険施設等や医療機関での身体拘束や家庭における高齢者虐待が顕在化していることから、高齢者虐待予防のための正しい知識の普及・啓発を行うとともに、早期発見・早期対応のための体制を整備する	・県内の弁護士、社会福祉士、医師等の専門家からなる権利擁護団体と連携し、地域包括支援センターの虐待相談・対応事業をサポートする体制を整備した。 ・また、県が社団法人鳥取県社会と協働で実施する市町村等の職員を対象とした高齢者虐待防止研修会への講師派遣も行い、人材育成に努めた。 研修会：10月13日(水) 新日本海新聞社中部本部ホール 10月19日(火)、11月16日(火) 中部総合事務所 参加者 約60名
○認知症対策事業	・高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加に対し、早期発見・早期治療体制を整えるとともに、認知症進行に伴って必要とされる専門的な医療、介護、家族支援及び地域の支援体制が適切にマネジメントできる医療、介護専門職を養成し、在宅生活が継続できる体制をつくる	・かかりつけ医の認知症対応力向上研修を医師会に委託して実施したり、認知症の人と家族の会の当事者同士の支え合いを行う相談事業に補助を行った。
○介護サービス等人材育成事業	・介護支援専門員、認定調査員、主治医、施設管理者、介護サービス事業者等、介護保険サービスに従事する各種専門職等に対し、職種別・専門技術別の研修を行い、介護保険制度の円滑な実施とサービスの質の向上を図る	・介護認定にかかわる、介護認定調査員、主治医等に対して要介護認定の適正な運用を図るため研修を実施した。 ・介護保険制度の円滑な実施とサービスの質の向上を図るため、介護保険サービスに従事する各種専門職に対し、職種別・専門・技術別の研修を行った。
○元気な高齢者の地域活動支援	・高齢者が元気で住み慣れた地域において暮らしていける社会づくりを推進するため、活動の場が見つかるよう支援を行うとともに、元気シニアの活動を広く紹介する	・元気なシニア「地域デビュー」応援フェアを開催し、高齢者とNPO団体等とのマッチングを行った。 ・また、ホームページにとっとり元気シニア応援ページを作成し、知識・技能等を有する高齢者を登録する人材バンクを設置・紹介するとともに、元気シニアの活動紹介を行った。 フェア：〈第一部：フィールドワーク〉 10月9,16,24日 熊野神社遺跡 他 〈第二部：交流シンポジウム〉 11月4日 米子コンベンションセンター
○県営住宅の優先入居制度（再掲）	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集している（母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療 所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯）	・高齢者を優先的に募集する「優先入居制度」を実施している。 ＜平成22年度の第一次募集応募状況＞ 募集戸数159戸／応募者542名（3.41倍）※H23.3月末 ＜うち高齢者世帯＞入居決定者48名

②障がい者の自立を支援する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○県営住宅の優先入居制度（再掲）	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集している（母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯）	・障がい者等を優先的に募集する「優先入居制度」を実施している。 ＜平成22年度の第一次募集応募状況＞ 募集戸数159戸／応募者542名（3.41倍）※H23.3月末 ＜うち障がい者・同居親族障がい者世帯＞入居決定者15名
○障がい者の就業支援	・障がい者の就職を促進するため、事業所に6ヶ月の訓練を委託し、常用雇用に結びつける（一定要件を満たす訓練生には訓練手当を支給）	【22年度実績】 ・なし
	・障がい者の雇用・就業の促進を図るため、障がい者を対象とした職業訓練を実施（訓練生には訓練手当を支給） ・知的障がい者対象（施設内訓練） 期間1年 ・身体障がい者等対象（委託訓練） 期間1ヶ月～3ヶ月（最長6ヶ月）	【22年度実績】 ・施設内訓練（1年）：9名 ・委託訓練（1～3ヶ月）：33名

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター職員に相談・通報のあった虐待件数のうち、専門家のアドバイスを受けることで、解決の糸口が見えたケースがあった。 ・また、このような相談対応業務を行う地域包括支援センター職員の心理的安心につながっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き虐待の予防や早期発見、早期対応のための取組を検討する必要がある。 	長寿社会課
<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き地区医師会に委託して、かかりつけ医の対応力向上、早期発見・医療体制の整備を行ったが、研修への医師の参加を増やし、早期発見体制をさらに充実する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、人材育成と支援体制の整備を行うとともに、早期発見のための事業及び認知症疾患医療センターを指定し「専門医療の提供」「医療と介護の連携強化」「専門医療相談の充実」を図る事業と併せて実施することにより、認知症について早期発見、早期治療から家族支援まで総合的に実施する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・多種多様な内容の研修を実施し受講者が業務に関する理解を一層深めることで質の向上を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き各種研修を継続し、介護サービスの質の向上と円滑な運営を図る。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・フェアは参加者の満足度が高く、一定の出会いの場を設けることができた。 ・人材バンクについては300名を超える高齢者に登録いただいた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・また、人材バンクの活用について、引き続き周知を図る。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・抽選とはなるが、高齢者には中層耐火3階建て以上の1階を老人世帯向住宅又は身体障がい者向住宅として募集し、該当世帯の円滑な県営住宅への入居がなされているところである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉団体等と連携し、需要に応じた供給のあり方等も含め、検討中。 	住宅政策課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・抽選とはなるが、身体障がい者等には中層耐火3階建て以上の1階を老人世帯向住宅又は身体障がい者向住宅として募集し、該当世帯の円滑な県営住宅への入居がなされているところである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉団体等と連携し、需要に応じた供給のあり方等も含め、検討中。 	住宅政策課
<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク主導で訓練の紹介が行われるため、訓練実績を伸ばす対策を取りづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働局、ハローワークとの連携を密にして、訓練の周知を図り利用を促進する。 	雇用人材総室
<ul style="list-style-type: none"> ・求人、求職者双方のニーズにマッチした職業訓練を行い就職率も良好。(H22 施設内訓練78%、委託訓練30%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・より効果的な職業訓練を行うため、関係機関との連携を強化。 ・継続実施予定。 	

テーマC 女性の人権が擁護され、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう

1 女性に対するあらゆる暴力をなくそう

①女性に対する暴力を許さない社会づくりを進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○暴力防止に関する啓発	・関係機関連絡会による連携 ・女性に対する暴力防止の普及啓発	・普及啓発、街頭キャンペーンの実施。 ・配偶者等に対する暴力防止関係機関連絡会の機関との連携を緊密にし、平成22年11月には、鳥取・倉吉・米子市のJR駅頭及びショッピングセンターにおいて関係機関合同による街頭広報を行った。
○DV予防ファシリテーター養成事業（新規）	・市町村DV相談担当職員、学校教職員、民生委員等を地域において予防啓発や相談対応できる人材に養成	・ファシリテーター養成講座を実施し、地域や学校でDV（デートDV）の予防啓発活動を実施できる人材を育成した。（受講者52人） ・講座受講終了者のうち42人がDV予防啓発支援員として登録。支援員の連絡会（県及び各圏域）を設置し、今後の活動体制を整備した。
○未来の親となるための学習推進（再掲）	・親としての意識啓発のための生徒参考資料をホームページに掲載し、各学校で活用することによりデートDVについての知識を付与 ・心のふれあいプロジェクトの普及	NPO法人に「心のふれあいプロジェクト ふれあい会事業」の実施を委託。 ・コミュニケーションや礼儀に関する小講義の開催。 ・乳幼児及びその親と、児童・生徒とのふれあいタイムを設け、児童・生徒は、乳幼児の親からさまざまな話を聴いたり、乳幼児にふれたり、だっこしたりしながらコミュニケーションを図る。 子育てに関する副読本を高等学校課ホームページに掲載し、各学校での活用を呼びかけている。
○人材育成講座の開催（再掲）	・DV防止のための講座、セミナー等による意識啓発	女性の相談にかかわる相談員等のための基礎講座の実施 ・各東中西3カ所で開催

②配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪、ストーカー行為等への対策を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○DVに関する計画の策定と推進	・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」の改訂と取組の推進	・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」改訂委員会を設置して事業の進捗状況、当面の課題等についての検討を行い、22年12月に計画改訂を行った。
○性犯罪被害者に係る相談窓口の周知	・性犯罪110番の広報資料の作成、配布	・交番、駐在所のミニ広報紙に性犯罪110番の案内を掲載し、広報を図った。 ・県警ホームページに「性犯罪に関する相談窓口（性犯罪110番）について」を掲載し、相談窓口の周知を図っている。
○性犯罪抑止対策の推進	・性犯罪の前兆事案発生時の先制・予防的活動の推進	・子どもや女性に対する声かけ・つきまとい等の性犯罪等の前兆事案を認知した場合に、行為者を特定して警告あるいは検挙を行い、性犯罪等の重大事案への発展を阻止する先制・予防的活動を行っている。

③被害者及び加害者に対する相談及びカウンセリング体制を整備する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○被害者に対する相談及びカウンセリング体制の整備	・被害者支援カウンセラーの委嘱と被害者に対する紹介	・県東・中・西部各地区に「被害者支援カウンセラー」として委嘱している精神科医・臨床心理士（6人）を、カウンセリングを要望する被害者及びその家族に紹介した。
	・ストーカー・DV被害者等からの相談対応	・相談者に対しては、法律に規定する支援・警告等について説明した上、相談者の意思を尊重した対応を行うとともに、早期の事件化を推進した。
	・性犯罪被害者からの相談受理	・捜査第一課内に設置している「性犯罪110番」により、女性警察官等による相談受理体制を整備している。 ・22年度は、女性警察官19名（各署1名以上）を性犯罪指定捜査員として指定し、女性警察官等による相談受理体制を整備した。
	・総合相談窓口の設置・運営等	〔犯罪被害者等相談・支援事業〕 ・相談職員スキルアップ研修会を開催したほか、犯罪被害に関する総合相談窓口の設置、犯罪被害者支援ハンドブックの作成を行った。
○人権相談窓口の設置（再掲）	・電話、面接による一般相談、弁護士による専門相談を行う ・関係機関の連携強化等により、人権尊重の社会づくり相談ネットワークに取組み、様々な人権相談に総合的に対応する	（再掲）

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・DVについての認識が浸透してきている。	・今後も同様に実施する。 H23→青少年・家庭課、男女共同参画センター	子育て支援総室 男女共同参画センター
・関係機関との合同の街頭広報により、関係機関とより一層の連携が図られ、事案を早期、詳細に把握し、被害の継続、拡大防止が図られた。	・関係機関との緊密な連携を一層推進する。	生活安全企画課
・DV予防啓発活動が実施できる人材が育成され、今年度はDV予防啓発支援員の数人が、デートDV研修にスタッフとして参加。今後、DV予防啓発支援員が研修講師を行う等により予防啓発の充実を図ることが可能となった。	・DV予防啓発支援員は、地域や学校でDV（デートDV）の研修講師として予防啓発活動を行う。 ・平成23年度もDV予防啓発支援員養成講座を実施し、支援員を養成し。予防啓発活動の充実を図る。 ・支援員のスキルアップ講座を開催し、支援員の資質向上を図りながら積極的に予防啓発活動を進めていく。	福祉相談センター
・資料にはデートDVに関する意識啓発を図る内容も盛り込んでいる。 ・掲載の内容については、教科「家庭」やホームルーム等での活用がなされている。	・小学校又は中学校等を会場として、赤ちゃんとその保護者と小・中・高校生がふれあう機会を意図的につくり、命の尊さを深く認識しコミュニケーション能力の向上を図る「心のふれあいプロジェクト」の指導者やコーディネーターを養成する。 ・引き続き、意識啓発に努めるとともに、ホームページ掲載の資料等を適宜更新しながら、その活用について、各学校に働きかける。	高等学校課 家庭・地域教育課 人権教育課
・DVの具体的な事例を交えながら、初めての人にもわかりやすい内容の講座であり、新たな気づきをもたれた人も多かった。	・所管である福祉保健部と連携を図りながら、進めていく。	男女共同参画センター

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・DV被害者の支援の充実が図られた。 ・今後、重点的に取り組む施策が明確になった。	・次回、28年度に計画の改訂を行う。 H23→青少年・家庭課	子育て支援総室
・インターネットを見て電話したと話す相談者があり、ホームページによる広報の効果が高い。	・インターネットのホームページをより広報効果のある内容に更新し、利用者が関心を持って閲覧できるように努める。	捜査第一課
・声かけやつきまとい等の行為者に警告を行い、その後の重大犯罪への発展を阻止し、被害者に安心感を与え信頼を得ている。	・引き続き先制・予防的活動を徹底し、性犯罪被害の抑止に努める。	生活安全企画課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・カウンセリングを受けた被害者及びその家族から、不安感・恐怖心が軽減されたとの評価を受けている。	・継続的に実施するとともに、被害者等に対し同制度について十分に説明を行う。	警察県民課
・相談者の意向を十分に踏まえた支援、相手方への警告、事件化等を実施することにより、相談者の精神的負担の軽減につながっている。	・今後も、担当者研修等の教養を行い、適切な相談対応に努めるよう指導する。	生活安全企画課
・県下全警察署において、女性警察官等による相談受身体制が整っていることから、性犯罪被害者の相談時の精神的負担の軽減につながっている。	・性犯罪指定捜査員による専門的知識の習得と、全女性警察官を対象に相談受領要領の指導に努める。	捜査第一課
・犯罪被害者支援ハンドブックを作成し、関係機関・団体が行っている支援や連絡先等を示すことにより、市町村等の相談窓口職員の基本的な事項への理解が進んだ。	・相談窓口紹介用のリーフレットを作成し、県民一般に犯罪被害者支援に関する相談窓口の周知を図る。	くらしの安心推進課
(再掲)	(再掲)	人権・同和対策課

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○婦人相談所事業	・ 婦人保護事業実施の中枢機関である婦人相談所の運営及び婦人相談員を配置する（夫からの暴力、女性をめぐる諸問題についての相談援助）	・ 婦人相談所に婦人相談員を1名配置して、DV被害者をはじめとした相談に対応している。
○外国人DV被害者支援員養成事業	・ 外国人DV被害者の通訳にあたるスタッフが不足しているため、通訳を行うことができる外国人等の養成を行い、被害者支援及びDV被害の未然防止を図っていく	・ 英語、タガログ語、中国語の支援員を登録し、相談に対応している。
○DVに悩む男性支援事業	・ DVに悩む男性用相談電話を受ける相談員の養成と電話相談を実施する	・ 毎月第3金曜日に加害者電話相談を実施。
○男女共同参画センター相談事業（再掲）	・ 電話、面接による一般相談、臨床心理士、弁護士等による専門相談	（再掲）

④被害者を支援する体制の整備及び関係機関の連携を強化する（二次的被害の防止）

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○犯罪被害者支援の充実と関係機関との連携強化	・ 犯罪被害者支援連絡協議会総会の開催 ・ 民間被害者支援団体「とっとり被害者支援センター」への支援	・ 22年度総会において、活動報告、活動計画を審議し、会員相互の連携の強化を図った。 ・ 被害者支援センター主催のボランティア採用講座への講師派遣等の支援を行った。
	・ 体制の整備（主管組織・庁内連携体制） ・ 支援施策の整理・普及・啓発	〔犯罪被害者等相談・支援事業〕 ・ 犯罪被害者等が様々なニーズ（問題）を抱えている状況や社会的支援の必要性等について県民の理解を促進するため、フォーラム及び学習会を開催した。 ・ また、各種広報媒体を活用した普及・啓発活動を行っている。
○性犯罪被害者に対する経済的支援	・ 初診料等の公費負担 ・ 診断書料の公費負担 ・ 人工中絶費用の公費負担	・ 性犯罪被害者の精神的、経済的負担の軽減を図るため、16年度から産婦人科等での初診料等を公費負担とし、毎年10件前後の申請を受理している。（申請に対しては全件公費負担） ・ 22年度から、公費負担額の上限を引き上げ、更に医療機関の診察を受け支払済みのものに対しても公費負担できるよう改め、被害者の経済的負担の軽減を図っている。
○県営住宅の優先入居制度（再掲）	・ 県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集している（母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯）	・ DV被害者等を優先的に募集する「優先入居制度」を実施している。 ＜平成22年度の第一次募集応募状況＞募集戸数159戸／応募者542名（3.41倍）※H23.3月末 ＜うちDV被害者＞入居決定者1名
○婦人一時保護所費	・ 婦人相談所に併設する婦人相談所一時保護所の運営を実施する	・ 婦人相談所一時保護所において一時保護を実施。
○ステップハウス運営事業	・ DV被害者等が避難所を退所後、精神的ダメージや経済的理由から、すぐ自立できないため、被害者に住居を提供するとともに、心理ケアを施すことにより、被害者の精神の回復と経済的自立を図る	・ 単身のDV被害女性など、他の法律で支援を受けられない女性に対して、住居を提供するとともに心理的ケアを行うステップハウスの運営を委託。
○DV被害者支援事業	・ 心のケア事業 ・ 関係機関研修会 ・ 関係機関連携強化事業 ・ DV被害者等支援体制強化事業を実施し、DV被害者の支援及び未然防止を図る	・ DV被害者の心のケアのため婦人相談所に心理療法担当職員を配置。 ・ 県及び圏域で関係機関研修会、関係機関連携会議等の開催。 ・ 母子生活支援施設、民間シェルター等へ補助を実施。 DV被害者等保護・支援事業（自立支援、医療費補助等）
○ひとり親家庭・DV被害者就業支援事業（再掲）	・ 求職中のひとり親家庭及びDV被害者を対象として、1か月程度の職場体験研修を実施	（再掲）
○支援員による就業支援（再掲）	・ ひとり親家庭の親及びDV被害者等に対し、就業支援員が相談に応じ就業に結びつける	（再掲）
○人材育成講座の開催（再掲）	・ 各種相談員向け講座による意識啓発	・ 女性の相談にかかわる相談員等のための基礎講座の実施 各東中西3カ所で開催

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・DV等の早期発見、保護、更生につながっている。	・DV被害者をはじめとした相談にきめ細やかに対応する。	福祉相談センター
・ボランティアの活用により、外国人被害者の支援の充実が図られた。	・登録言語、ボランティア登録者を増やすため、引き続き、研修会等を開催する。 H23→青少年・家庭課	子育て支援総室
・DV加害者更正の一助となっている。	・今後も同様に実施する。 H23→青少年・家庭課	
(再掲)	(再掲)	男女共同参画センター

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・被害者の実態を理解し、緊密な連携、ニーズに即した支援の必要性について再認識することができた。 ・実務に即した講座ということで好評であった。	・引き続き、関係機関との連携強化に努める。 ・引き続き、採用講座への支援を予定。	警察県民課
・被害者支援フォーラム（主催：とっとり被害者支援センター、共催：県・県警察）及び犯罪被害者等支援学習会を開催し、犯罪被害者やその家族が被る負担や社会的な支援の必要性について県民の理解を広げた。 ・TVスポットCMや電光掲示板等の広報媒体や街頭広報により、犯罪被害者等への支援があることを広めることができた。	・県民一般への犯罪被害者等の置かれた現状（二次的被害への理解と防止等）や社会的支援の必要性について、とっとり被害者支援センターや県警察等と連携し、なお一層の周知を図る。	くらしの安心推進課
・利用実績が2件あり、被害者の安全確保が図られた。	・被害者等の一時的な緊急避難場所を確保するため、引き続き行う。	
・22年度は14件の申請を受理し、いずれも公費負担して性犯罪被害者の経済的負担の軽減を図った。	・現事業の更なる充実を図る。	捜査第一課
・DV被害者が優先的に県営住宅に応募できる制度となっている。 ・抽選となるため、真に住宅に困窮しているDV被害者がおられても、速やかに入居できない場合がある。	・DV被害者のプライバシーや現在の応募倍率の状況も考慮した上で、DV被害者への県営住宅の入居枠設定等の検討。	住宅政策課
・被害者等の安全確保が図られた。	・被害者の安全確保を最優先に行う。	福祉相談センター
・被害者等の精神的被害の回復と生活再建が図られた。	・今後も同様に実施する。 H23→青少年・家庭課	子育て支援総室
・DV相談体制、自立支援施策とも定着してきている。	・現事業の更なる充実を図る。 H23→青少年・家庭課	
(再掲)	(再掲) H23→青少年・家庭課	
(再掲)	(再掲)	雇用人材総室
・幅広い参加者層に「傾聴」や「受容」、「自尊感情」や「二次感情」など基礎知識や心構えを伝えることができた。 ・近年相談者のセルフケアが課題となっているが、講義の内容や参加者同士の交流によって、参加者自身が自分自身を客観的にとらえたり、自身への洞察を深めることなどエンパワメントを図ることができた。	・講座に対する需要が大きく、かつ、県全体の相談体制の底上げを図る上でも、継続して実施することが重要である。また、より効率的・効果的に事業を行うため、人権局が行う相談員講座との連携・調整も必要である。	男女共同参画センター

2 女性の健康を支援していこう

①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康・権利）に関する正しい知識を普及する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○学校における性教育・エイズ教育の充実	・手引き等を活用した、学校における性教育の推進と充実 ・性教育・エイズ教育研修会 ・性教育指導実践研修会	・管理職、学校保健担当者、医療関係者、保健師等をまじえて県性教育・エイズ教育研修会を6月22日に湯梨浜町で開催 ・性教育指導実践研修会を小学校（12月21日）、中学校（2月8日）、県立学校（11月10日）において開催 ・児童生徒や教職員等を対象とした講演会等に専門家を派遣
○心や性等の健康問題対策事業	・学校に専門家を派遣、講演会等の実施 ・専門医等による相談活動や直接面談の実施	・県立学校110回、中学校82回、小学校74回、産婦人科医・助産師等の専門家を派遣 ・保健室登校等の支援として、8校へ臨床心理士等を派遣
○未来のパパママ育み事業	・高校生等に将来、親となるための自覚と子育てへの関心・理解を深めてもらうことを目的とした出前教室を実施	(再掲)
○思春期健康問題プロジェクト	・施策検討、県民に対する普及啓発、人材育成	・性の健康問題ワーキング、性感染症キャンペーンの実施、ピアカウンセラーの養成。 ・今後は、圏域ごとに関係機関の連携を強化し、地域ぐるみで施策を推進する。
○思春期の性の健康サポート	・若者が気軽に立ち寄れる相談場所の設置	・「性の健康問題ワーキング」で東部圏域の思春期対策について検討を重ね、課題解決の1手段として、思春期世代が気軽に立ち寄れる相談場所「ピアルーム」を平成21年6月に開設した。 ・毎週土曜日14時～16時開設、開催総回数63回、来所者延数60人、相談件数16件であった。（平成22年4～9月 開催回数25回、来所者数3名）
○女性の健康づくり支援事業	・健康に関する情報提供、相談体制の実施	・健康教育事業 保健所で思春期から更年期の女性に対する健康教育を実施。 ・女性健康支援センター運営事業 保健所に設置し、女性の健康問題を受付。

②妊娠・出産など生涯を通じた女性の健康対策を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○妊娠中毒症等療養費	・妊娠中毒症等に罹患している者に対する療養費の給付	・低所得で妊娠中毒等に罹っている妊産婦に対し、早期に必要な医療が受けられるよう医療費の援助を実施。
○妊婦健康診査費の助成	・妊婦健康診査に要する経費の助成	・市町村が実施する妊婦健康診査公費負担14回分のうち、6回目以降の9回分に係る経費を助成する。
○女性の健康づくり支援事業（再掲）	・健康に関する情報提供、相談の実施	(再掲)
○母子保健指導振興（再掲）	・多胎児を抱える保護者支援のための交流会等の開催	(再掲)
○不妊治療等支援事業	・不妊治療に要する経費の一部助成 ・不妊専門相談センターの設置	・特定不妊治療費助成についてのPR等により利用者の増を図っている。 ・不妊専門相談センターと共催で夜間に「不妊に関する勉強会・相談会」を開催し、知識の普及とともに相談体制の充実を図った。 ・不妊治療に関する啓発冊子を作成した。
○女性のがん検診の受診促進	・乳がん検診体制の整備及び受診啓発	・乳がん患者団体が中心となった実行委員会が主催する「米子ピンクリボンフェスタ」イベントを連携して実施し、乳がん検診車によるマンモグラフィー体験検診等を実施(H20.5～) ・乳がん検診受診率向上のため、特定年齢に無料クーポン券を郵送する市町村事業（女性特有のがん検診推進事業）の取組を支援し、働く人が受診しやすい体制整備のための休日がん検診事業の経費を支援。
○体育実技等補助職員措置（対象：公立学校教職員）	・妊娠中の女子教諭の体育実技授業に補助職員を配置	・小学校及び盲・聾学校の小学部においては妊娠中の女子教諭が同時に2人以上生じた場合、1ヶ月以上重複する期間について、その期間中における体育実技授業に対して非常勤講師を配置する。 ・中学校及び盲・聾学校の中学部においては妊娠中の女子体育教諭1人について、体育実技授業に対して非常勤講師を配置する。 ・養護学校の特に重複障がい学級を担当する妊娠中の女子教諭1人について、身体的負担のかかる学校活動全般について常勤的な非常勤講師を配置する。 【22年度実績】 県立特別支援学校 13人 小中学校 4人

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・研修会をとおして、学校における組織的かつ体系的な指導体制の充実や教員の指導力の向上を図ることができた。 ・実践研修による授業公開及び授業研究会をとおして、教員の指導力の向上を図ることができた。 ・専門家派遣により児童生徒の性に関する悩みや不安への対応を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、研修会や実践研修会をとおして、学校における組織的かつ体系的な指導体制の充実や教員の指導力の向上を図るとともに、専門家派遣により児童生徒の性に関する悩みや不安へ対応していく。 	スポーツ健康教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・学校に専門家を派遣し、児童生徒の心や性等の健康問題への対応を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家派遣は、心や性に特化した内容とする。県立学校への派遣、県立学校の保健室登校への派遣を行う。市町村立学校においては、平成23年度は県の補助事業で行い、その後は、市町村独自の取組とする。 	
(再掲)	(再掲) H23→子育て応援課	子育て支援総室
<ul style="list-style-type: none"> ・ピアカウンセラーについて、5年間で75人養成。各圏域で活躍中。 ・イベント、キャンペーン、講演会等を通して正しい知識の普及啓発は少しずつ進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・思春期の性の健康問題について、女性の健康づくり支援事業、エイズ予防対策事業と連携して推進する。 H23→子育て応援課、健康政策課 	子育て支援総室 健康政策課
<ul style="list-style-type: none"> ・友だち関係・いじめ・家族関係等の相談に対応した ・21年度末に設置場所が人通りの多い場所になったため、かえって相談しにくい環境となってしまう、来所者が減った。 ・実績が伸びないことから、スタッフのアンケートを実施するとともに、性の健康問題ワーキングで検討し、一旦終了することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止 	東部総合事務所
<ul style="list-style-type: none"> ・思春期健康問題プロジェクト事業と連携して実施。20～30歳代の人工妊娠中絶実施率の高さは思春期と同様に課題であることを周知。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・全年代において、人工妊娠中絶実施率が高いため、思春期以外の望まない妊娠に関する相談支援を女性の健康づくり支援事業で実施し、相談窓口についても周知を図る。 H23→子育て応援課 	子育て支援総室

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・21年度実績0件。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 H23→子育て応援課 	子育て支援総室
<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届が早くなり、妊婦健康診査受診者数が増えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の臨時特例交付金を活用した助成制度は、平成22年度末で終了予定。 H23→子育て応援課 	
(再掲)	(再掲) H23→子育て応援課	
(再掲)	(再掲) H23→子育て応援課	
<ul style="list-style-type: none"> ・PR等により利用者は増加している。 ・不妊専門相談センター及び助成事業については新聞等でPRすることにより相談者が増加している。 ・当事者のための不妊勉強会・相談会（夜間・週末）については、夫婦での参加も多く、継続実施の要望が多かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・相談窓口の充実と連携強化のため関係機関の研修、情報交換等を実施する。 H23→子育て応援課 	
<ul style="list-style-type: none"> ・イベントが定着するとともに、個別の医療機関や企業がピンクリボン活動に取組むなど波及効果がみられる。 ・市町村が乳がん検診の未受診者掘り起こしのためにクーポン券や休日がん検診などさまざまな事業を活用しているが、十分な成果は得られていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発について、継続実施。 ・各圏域ごとに「がんを考える協議会」を開催し、関係機関と連携して地域に密着したがん検診啓発策を検討する。 ・市町村が実施する無料クーポン券郵送事業（がん検診推進事業）の取組支援や休日がん検診事業の支援を継続。 	健康政策課
<ul style="list-style-type: none"> ・補助職員を配置することにより、妊娠中の女子教諭の母体保護を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き配置する。 	小中学校課 特別支援教育課

③性感染症、エイズなどの対策を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○エイズ予防対策事業	・正しい知識の普及啓発、予防教育	正しい知識の普及啓発 ・イベントに併せて普及啓発 HIV検査普及週間（6月1～7日）、性感染症予防キャンペーン（7月～9月）、世界エイズデー（12月1日）等、イベントに併せ、パンフレット・啓発物の配布や、新聞・ラジオ・テレビ等メディアを活用し普及啓発を実施している。 ・エイズ・性感染症検査・相談体制の充実…保健所に検査に来所された機会を捉え、正しい性行動につながるような支援をしている。 予防教育 ・関係機関と連携し、思春期等若いときから正しい知識の普及に努める。各福祉保健局で、市町村・教育委員会・学校等と連携をとり、学校祭への協力、授業に講師として出かける等取り組んでいる。 ・出前講座…地域・職場からの要請により、福祉保健局で対応している。
○思春期健康問題プロジェクト（再掲）	・施策検討、県民に対する普及啓発、人材育成	（再掲）
○思春期の性の健康サポート（再掲）	・若者が気軽に立ち寄れる相談場所の設置	（再掲）
○学校における性教育・エイズ教育の充実（再掲）	・手引き等を活用した、学校における性教育の推進と充実 ・性教育・エイズ教育研修会 ・性教育指導実践研修会	（再掲）
○心や性等の健康問題対策事業（再掲）	・学校に専門家を派遣、講演会等の実施 ・産婦人科医等による相談活動や直接面談の実施	（再掲）

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査件数が増加するよう、今後も普及啓発と検査体制の拡充が必要。 (H19.12末 761件、H20.12末 879件、H21.12末 768件、H22.12末 597件) ・ 教育委員会と連携し研修会を開催。(H22.6.22実施) ・ 各福祉保健局でも関係機関と連携をとりながら、積極的に予防活動に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思春期対策として思春期健康問題プロジェクトと連携して事業継続。 ・ 大人対策について、普及啓発を中心にさらに強化。 	健康政策課
(再掲)	(再掲) H23→子育て応援課、健康政策課	子育て支援総室 健康政策課
(再掲)	(再掲)	東部総合事務所
(再掲)	(再掲)	スポーツ健康教育課
(再掲)	(再掲)	

Ⅲ 男女共同参画施策の実施効果

1 第2次鳥取県男女共同参画計画に係る数値目標の達成状況

テーマA 男女共同参画の視点に立って社会の制度や慣行などを見直してみよう

項目	所管課	計画策定時	前年度末時点	直近	目標値
1 自治体、企業、団体などで物事を決めるときに男女がともに参画しよう					
県の審議会等における女性委員割合	人事企画課、男女共同参画推進課	43% H18.4	40.9% H21.4	40.3% H22.4	40%を下回らない H23

2 男だから、女だからと決めつけないで、男女がともに自分らしく生きるため、考え方をえてみよう

男女共同参画を知っている県民の割合	男女共同参画推進課	57% H16	54.1% H21	54.1% H21	100% H21
性別によって役割を固定する考え方に同感しない県民の割合		46% H16	44.8% H21	44.8% H21	80% H21
男女共同参画人材バンク登録者数	男女共同参画センター	168人 H18.4	91人 H22.3	94人 H23.3	200人 H23

3 様々な分野で男女共同参画社会を進めよう

女性消防団員数	消防チーム	95人 H20.4	120人 H22.1	132人 H22.10	250人 H23
男女共同参画推進行動計画策定市町村	男女共同参画推進課	12市町村 H18.8	17市町村 H22.3	19市町村 H23.3	19市町村 H23
男女共同参画推進条例制定市町村		8市町村 H20.4	13市町村 H22.3	14市町村 H23.3	13市町村 H23
男女共同参画交流室設置数		12市町村 H17.4	7市町村 H21.4	7市町村 H22.4	19市町村 H23

4 自治会など地域社会での男女共同参画を進めよう

女性の自治会役員割合	男女共同参画推進課	2.4% H19.4	3.4% H21.4	2.7% H22.4	5.0% H23
------------	-----------	------------	------------	------------	----------

テーマB 職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

項目	所管課	計画策定時	前年度末時点	直近	目標値
----	-----	-------	--------	----	-----

1 男女がともに能力を発揮できる職場環境をつくろう

男女共同参画推進企業認定企業数	男女共同参画推進課	24社 H18.9	222社 H22.3	398社 H23.3	350社 H20
職場のセクシュアルハラスメント防止対策実施率	男女共同参画推進課、雇用人材総室	64% H17	70.1% H18.8	70.1% H18.8	100% H23

2 仕事と家庭を両方大切にしよう

ファミリー・サポート・センター等設置市町村数	子育て支援総室	8市町 H17	10市町 H22.3	16市町村 H23.3	19市町村 H23
介護休業制度普及率	男女共同参画推進課、雇用人材総室	78% H17	85.2% H18.8	85.2% H18.8	100% H23
女性育児休業取得率(従業員10~29人)		54% H17	40.5% H18.8	40.5% H18.8	70% H23
男性育児休業取得率		0% H17	0.2% H18.8	0.2% H18.8	10% H23
男性県職員(知事部局)の育児休業取得率	人事企画課	2.40% H17	4.44% H21	4.95% H22	10%以上 H21
県職員(知事部局)年次有給休暇の1人当たり年間平均取得日数		10.2日 H17	10.5日 H21	10.4日 H22	12日 H21
県職員(知事部局)の時間外勤務削減(年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合)		12.7% H19	22.0% H21	12.1% H22	10% H24

目標値の考え方	22年度の取組状況	今後の見通し
引き続き監視	「附属機関委員選任基準」により、委員の男女比率の構成について基準を設定し、委員の選任に当たっては、目標値を下回らないように審査している。	目標値を下回らないよう引き続き監視していく。
	2次計画のPRをはじめ、男女共同参画センターと共同した普及啓発活動を実施。	男女共同参画の理解者の裾野拡大に向け、引き続き普及啓発活動を実施する。
	2次計画のPRをはじめ、男女共同参画センターと共同した普及啓発活動を実施。	男女共同参画の理解者の裾野拡大に向け、引き続き普及啓発活動を実施する。
	センター開催講座等の受講者への登録勧誘。	機会を捉え、目標値に向けて引き続き登録勧誘を実施する。
H20追加指標	市町村の取り組みを支援するため、防災・危機管理対策交付金を活用した支援事業を実施。	市町村の取り組みを支援するため、防災・危機管理対策交付金を活用した支援事業を実施。
全市町村	該当市町村に対し個別に状況確認や個別支援。	平成22年度、全市町村策定済み。
H20追加指標	担当課長会議等を通じた未制定の市町村への働きかけ。	一部市町村で条例制定の動きがあるため、引き続き未制定市町村への働きかけを行う。
全市町村	該当市町村に対し個別に状況確認。	市町村課長会議等を通じて働きかけを行っていく。（ただし、現状では市町村での設置ニーズは少ない。）
H20追加指標	自治会づくりのリーダーを養成するための講座を開催。	市町村、関係者に対する説明会を通して、普及啓発を図る。

目標値の考え方	22年度の取組状況	今後の見通し
	・男女共同参画の推進に理解と意欲のある企業等を認定し、その取組を広く紹介することにより、県内企業への男女共同参画の普及を図る。 ・成功事例の収集(モデル企業)	・サポーター等による個別企業への訪問活動や関係団体等への働きかけによる認定数の増加を図る。 ・成功事例、具体的な取組内容を収集し、企業側に示すことにより、企業の自主的な取り組みの促進を図る。
平成18年度以降調査が実施されていないため、最新データ無し。	認定企業制度を通じた事業所への働きかけ。	認定企業を事業所へ働きかけながら実施していく。
全市町村	未設置市町村に対する設置促進。	事業実施市町村が増えるよう促進に取り組む。子育て家庭の具体的な要望を引き出せば設置が進むと見込む。 →H23: 子育て応援課
平成18年度以降調査が実施されていないため、最新データ無し。	認定企業制度を通じた事業所への働きかけ。	認定企業を事業所へ働きかけながら実施していく。
	認定企業制度を通じた事業所への働きかけ。	認定企業を事業所へ働きかけながら実施していく。
引き続き取得促進のための意識啓発等を進める。	「子育て応援メッセージ」などで、制度周知や意識啓発などの情報発信を行っている。	現在の取組を継続し、引き続き男性職員の取得促進を図る。
引き続き取得促進のための意識啓発等を進める。	ゴールデンウィーク、夏季等に年次有給休暇の取得促進に向けた通知及び啓発チラシを配布している。	現在の取組を継続し、引き続き年次有給休暇の取得促進を図り、目標値に達するよう努める。
H20追加指標	膨大な時間外勤務を行っている職員がいる所属名について庁内で公開し、注意を促している。また、21年2月から若手職員による時間外勤務削減ワーキングチームを立ち上げ、時間外勤務縮減に向けた方策の検討を行っている。	従来の取組を継続するとともに、ワークライフバランスの向上に向けたモデル所属における取組の検討及び実施、優秀取組の全庁への展開を図っていく。

項目	所管課	計画策定時	前年度末時点	直近	目標値
男性教職員の育児休業取得率	教育総務課	1.10% H17	1.58% H21	対象者の11% H22	10%以上 H21
教職員1人当たり年次有給休暇年間平均取得日数		10.2日 H17	9.8日 H21	11.3日 H22	15日以上 H21
職員(教育委員会事務局)の時間外勤務削減(年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合)		20.2% H19	20.1% H21	11.2% H22	15% H24
男性県立病院職員の育児休業取得率	病院局総務課	0% H19	0% H21	8.3% H22	10% H24
県立病院職員1人当たり年次有給休暇年間平均取得日数		7.8日 H19	8.5日 H21	9.2日 H22	12日 H24
県立病院職員の時間外勤務削減(年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合)		12% H19	14.6% H21	14.8% H22	10% H24
男性警察職員の育児休業取得率	警務課	0% H19	0% H21	1.6% H22	10%以上 H23
警察職員1人当たり年次有給休暇年間平均取得日数		5.5日 H19	5.2日 H21	5.7日 H22	8日以上 H23
鳥取県家庭教育推進協力企業	家庭・地域教育課	52社 H19.2	246社 H22.3	401社 H23.1	230社 H21
保育所に対する支援事業 ・延長保育 ・一時保育	子育て支援総室	2000人 194人 39カ所	一時預かり(保育所型)年間延利用児童数 11,338人・45カ所 延長保育 132カ所	一時預かり(保育所型)年間延利用児童数 13,654人・61カ所 延長保育 112カ所	2106人 410人 59カ所
放課後児童クラブ(クラブ数)		113クラブ H18.6	121クラブ H22.3	125クラブ H23.3	118クラブ H21

3 農林水産業、商工業などの自営業でも男女共同参画を進めよう

項目	所管課	計画策定時	前年度末時点	直近	目標値
農協における女性正組合員割合	農政課	17.1% H18.6	17.8% H22.1末	18.1% H23.1末	30% H23
農協の支店における女性運営委員割合		10.0% H18.3	10.8% H22.1末	10.8% H23.1末	20% H23
農協における女性総代割合		6.8% H18.3	7.0% H22.1末	7.7% H23.1末	8.0% H23
農協における女性役員数		10人 H18.3	7人 H22.1末	7人 H23.1末	10人 H23

目標値の考え方	22年度の取組状況	今後の見通し
引き続き取得促進のための意識啓発を進める。	校長会、事務長会などの機会を捉えて、男性教職員への制度周知を図るよう説明するとともに、子育て体験事例などを掲載した広報紙を活用して周知を図っている。	現在の取組みの継続や平成22年3月に策定した「みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン後期計画(鳥取県特定事業主行動計画)」に定める「教職員プラン推進のためのチェック表」を活用するなど、引き続き男性職員の取得促進を図り、目標値に達するよう努める。
引き続き取得促進のための意識啓発を進める。	各所属長及び職員に対して、休暇の取得しやすい環境づくりに努めること、管理職員が率先して休暇を取得すること、休暇取得目標を設定することなど、積極的に年次有給休暇の取得促進を図るよう働きかけている。	現在の取組みの継続や平成22年3月に策定した「みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン後期計画(鳥取県特定事業主行動計画)」に定める「教職員プラン推進のためのチェック表」を活用するなど、引き続き休暇の取得促進を図り、目標値に達するよう努める。
H20追加指標	各所属ごとに時間外勤務の目標時間の設定を行うなど、時間外勤務の縮減について働きかけている。	知事部局における時間外勤務縮減に向けた全庁運動「スマート県庁5(GO)・5(GO)プロジェクト」と同様の取り組みを教委事務局本庁所属においても行うことにより、引き続き時間外勤務の縮減を図り、目標値に達するよう努める。
H20追加指標	子育て応援メッセージなどによる職員への制度周知などの情報発信を行っている。	引き続き、制度周知等に取り組む。
H20追加指標	夏休み期間中などに積極的に取得するよう声かけを行うなど、積極的な年次有給休暇取得を働きかけている。	引き続き、年次有給休暇取得促進を図り、目標達成に努める。
H20追加指標	医師、看護師の確保対策を継続して行っているほか、業務の見直し・会議時間の短縮などに取り組んでいる。	引き続き看護師等確保を行って職員の負担軽減を図るとともに、時間外縮減への取り組みを行い、目標値達成に努める。
H20追加指標	職員が安心して子育てのできる職場づくりを推進するため、各所属を通じて育児に関する休暇制度の周知を図った。	現在の取組みを継続し、引き続き男性職員の取得促進を図り、目標値に達するよう努める。
H20追加指標	各所属長及び職員に対して休暇制度の周知を図るとともに、休暇を取得しやすい環境づくりに努め、年次有給休暇の取得促進を図った。	現在の取組みを継続し、引き続き休暇の取得促進を図り、目標値に達するよう努める。
H20目標値引き上げ	協力企業開拓のための企業・事業所への働きかけ(個別訪問など)を実施。	平成22年度末の協力企業の目標数を300社に設定し、引き続き協力企業の増加に努める。
全保育所が実施(非現実的な目標であり、保護者アンケートによる満足度などの別の指標を検討されたい。)	・一時預かり(保育所型):17市町、61カ所で実施。 ・延長保育:12市町、112カ所で実施。	未実施の町村でのニーズを確認しながら促進に取り組む。 →H23:子育て応援課
市町村の設置予定数	放課後児童クラブの設置を促進するため、補助を行う。	放課後児童クラブの設置を促進するため、補助を行う。 →H23:子育て応援課

目標値の考え方	22年度の取り組み状況	今後の見通し
	農業従事者の高齢化等により各農協とも正組合員数が減少しており、大幅な向上は難しい状況。1戸複数正組合員制の普及に向けて、引き続き啓発、推進を図る。	農業従事者の高齢化等により各農協とも正組合員数が減少しており、大幅な向上は難しい状況。1戸複数正組合員制の普及に向けて、引き続き啓発、推進を図る。
	正組合員に占める女性の割合に見合うものとなるよう、引き続き啓発、推進を図る。	正組合員に占める女性の割合に見合うものとなるよう、引き続き啓発、推進を図る。
農協、基幹支所5名程度の登用	JAグループは総代への女性参画目標を5%としており、いずれの総合農協も目標を達成している。目標値の見直しを含めて、引き続き各農協に啓発、推進を図る。	JAグループは総代への女性参画目標を5%としており、いずれの総合農協も目標を達成している。目標値の見直しを含めて、引き続き各農協に啓発、推進を図る。
各農協3名以上を目指す。専門農協への働きかけ。	総合農協は合併や役員定数の見直しにより、農協の役員総数は大幅に減少しており(H18:164→H21:119)、当初の目標値の達成は困難。引き続き各農協3名以上を目指して啓発、推進を図る。	各農協3名以上を目指して啓発、推進を図る。

項目	所管課	計画策定時	前年度末時点	直近	目標値
指導農業士に占める女性の割合	農林総合研究所	34% H18.3	34% H22.3末	28% H23.3末	40% H23
家族経営協定締結農家数		125組 H18.3	184組 H22.3末	227組 H23.3末	170組 H23
女性起業グループ数		65組織 H18.3	77組織 H22.3末	74組織 H23.3末	80組織 H23
生産部役員(役員)		6.0% H18.3	6.4% H22.3末	7.0% H23.3末	10% H23
生産部役員(生産指導員)		4.6% H18.3	3.8% H22.3末	7.0% H23.3末	10% H23
農業委員に占める女性の割合(選任委員中女性の割合)	経営支援課	23% H18.3	27% H21.9	29% H23.3末	40% H23
女性認定農業者数		16人 H18.3	54人 H21.3	58人 H22.3末	60人 H23
女性漁業士数	水産課	0人	0人 H22.3	0人 H23.3	1人 H23

4 男女共同参画の視点に立って高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会にしよう

バス車両のバリアフリー化(低床バス)	交通政策課	29% H18.10	46.4% H22.3	52.4% H23.3	45% H23
--------------------	-------	------------	-------------	-------------	---------

テーマC 女性の人権が擁護され、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう

項目	所管課	計画策定時	前年度末時点	直近	目標値
----	-----	-------	--------	----	-----

2 女性の健康を支援していこう

乳がん検診受診率	健康政策課	24.0% H16	24.8% H19	27.7% H21	40% H23
子宮がん検診受診率		20.6% H16	25.3% H19	27.1% H21	40% H23

目標値の考え方	22年度の取組状況	今後の見通し
条例に基づき、審議会等への4割以上の登用に準ずる。	平成23年1月の指導農業士の認定にむけて、県内市町村、女性農業者のリーダーに働きかけを実施。しかしながら、退任希望が多くあったが新規認定者が少なかったため減少した。	女性の進出が難しい分野であり、また、女性従業者も指導的な者が少ないことから、目標達成は難しいが、日常活動の中で女性の指導農業士への推薦について関係者に協力を得るよう働きかける。
毎年8組程度締結	目標値を達成するため年次別目標値を設定し推進。男女共同参画センターよりりん彩主催の自分磨きセミナーや農業委員対象の研修会で啓発、推進した。	農家の経営改善の一環として家族経営協定の締結推進を図る。普及職員の研修や関係機関等との連携を強化し、引き続き推進する。
毎年3組織程度増加を目指す。	農村女性が主体となった起業活動(加工販売、農村食堂、直売所、給食施設への食材供給等)で、年間101日以上稼働、100万円以上の売上げをあげている組織を重点的に計画活動や、要請に応じて支援。	起業活動の発展段階に応じた支援により、安定的な活動を継続、発展させ、地域に貢献できるように引き続き支援していく。
	農林業に従事する女性を含む生産部、生産グループ等に対して、生産技術や知識の向上を図るための研修会を開催。	農業者の減少、高齢化により、目標達成は困難であるが、継続して生産技術、知識の向上を図り、指導的な立場で活躍できるように働きかける。
役員に準じる。	農林業に従事する女性を含む生産部、生産グループ等に対して、生産技術や知識の向上を図るための研修会を開催。	農業者の減少、高齢化により、目標達成は困難であるが、継続して生産技術、知識の向上を図り、指導的な立場で活躍できるように働きかける。
	平成23年7月の統一選挙による改選に向けて、農業委員会会長、事務局長会議等で、助成の農業委員会への参画促進を呼びかけ。	引き続き啓発、推進を図る。
年間10名程増加を目指す。	各市町村担い手育成総合支援協議会等で、経営改善計画認定制度の活用を希望する農業者に対して制度の説明、活用などについて助言・支援を行っている。	引き続き啓発、推進を図る。
	・平成17年に鳥取県指導漁業士認定事業実施要領を、漁業者でなくとも漁業に従事している女性も漁業士の対象となるよう改正した。女性部活動が盛んな地区の主だった女性に漁業士のPRを行っているが、漁業士認定まで至っていない。	継続して、漁業士のPRを行い、漁村女性の漁業士活動への参加を働きかける。 また、漁業士活動の一環として、魚食普及に関わる取組等も行い、女性漁業士の必要性を高めていく。

H20目標値の時点更新	国庫補助対象路線を運行する低床バス購入に対して、国と協調してバス事業者に補助を行っている。	各事業者に対して低床バスの導入を働きかけるとともに、国に対して国庫補助金額の確保を要望する。
-------------	---	--

目標値の考え方	22年度の取組状況	今後の見通し
H20目標値の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・乳がん患者団体が中心となった実行委員会が主催する「米子ピンクリボンフェスタ」イベントを連携し、乳がん検診車によるマンモグラフィー体験検診等を実施(H20.5～)。 ・県主催のがんフォーラム等のイベントで啓発パネルを展示したり、市町村等が実施するイベントに啓発パネルを貸し出し。 ・乳がん検診受診率向上のため、特定年齢に無料クーポン券を郵送する市町村事業(女性特有のがん検診推進事業)の取組を支援。 ・働く人にも受診しやすい体制整備のために市町村が実施する休日がん検診に係る経費を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県主催のがんフォーラムや患者団体がショッピングセンター等で実施しているイベントでの普及啓発を継続。 ・また、各圏域ごとに「地域でがんを考える協議会」を開催し、関係機関と連携して地域に密着したがん検診啓発策を検討する。 ・市町村が実施する無料クーポン郵送事業(がん検診推進事業)の取組支援や休日がん検診事業の支援を継続。 ・各世代に応じたがんに対する正しい知識を啓発するやめ、学校や事業所等と連携して出張がん予防教室を行う。
H20目標値の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・県主催のがんフォーラム等のイベントで啓発パネルを展示したり、市町村等が実施するイベントに啓発パネルを貸し出し。 ・子宮がん検診受診率向上のため、特定年齢に無料クーポン券を郵送する市町村事業(女性特有のがん検診推進事業)の取組を支援。 ・働く人が受診しやすい体制整備のために市町村が実施する休日がん検診に係る経費を支援。 ・子宮頸がん予防ワクチン接種公費負担を実施する市町村の経費を補助。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県主催のがんフォーラムや患者団体がショッピングセンター等で実施しているイベントでの普及啓発を継続。 ・また、各圏域ごとに「地域でがんを考える協議会」を開催し、関係機関と連携して地域に密着したがん検診啓発策を検討する。 ・市町村が実施する無料クーポン郵送事業(がん検診推進事業)の取組支援や休日がん検診事業の支援を継続。 ・ワクチン接種公費負担補助を継続。 ・各世代に応じたがんに対する正しい知識を啓発するやめ、学校や事業所等と連携して出張がん予防教室を行う。

2 評価・今後の課題

【テーマA】「男女共同参画の視点に立って社会の制度や慣行などを見直してみよう」

重点目標1：自治体、企業、団体などで物事を決めるときに男女がともに参画しよう

〔現状・評価〕

- ・県の審議会等の女性委員割合は、平成15年以降40%を上回り、行政分野における政策方針決定過程への女性の参画は着実に進んできているが、近年は横ばい状態となっている。
- ・市町村議会議員の女性割合が上昇するなど、議員や自治体管理職の女性割合は徐々に上昇してきているものの、その割合はまだ低い状況にある。

〔課題〕

- ・議会への女性の参画、女性の管理職登用の推進
- ・行政や政治の分野への女性の参画拡大に向けた学習機会の提供
- ・政策方針決定過程への参画や管理職就任に係る女性自身の意識・意欲の向上
- ・企業等の男女共同参画の取組の促進

重点目標2：男女がともに自分らしく生きるため、考え方を改めてみよう

〔現状・評価〕

- ・男女の地位についての平等感は、「学校教育」以外は男性優遇の意識が強く、「社会通念・慣習やしきたり」については特に高い。経年的に見ると、平等感は徐々に高まりつつある。
- ・性別によって男女の役割を決める考え方（固定的性別役割分担意識）については、賛成、反対の割合はほぼ同じ。経年的に見ると、賛成が減少し、反対が増加している。

〔課題〕

- ・固定的性別役割分担意識の解消に向けた、効果的な啓発
- ・多様な選択を可能にする生涯学習、能力開発
- ・男性を対象とした男女共同参画の啓発、学習機会の提供

重点目標3：様々な分野で男女共同参画を進めよう

〔現状・評価〕

- ・消防団員の女性割合は上昇してきているものの、その割合はまだ低い状況にある。
- ・医療関係者における男女の格差は徐々に解消されつつあるものの、職種によって格差がある。
- ・平成22年度中に1町で条例制定、2町で計画策定され、条例は14市町村、計画は全市町村で策定となり取組が進められている。

〔課題〕

- ・防災・復興に係る方針決定の場における女性の参画の推進
- ・性別にとらわれない進路選択、キャリア教育の充実
- ・医師や研究者など女性の割合が低い分野においては、モデル事例となるような情報の提供や両立支援制度の充実

重点目標4：自治会など地域社会での男女共同参画を進めよう

〔現状・評価〕

- ・自治会役員の女性割合は近年増加傾向にあるが5%未満であり割合は低い。平成22年度については前年度より減少している。また、老人クラブ役員の女性割合も17.3%と低い状況。
- ・小中学校PTA役員の女性割合は、副会長は半数近くを占めるのに比べ、会長は7.5%となっている。
- ・子ども会の役員割合は、女性より男性の割合が低く、男性役員は22.1%。

[課題]

- ・これまでの慣例にとらわれない、組織運営体制の構築
- ・地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画
- ・防災、まちづくり、地域生活など、男女共同参画の視点を踏まえた地域づくり
- ・青少年の育成や地域活動、ボランティア活動への男性の参画

重点目標 5：国際社会の一員として行動しよう

[現状・評価]

- ・本県における外国人のいる世帯は増加傾向にある。
- ・ボランティアの派遣状況は、平成22年度は女性が男性を上回る参加状況となっている。

[課題]

- ・国際的な基準や規範、動向について理解を深めるための教育・啓発の推進
- ・外国人居住者が暮らしやすい環境の整備

【テーマB】「職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう」

重点目標 1：男女がともに能力を発揮できる職場環境をつくろう

[現状・評価]

- ・「職場」における男女平等感は、徐々に改善されてきているものの、依然男性優位との回答が半数を超えている。
- ・雇用形態では、男性に比べ女性の正規職員の割合が低い。また、男女(短時間労働者を除く)の賃金格差は徐々に縮小してきているものの依然として開きがあり男性優遇となっている。

[課題]

- ・女性の能力発揮促進のための支援（キャリアアップセミナーの開催、身近な女性のロールモデルの発掘と情報提供）
- ・経営者の固定的性別役割分担意識の解消
- ・M字カーブの解消に向けた取組の推進（長時間労働の抑制、働きながら子育てができる体制）
- ・企業等の男女共同参画の取組を促進するため、関連情報の提供や認定制度の普及などの実施

重点目標 2：仕事と家庭を両方大切にしよう

[現状・評価]

- ・男女有業者の週平均家事関連時間は、男性が34分、女性3時間18分と大きな開きがある。
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について、理想と現実の間にはギャップがあり、現実には仕事優先となっている。
- ・ワーク・ライフ・バランスに対する認知度は、企業経営者の半数がだいたい理解しているものの、雇用者規模が小さい企業ほど認知度は低く、企業経営上のメリットが十分理解されていない傾向がある。
- ・放課後児童クラブや延長保育の実施に加え、年度途中の乳児受入体制の充実など、子育て支援の取り組みは充実してきている。

[課題]

- ・ワーク・ライフ・バランスについての企業経営者の意識改革、企業への取組支援
- ・ワーク・ライフ・バランス実践に向けた取組の推進
- ・男性の、家事・育児・介護などへの参画促進

重点目標 3：農林水産業、商工業などの自営業でも男女共同参画を進めよう

[現状・評価]

- ・ 家族経営協定締結農家数は年々増加し、農林水産業分野での男女共同参画は徐々に進んできている。
- ・ 女性農業委員や農協の女性正組合員の割合は徐々に増えてきているものの、まだ低い水準にとどまっている。

[課題]

- ・ 女性の農業技術、経営のノウハウ等の知識向上にかかる支援、家族経営協定の締結促進
- ・ 物事を決める場面への女性の参画の推進、固定的役割分担意識に基づく慣行、習慣の見直し

重点目標 4：男女共同参画の視点に立って高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会にしよう

[現状・評価]

- ・ 一般民間企業における障がい者雇用率は1.83%で、法定雇用率1.8%を上回っている。
- ・ 障がい児・者数は増加傾向にある。

[課題]

- ・ 男女共同参画の視点に立ち、高齢者や障がい者などが安心して暮らせる条件の整備（雇用、社会参加、介護体制など）、自立支援

【テーマC】「女性の人権が擁護され、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう」

重点目標 1：女性に対するあらゆる暴力をなくそう

[現状・評価]

- ・ ドメスティック・バイオレンス（DV）を主な要因とする一時保護件数は、ほぼ横ばいで推移しているものの、DV相談は女性相談総件数の4割弱と多くの割合を占めている。
- ・ 地域や学校でDVの予防啓発活動や相談対応できる人材育成に取り組み、予防啓発の充実を図った。

[課題]

- ・ 配偶者等への暴力の予防と防止対策、被害者保護
- ・ 性犯罪や子どもに対する性暴力の根絶に向けた取組の推進

重点目標 2：女性の健康を支援していこう

[現状・評価]

- ・ 人工妊娠中絶件数は減少傾向となっているが、全国と比べると実施率は高い。
- ・ HIV抗体検査数は、近年は横ばい傾向である。
- ・ 女性の子宮がん検診受診率は徐々に高くなっているものの、乳がん検診受診率とともに横ばい傾向である。

[課題]

- ・ 生涯を通じた男女の健康の保持、増進
- ・ 学校教育を通じた適切な性教育の実施
- ・ 健康を脅かす問題についての対策の推進（HIV、飲酒、喫煙、薬物）

鳥 取 県 男 女 共 同 参 画 白 書

～平成 22 年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書～
平成 23 年 11 月

発行／鳥取県企画部男女共同参画推進課

〒680-8570 鳥取市東町 1 - 2 2 0

電 話 0 8 5 7 - 2 6 - 7 0 7 7

ファクシミリ 0 8 5 7 - 2 6 - 8 1 0 7

ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/danjyo/>

Eメール danjyo@pref.tottori.jp